第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第 6 章　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域の最寄りの地域気象観測所として区界地域気象観測所があり、その概要及び観測種目は表 3.1-1、観測所の位置は図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1　地域気象観測所の概要及び観測種目

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の高さ	風速計の高さ	観測種目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
区界	宮古市区界第 2 地割	緯度 39° 39.0′ 経度 141° 21.2′	734m	9.9m	○	○	○	○	○

注：「○」は観測が行われていることを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和 8 年 3 月 24 日現在)」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

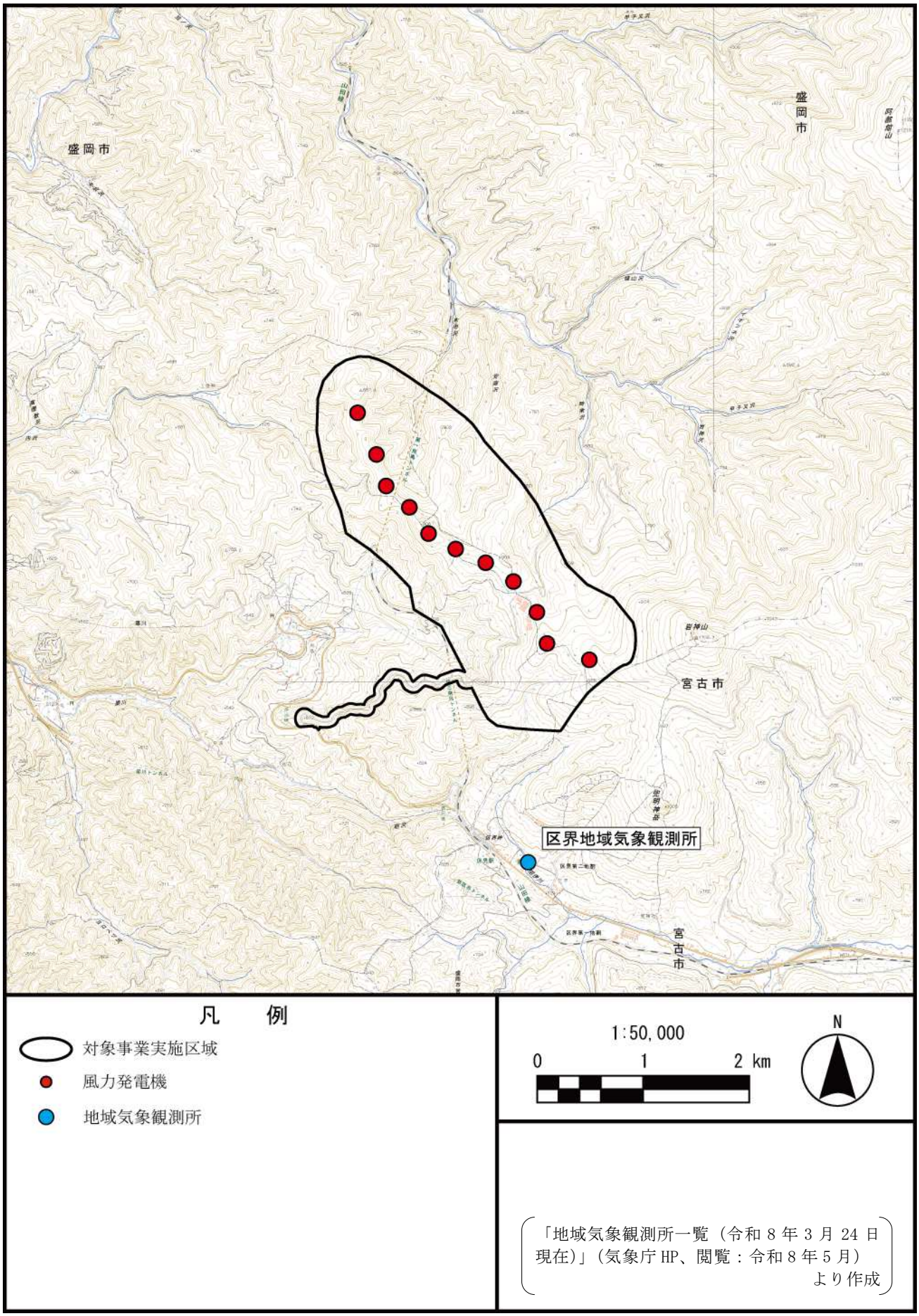


図 3.1-1　地域気象観測所の位置

区界地域気象観測所における平年値及び令和 7 年の気象概況は表 3.1-2、令和 7 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。令和 7 年の年平均気温は 7.9℃、年降水量は 1,472.0mm、年平均風速は 1.7m/s、年間日照時間は 1,472.6 時間、降雪の寒候年合計は 401cm である。また、令和 7 年の風向出現頻度は、年間を通じて西北西が卓越しており、年間の風向出現頻度は最も高い西北西が 29.8%、次いで西が 14.9%である。

表 3.1-2(1)　区界地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温（℃）	6.6	-6.1	-5.4	-1.8	4.5	10.7	14.8	19.0	19.8	15.5	8.8	2.8	-3.0
日最高気温（℃）	10.9	-2.7	-1.6	2.3	9.5	16.1	19.7	23.1	24.1	19.9	13.6	6.9	0.3
日最低気温（℃）	1.7	-11.2	-10.8	-7.1	-0.9	4.7	9.7	15.3	15.8	11.1	3.5	-2.1	-7.4
平均風速（m/s）	1.8	1.9	2.0	2.1	2.1	2.0	1.5	1.4	1.5	1.5	1.6	1.8	1.9
最多風向	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	南東	南東	西北西	西北西	西北西
日照時間（時間）	1,403.2	64.0	75.1	107.2	146.4	174.3	148.9	121.9	139.8	123.7	132.8	100.0	64.2
降水量（mm）	1,517.7	59.3	48.6	98.2	111.1	127.6	130.7	218.7	208.8	177.3	133.5	112.9	89.4
降雪の深さ（cm）	571	142	134	125	33	0	0	0	0	0	0	21	114

注：平年値の統計期間は、降雪の深さは 1991～2020 年の 30 年間、それ以外の要素は 1993～2020 年の 28 年間の観測値をもとに算出している。

〔「各種データ・資料」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

表 3.1-2(2)　区界地域気象観測所の気象概況（令和 7 年）

月	降水量（mm）				気温（℃）					風向・風速（m/s）					日照時間（時間）	降雪の深さ（cm）
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向		
1	43.5	16.0	3.5	1.0	-4.2	-0.7	-9.2	4.6	-14.8	1.5	6.7	南東	15.9	西北西	86.7	97
2	46.0	8.0	3.0	1.0	-5.3	-1.9	-9.7	5.7	-18.2	2.1	6.4	西北西	15.8	北北西	72.3	111
3	54.5	13.5	5.5	1.5	-0.2	3.8	-5.6	12.8	-14.3	2.1	9.4	南東	17.3	西北西	108.8	73
4	112.5	18.5	7.0	2.0	6.0	10.5	1.8	18.8	-8.5	2.2	9.3	南東	15.4	南東	80.8	13
5	149.0	27.5	8.5	5.5	10.9	16.1	5.1	22.8	-2.0	2.1	8.9	南南東	18.2	西北西	148.9	0
6	94.5	50.0	33.0	10.5	17.4	22.3	12.1	27.4	4.2	1.5	7.2	東南東	14.2	南東	176.2	0
7	95.5	42.0	25.5	11.0	21.6	26.7	16.7	30.6	13.0	1.5	7.5	南東	15.2	南東	200.0	0
8	284.5	53.0	27.5	19.5	21.2	25.8	16.7	30.3	9.1	1.2	5.8	南東	12.9	北	179.9	0
9	268.0	78.5	35.0	10.5	17.0	21.6	11.8	26.4	5.4	1.5	9.2	南東	17.2	南東	159.6	0
10	115.0	26.0	10.0	3.5	8.8	13.4	3.8	21.5	-6.8	1.6	6.2	南東	11.2	北西	109.5)	0
11	109.0	63.5	14.5	5.0	2.9	7.2	-2.4	13.4	-9.3	1.7	6.4	南東	16.7	北北西	107.3	0
12	100.0	13.5	4.5	1.5	-1.3	1.8	-5.6	12.5	-13.2	1.8	9.9	東南東	15.4	南東	42.6	95
年	1,472.0	78.5	35.0	19.5	7.9	12.2	3.0	30.6	-18.2	1.7	9.9	東南東	18.2	西北西	1,472.6	401

注：1.「)」は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

2. 降雪の年の値は、寒候年（令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までの期間）の値を示す。

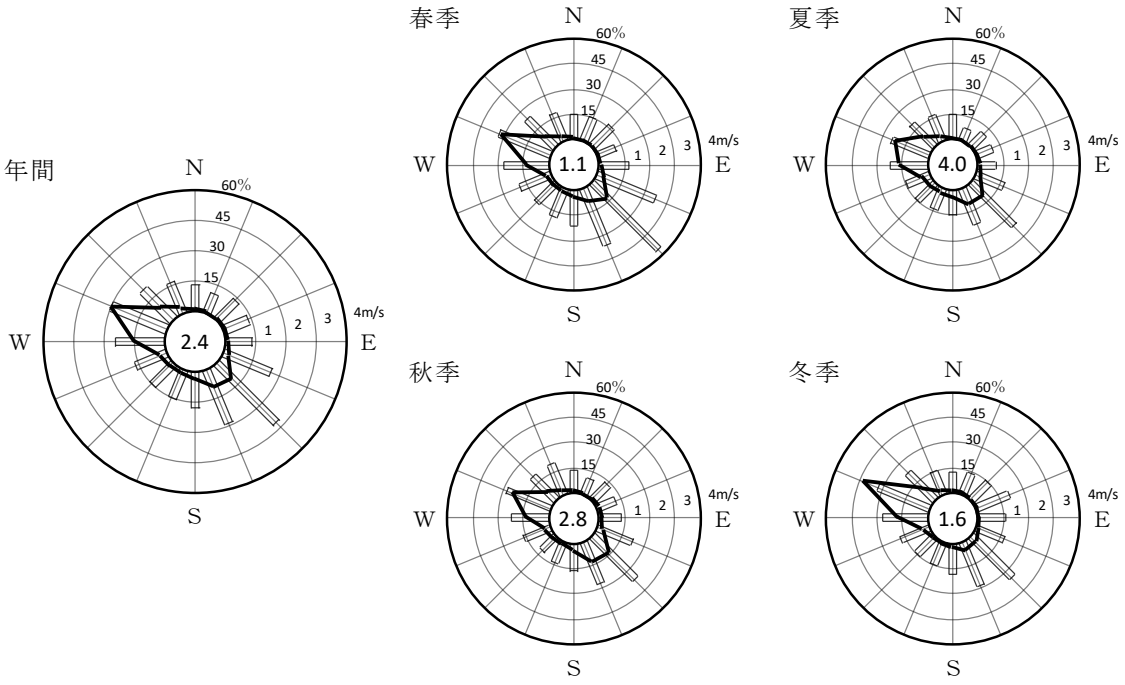
〔「各種データ・資料」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

表 3.1-3　区界地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 7 年）

季節／風向	春季（3～5 月）		夏季（6～8 月）		秋季（9～11 月）		冬季（1,2,12 月）		年　間	
	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）	風向出現頻度（%）	平均風速（m/s）
北北東	0.6	1.0	1.0	0.5	0.5	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7
北東	1.0	1.1	0.7	0.7	0.9	0.9	0.6	1.0	0.8	0.9
東北東	1.1	0.8	0.8	0.7	1.7	0.8	1.1	1.4	1.2	0.9
東	1.6	1.2	2.0	0.7	2.1	0.9	1.1	1.1	1.7	0.9
東南東	4.7	2.5	3.7	1.2	3.9	1.5	2.0	1.2	3.6	1.7
南東	13.9	3.7	11.3	2.4	14.5	2.4	5.4	2.3	11.3	2.8
南南東	8.7	2.4	10.8	1.5	13.5	1.8	6.3	1.9	9.8	1.9
南	4.3	1.4	4.3	1.0	4.9	1.1	2.5	1.2	4.0	1.2
南南西	2.5	1.2	3.2	0.9	2.2	0.9	1.3	1.0	2.3	1.0
南西	2.0	1.1	3.7	1.0	2.0	0.8	1.5	1.0	2.3	1.0
西南西	2.4	1.3	4.6	1.0	3.3	1.1	3.8	1.2	3.5	1.1
西	13.0	1.8	16.1	1.5	13.3	1.5	17.1	1.8	14.9	1.6
西北西	31.6	2.2	21.1	1.6	24.5	1.9	42.1	2.2	29.8	2.0
北西	8.2	1.6	8.5	1.3	6.7	1.3	9.9	1.5	8.3	1.4
北北西	2.6	1.2	3.4	1.1	2.2	1.3	2.2	1.0	2.6	1.1
北	0.9	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	0.7	0.8	0.9	0.9
静穏	1.1	0.2	4.0	0.2	2.8	0.2	1.6	0.2	2.4	0.2
合計･平均	100	2.1	100	1.4	100	1.6	100	1.8	100	1.7
（欠測）	0		0		0.1		0.0		0.0	

注：1. 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。
2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が 100%にならないことがある。
3. 風向出現頻度の「0」は出現しなかったこと、「0.0」は小数点以下第 2 位を四捨五入して 0.1 に満たなかったことを示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す。
2. 風配図の円内の数字は、静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「過去の気象データ」（気象庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.1-2　区界地域気象観測所の風配図（令和 7 年）

2. 大気質の状況

岩手県における大気質の状況として、令和 5 年度は一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）13 局及び自動車排出ガス測定局 2 局の計 15 局で常時監視測定が実施されている。

対象事業実施区域の最寄りの一般局として、盛岡市に津志田局、紫波町に日詰局があり、その概要及び測定項目は表 3.1-4、測定局の位置は図 3.1-3 のとおりである。

表 3.1-4　大気測定局の概要及び測定項目（令和 5 年度）

区　分	市町	測定局	用途地域	測定項目						
				二酸化硫黄（SO_2）	二酸化窒素（NO_2）	一酸化炭素（CO）	光化学オキシダント（Ox）	浮遊粒子状物質（SPM）	炭化水素（HC）	微小粒子状物質（PM2.5）
一般局	盛岡市	津志田	二中住	○	○	－	○	○	－	○
	紫波町	日詰	一住	－	○	－	－	－	－	－

注：1.「○」は測定が行われていること、「－」は行われていないことを示す。
2. 用途地域は「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）第 8 条に定めるもののうち、以下のとおりである。
二中住：第二種中高層住居専用地域
一住：第一種住居地域

（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）

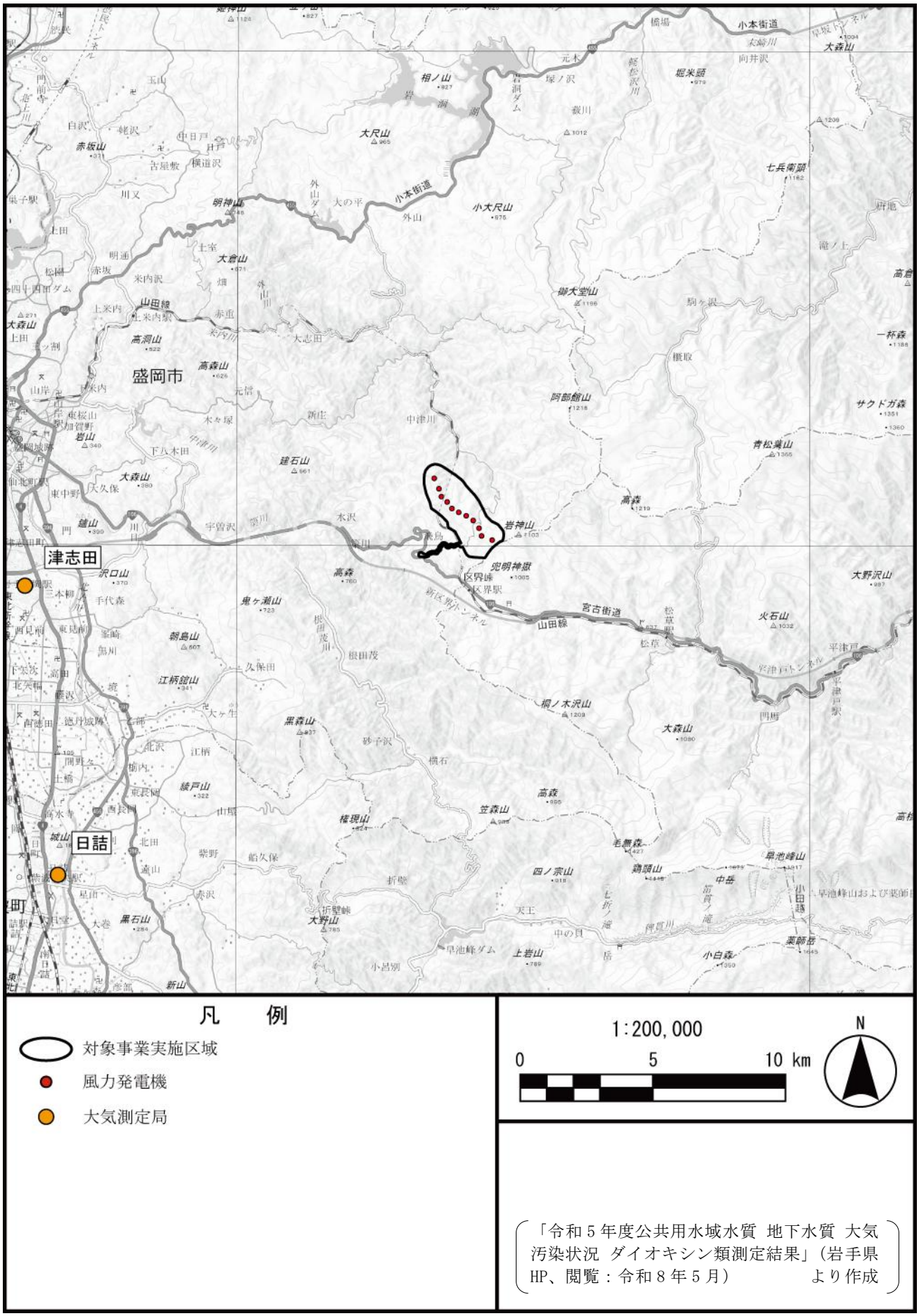


図 3.1-3　大気測定局の位置

(1) 二酸化硫黄(SO_2)

令和 5 年度の二酸化硫黄(SO_2)の測定結果は表 3.1-5 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去 5 年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-6 及び図 3.1-4 のとおりである。

※環境基準とその評価
環境基準：日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.10ppm 以下であること。
短期的評価：日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.10ppm 以下であること。
長期的評価：日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること、ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 3.1-5　二酸化硫黄(SO_2)の測定結果（令和 5 年度）

区　分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04pppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
				日	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
一般局	盛岡市	津志田	二中住	363	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0

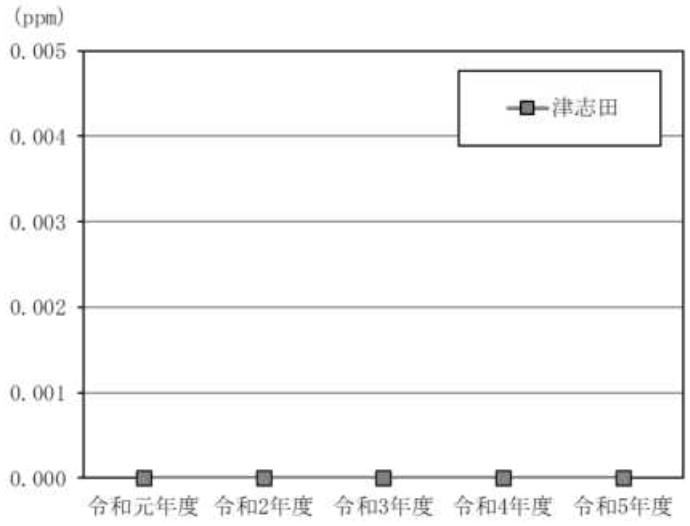
注：「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が 0.04ppm を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）

表 3.1-6　二酸化硫黄(SO_2)の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般局	盛岡市	津志田	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）



（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）

図 3.1-4　二酸化硫黄の年平均値の経年変化（令和元～5 年度）

(2)二酸化窒素(NO_2)

令和5年度の二酸化窒素(NO_2)の測定結果は表3.1-7のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-8及び図3.1-5のとおりである。

※環境基準とその評価
環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
長期的評価：1日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

表3.1-7　二酸化窒素(NO_2)の測定結果（令和5年度）

区　分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				日	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日
一般局	盛岡市	津志田	二中住	361	0.004	0.039	0	0.0	0	0.0	0.012	0
	紫波町	日詰	一住	364	0.003	0.027	0	0.0	0	0.0	0.009	0

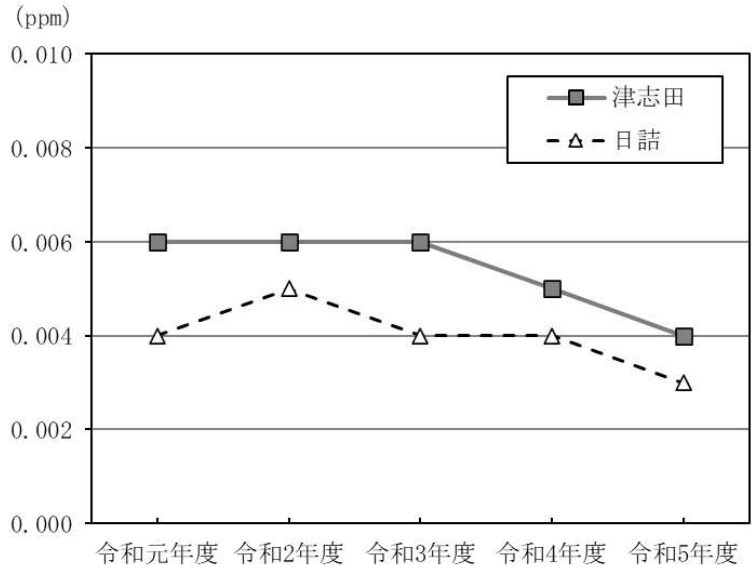
注：「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成

表3.1-8　二酸化窒素(NO_2)の年平均値の経年変化

区　分	市町	測定局	年平均値（ppm）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	盛岡市	津志田	0.006	0.006	0.006	0.005	0.004
	紫波町	日詰	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003

「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成



「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成

図3.1-5　二酸化窒素の年平均値の経年変化（令和元～5年度）

(3)光化学オキシダント(Ox)[1]

令和5年度の光化学オキシダント(Ox)の測定結果は表3.1-9のとおりであり、環境基準を達成していない。

また、過去5年間における昼間の1時間値の最高値の年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-6のとおりである。

※環境基準とその評価
環境基準：時間値が0.06ppm以下であること。
環境基準の評価：昼間（5～20時まで）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

表3.1-9　光化学オキシダント(Ox)の測定結果（令和5年度）

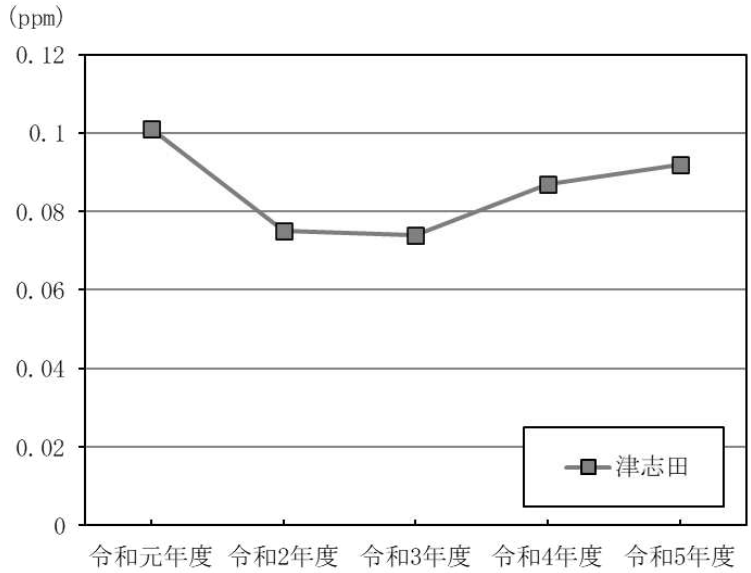
区　分	市	測定局	用途地域	昼間の測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
				日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	盛岡市	津志田	二中住	352	5,228	0.033	17	98	0	0	0.092	0.042

（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

表3.1-10　光化学オキシダント(Ox)の昼間の1時間値の最高値の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（ppm）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	盛岡市	津志田	0.101	0.075	0.074	0.087	0.092

（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）



（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

図3.1-6　光化学オキシダント(Ox)の昼間の1時間値の最高値の年平均値の経年変化（令和元～5年度）

[1] 光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし、生成されるオゾンを主成分とした酸化性物質をいう。

(4)浮遊粒子状物質(SPM)[2]

令和5年度の浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果は表3.1-11のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-12及び図3.1-7のとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること、ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表3.1-11　浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果（令和5年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
				日	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³	有×・無○	日
一般局	盛岡市	津志田	二中住	362	0.013	0	0.0	0	0.0	0.147	0.035	○	0

注：「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

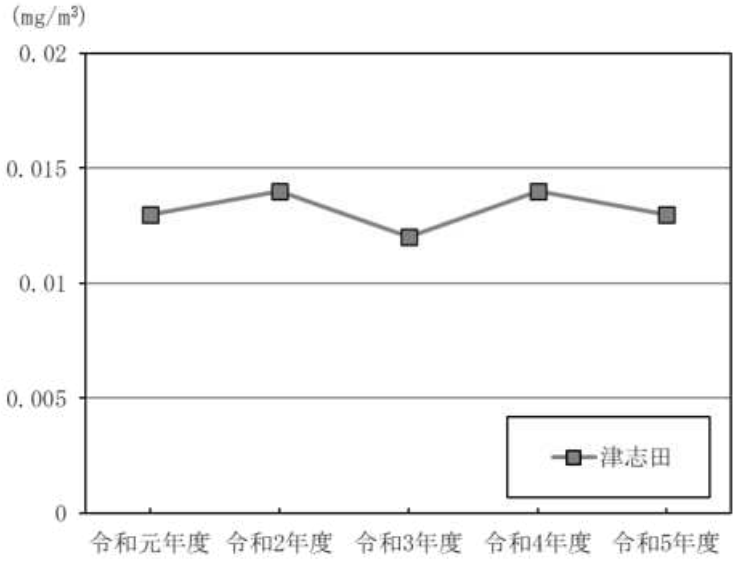
（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

表3.1-12　浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（mg/m³）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	盛岡市	津志田	0.013	0.014	0.012	0.014	0.013

（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

[2] 浮遊粒子状物質(SPM)とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。



（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

図 3.1-7　浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値の経年変化（令和元～5年度）

(5)微小粒子状物質(PM2.5)[3]

令和5年度の微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果は表 3.1-13 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表 3.1-14 及び図 3.1-8 のとおりである。

※環境基準とその評価
環境基準：1年平均値が 15μg/m³ 以下、かつ、1日平均値が 35μg/m³ 以下であること。
長期的評価：年平均値が 15μg/m³ 以下であること。
短期的評価：日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値が 35μg/m³ 以下であること。

表 3.1-13　微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果（令和5年度）

区　分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値	年間98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数
				日	時間	μg/m³	μg/m³	日	%	μg/m³	日
一般局	盛岡市	津志田	二中住	362	8,709	6.8	28.8	0	0.0	18.7	0

注：「年間98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ35μg/m³を超えた日数である。

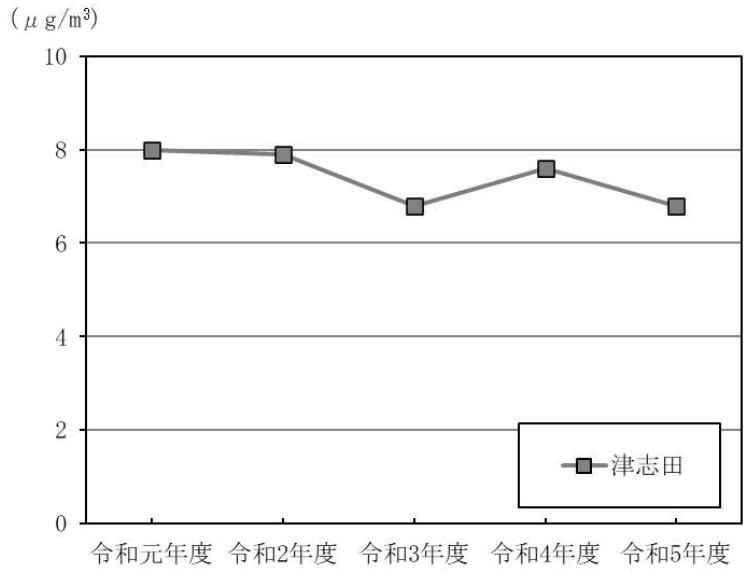
（「令和5年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成）

[3] 微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.1-14　微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化

区　分	市	測定局	年平均値（μg/m³）				
			令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一般局	盛岡市	津志田	8.0	7.9	6.8	7.6	6.8

（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）



（「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成）

図 3.1-8　微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化（令和元～5 年度）

(6)大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 6 年度は、盛岡市で 9 件、宮古市で 0 件である。

3. 騒音の状況

(1)環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における一般環境騒音の状況について、岩手県において公表された測定結果はない。

(2)自動車騒音の状況

岩手県における自動車騒音の状況として、令和 6 年度は 13 市 10 町 1 村で自動車騒音常時監視が行われているが、対象事業実施区域及びその周囲において測定は実施されていない。

(3)騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る公害苦情の受理件数は、「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 6 年度は、盛岡市で 17 件、宮古市で 0 件である。

4. 振動の状況

(1)環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、岩手県において公表された測定結果はない。

(2)道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、岩手県において公表された測定結果はない。

(3)振動に係る苦情の発生状況

振動に係る公害苦情の受理件数は、「令和7年度　岩手県統計年鑑」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）によると、令和6年度は、盛岡市で3件、宮古市で0件である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1)河　川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図3.1-9のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には中津川水系の一級河川である中津川、普通河川の時常沢、栃沢、簗川、閉伊川等の河川が流れている。

(2)湖　沼

対象事業実施区域及びその周囲に湖沼はない。

(3)海　域

対象事業実施区域及びその周囲に海域はない。

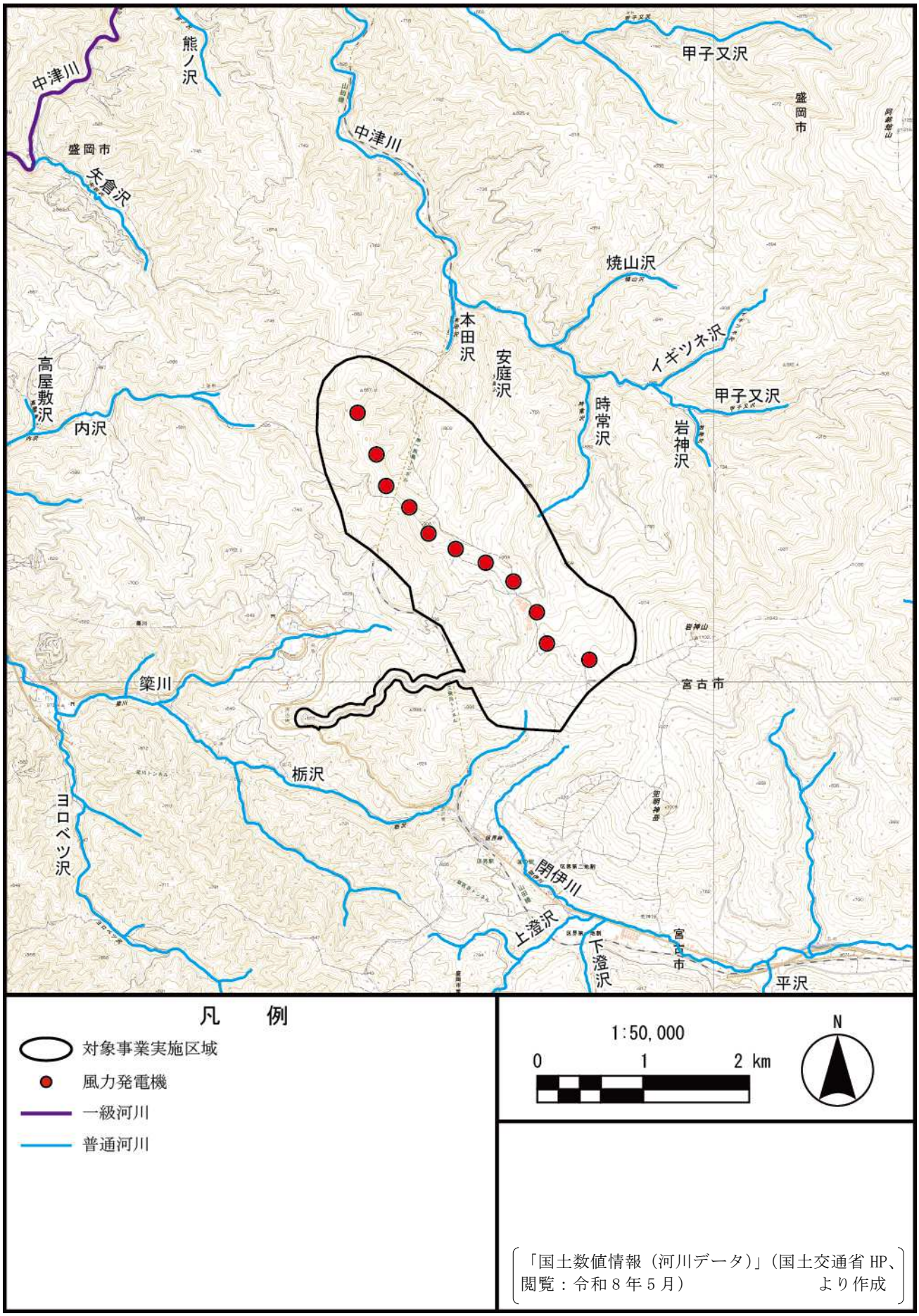


図 3.1-9　主要な河川の状況

2. 水質の状況

(1)河川の水質

岩手県では「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 5 年度は 132 河川で公共用水域の水質調査が実施されている。生活環境項目のうち、河川 91 水域における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率は 100%であった。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、水質調査は実施されていない。

(2)地下水の水質

岩手県では「令和 5 年度公共用水域水質 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 5 年度は概況調査が 65 地点、汚染井戸周辺地区調査が 11 地点、継続監視調査が 66 地点で実施されている。概況調査を実施した 3 井戸、汚染井戸周辺地区調査を実施した 1 井戸、継続監視調査を実施した 27 井戸で環境基準を超過している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質調査は実施されていない。

(3)水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 6 年度は、盛岡市で 1 件、宮古市で 1 件である。

3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公共用水域の底質の測定は実施されていない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）第 27 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度は公共用水域 33 地点で底質のダイオキシン類の調査が行われ、すべての地点で環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において底質のダイオキシン類の調査は実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1)土　壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-10 のとおりである。

対象事業実施区域は主に黒ボク土壌、淡色黒ボク土壌、褐色森林土壌等が分布している。

(2)土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和 8 年 4 月 30 日現在)」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3)土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る公害苦情の受理件数は、「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 6 年度は、盛岡市、宮古市ともに 0 件である。

2. 地盤の状況

(1)地盤沈下の状況

「令和 6 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 8 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

(2)地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る公害苦情の受理件数は、「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、令和 6 年度は、盛岡市、宮古市ともに 0 件である。

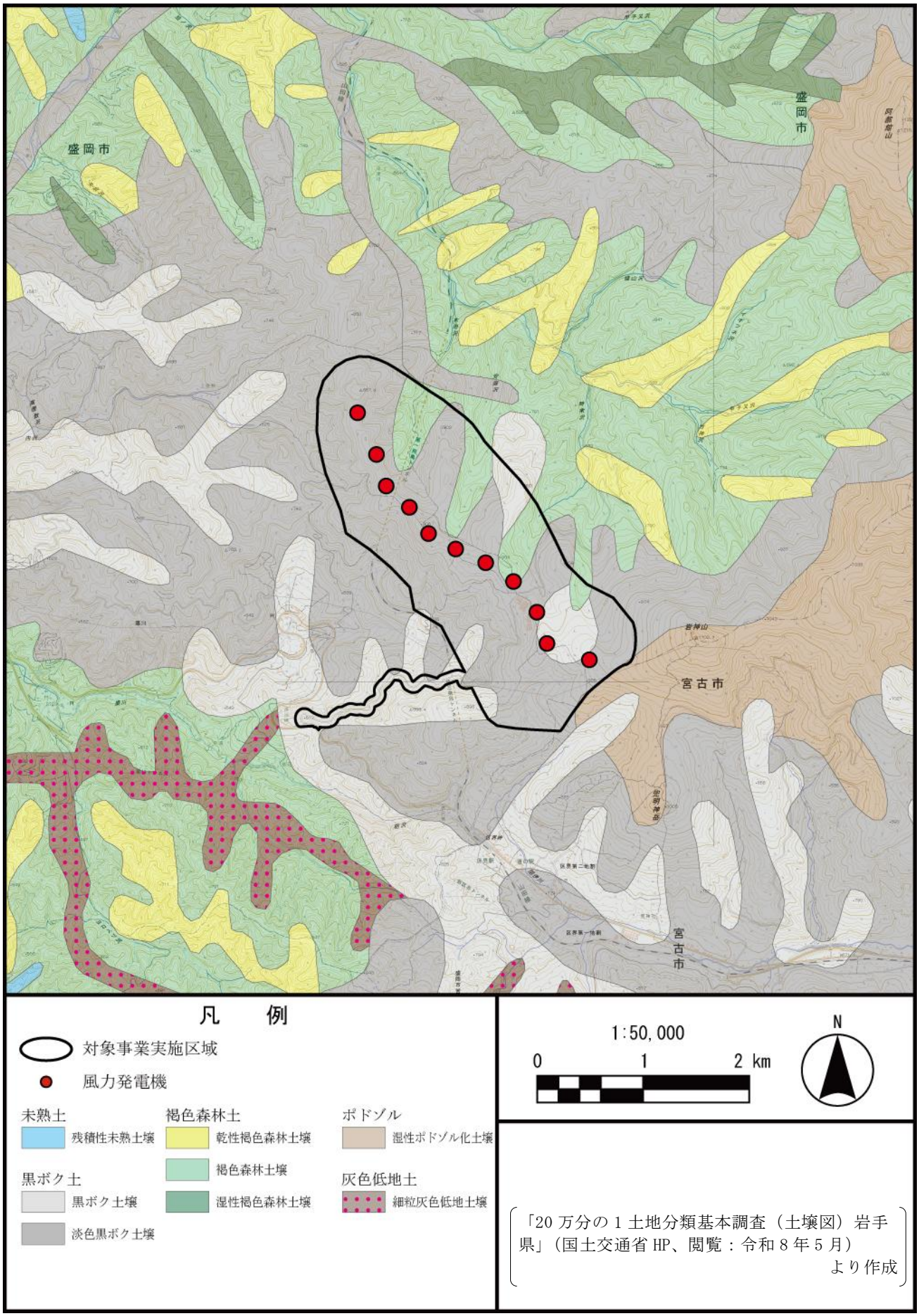

盛岡市
盛岡市
宮古市
宮古市
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
未熟土
残積性未熟土壌
褐色森林土
乾性褐色森林土壌
褐色森林土壌
湿性褐色森林土壌
ポドゾル
湿性ポドゾル化土壌
黒ボク土
黒ボク土壌
淡色黒ボク土壌
灰色低地土
細粒灰色低地土壌
1:50,000
0
1
2 km
N
「20 万分の 1 土地分類基本調査（土壌図）岩手県」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成

図 3.1-10　土壌図

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-11 のとおりである。

対象事業実施区域は中起伏山地及び小起伏山地からなっている。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-12 のとおりである。

対象事業実施区域は固結堆積物である泥石（頁岩・粘板岩を含む)、岩石の互層（砂岩、泥岩及び珪岩質岩石）及び輝緑凝灰岩からなっている。

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- 「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に掲載されている地形。
- 「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）に掲載されている地形。
- 「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に掲載されている地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に定める史跡、名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

対象事業実施区域及びその周囲において、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における、「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）による典型地形は、表 3.1-15 及び図 3.1-13 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「兜明神獄」及び「兜明神獄山頂部」がある。

対象事業実施区域及びその周囲において、「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源はない。

対象事業実施区域及びその周囲において、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-15　重要な地形の状況（典型地形）

地形項目		名称	備考
地質を反映した地形	残丘	兜明神獄	区界高原自然環境保全地域
	花崗岩ドーム	兜明神獄山頂部	区界高原自然環境保全地域

〔「日本の典型地形」（(財) 日本地図センター、平成 11 年）より作成〕

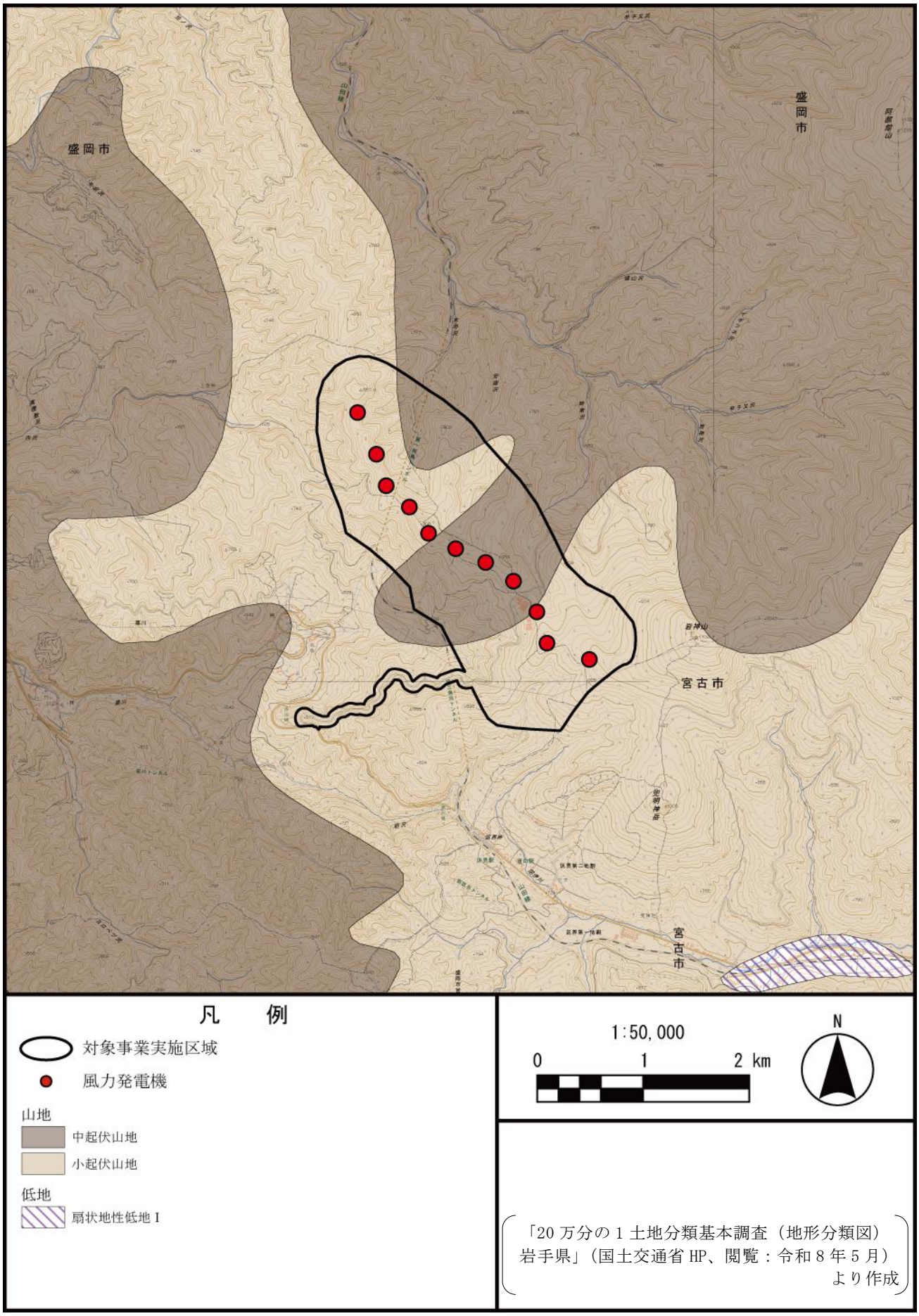

盛岡市
盛岡市
宮古市
宮古市
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
山地
中起伏山地
小起伏山地
低地
扇状地性低地Ⅰ
1:50,000
0
1
2 km
N
「20万分の1土地分類基本調査（地形分類図）岩手県」（国土交通省HP、閲覧：令和8年5月）より作成

図 3.1-11　地形分類図

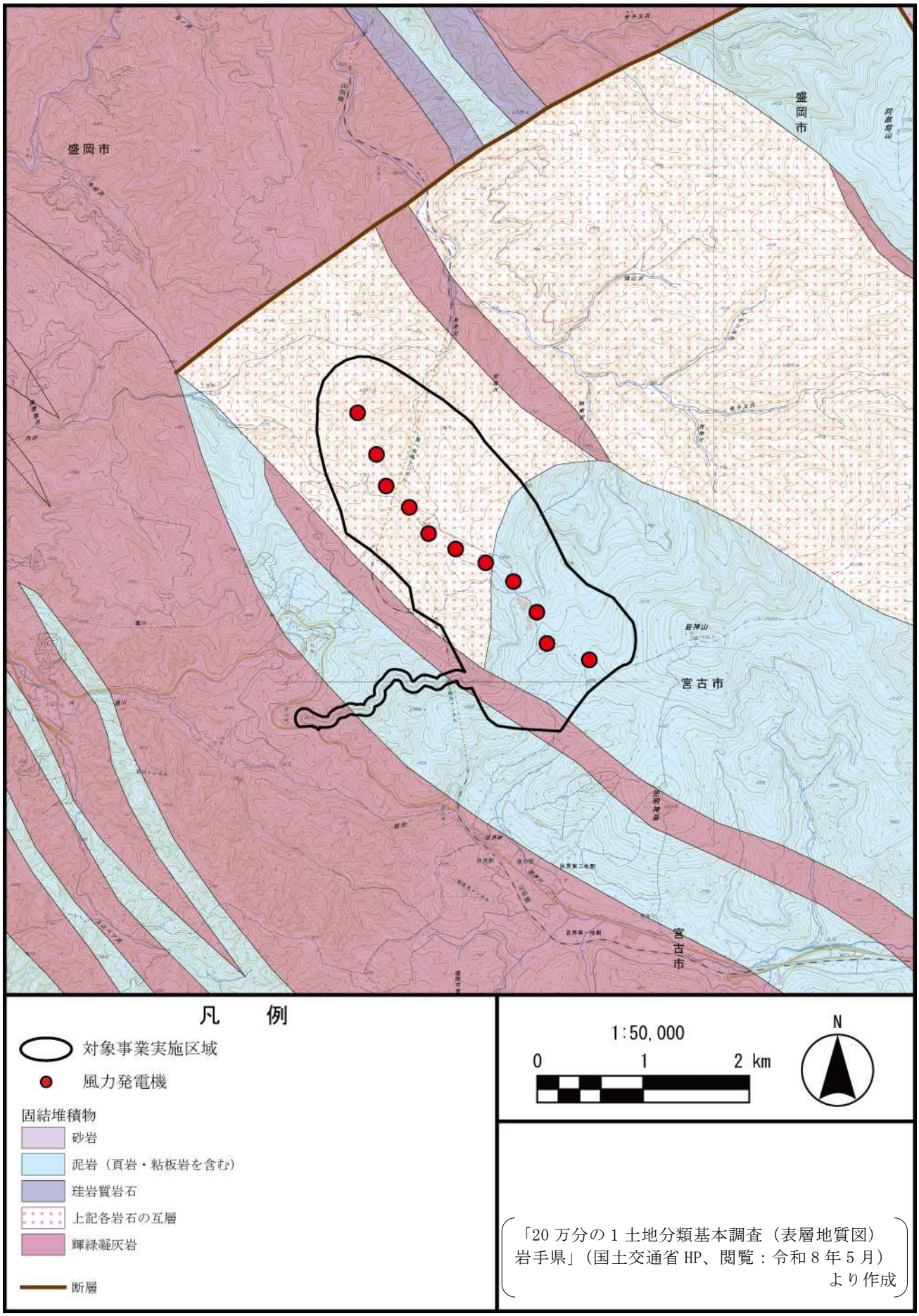

盛岡市
盛岡市
宮古市
宮古市
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
固結堆積物
砂岩
泥岩（頁岩・粘板岩を含む）
珪岩質岩石
上記各岩石の互層
輝緑凝灰岩
断層
1:50,000
0
1
2 km
N
「20万分の1土地分類基本調査（表層地質図）岩手県」（国土交通省HP、閲覧：令和8年5月）より作成

図 3.1-12　表層地質図

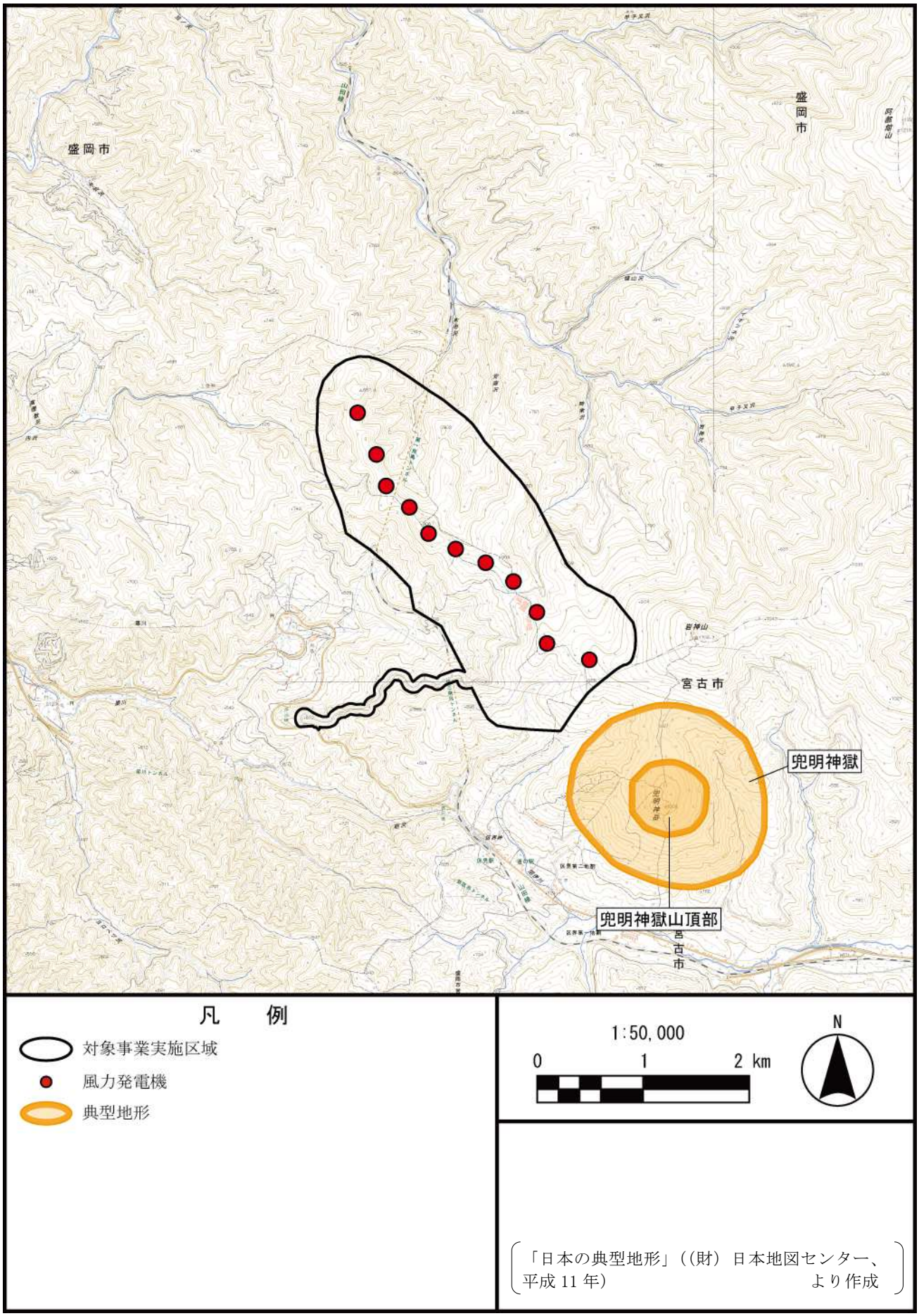


図 3.1-13　重要な地形の状況（典型地形）

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版）」（岩手県、令和 7 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-16 及び図 3.1-14 のとおりである。

表 3.1-16(1)　文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 2 回（1978～1980）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 3 回（1983～1988）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 4 回（1988～1993）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 5 回（1993～1999）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「自然環境調査 Web-GIS　動物　第 6 回（1999～2005）」（環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ範囲と同等の 5km メッシュ
「全国鳥類繁殖分布調査」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域が含まれる 20 ㎞メッシュ
「いきものログ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「環境アセスメントデータベース　全国環境情報　コウモリ分布」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲の調査地点
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）	対象事業実施区域及びその周囲
「環境アセスメントデータベース　センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「環境アセスメントデータベース　ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲
「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）	対象事業実施区域及びその周囲
「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物　web 版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、岩泉町、宮古市※2、※3
「岩手県立博物館収蔵資料目録　第 9 集　生物Ⅲ　岩手の蝶」（岩手県立博物館、平成 5 年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、岩泉町、宮古市※2
「岩手県立博物館収蔵資料目録　第 24 集　生物Ⅵ　岩手の蝶 2」（岩手県立博物館、平成 24 年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、岩泉町、宮古市※2
「岩手県立博物館収蔵資料目録　第 25 集　生物Ⅶ　岩手の蝶 3」（岩手県立博物館、平成 25 年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、岩泉町、宮古市※2
「盛岡市史　第七巻（復刻版）」（盛岡市、昭和 55 年）	盛岡市

表 3.1-16(2)　文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「特殊鳥類生息実態調査報告書」（岩手県環境保健部自然保護課、平成 5 年）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ※4
「野生鳥獣保護調査事業・第 3 期調査　小型ワシタカ類生息実態調査報告書」（岩手県環境保健部自然保護課、平成 7 年）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ※4
「野生鳥獣保護調査事業・第 4 期調査　フクロウ科生息実態調査報告書」（岩手県生活環境部自然保護課、平成 10 年）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ※4
「野生生物保護対策事業調査報告書－イヌワシ生息状況調査－」（岩手県生活環境部自然保護課、平成 11 年）	対象事業実施区域が含まれるメッシュ※4
「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版）」（岩手県、令和 7 年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、岩泉町、宮古市※2、※3

注：※については以下のとおりである。

※1：2 次メッシュは、国土地理院発行の 1/25,000 の地形図の図郭割の範囲に相当する。対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ「594132　区界」「594133　松草」「594142　大志田」「594143　青松葉山」を抽出した。

※2：掲載されている分布地域に盛岡市簗川等の詳細な地名が記載されている場合は詳細な地名を優先して抽出し、詳細な地名が記載されておらず盛岡市等の市町のみでの記載の場合は市町で抽出した。

※3：汽水域、沿岸域等明らかに対象事業実施区域の環境と生息域が異なるものについては除外した。

※4：対象事業実施区域を含む 10km×10km 又は 5km×5km メッシュ範囲。

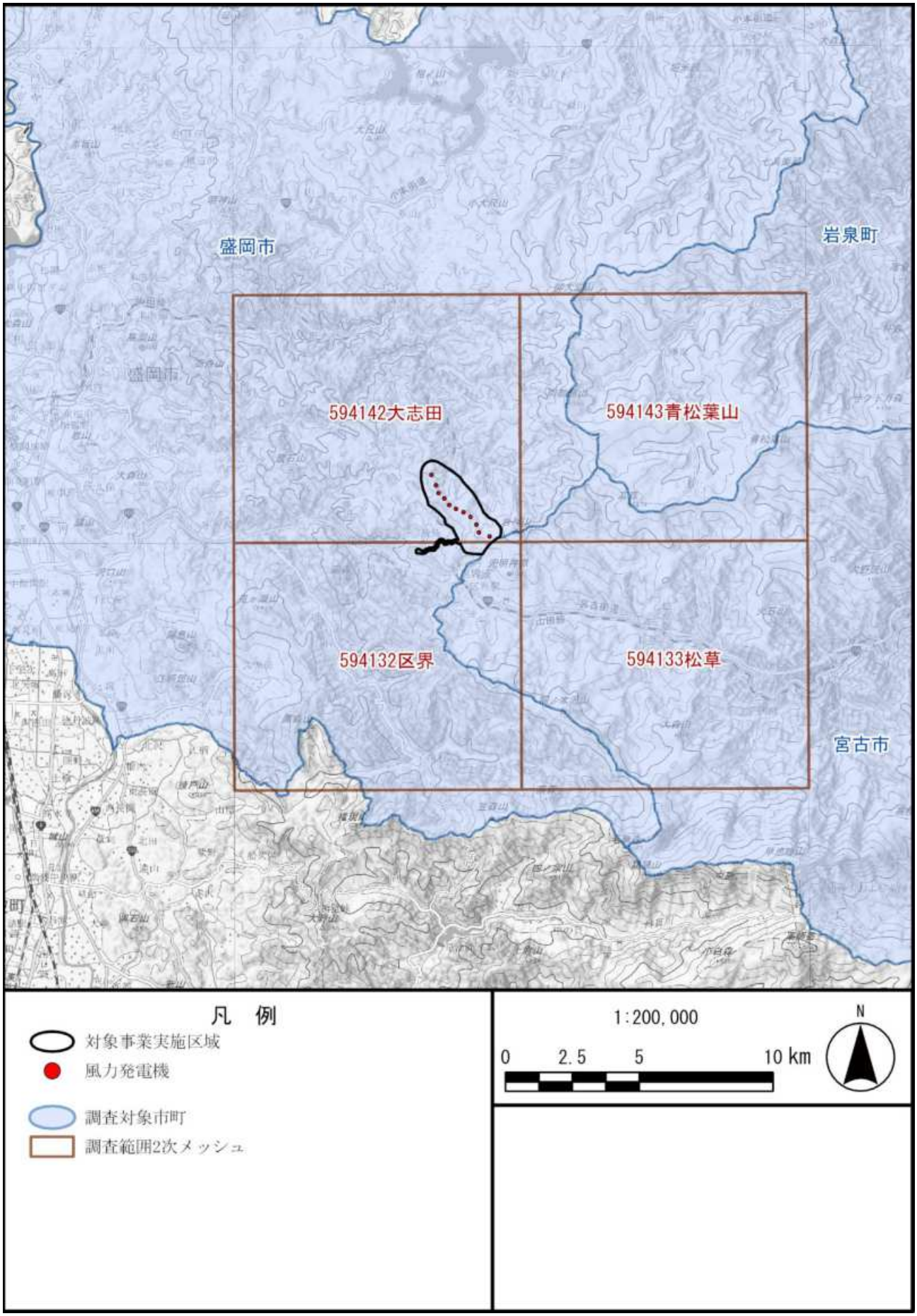


図 3.1-14　文献その他の資料調査範囲

(1)動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要を表3.1-17のとおり整理した。哺乳類33種、鳥類111種、爬虫類7種、両生類13種、昆虫類283種、陸産貝類9種、魚類29種及び昆虫類以外の無脊椎動物（淡水産貝類を含む）7種の合計492種が確認されている。

表3.1-17　動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	ミズラモグラ、カグヤコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ、テングコウモリ、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、ヤマネ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、イイズナ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ等 （33種）
鳥類	オシドリ、ヤマドリ、ホトトギス、カッコウ、クマタカ、イヌワシ、フクロウ、カワセミ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ヒガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ウグイス、ムクドリ、スズメ、キセキレイ、ホオジロ、ノジコ、アオジ等 （111種）
爬虫類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ （7種）
両生類	トウホクサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、キタオウシュウサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル （13種）
昆虫類	モートンイトトンボ、ハッチョウトンボ、コエゾゼミ、ミヤマセセリ、ルリシジミ、ツバメシジミ、クジャクチョウ、シータテハ、キアゲハ、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種、ニワハンミョウ、マメゲンゴロウ、ミヤマクワガタ、オオトラフハナムグリ、アカヘリミドリタマムシ、キバネニセハムシハナカミキリ、クロスジカメノコハムシ、オガサワラアナバチ等 （283種）
陸産貝類	ヤマキサゴ、クリイロキセルガイモドキ、キセルガイモドキ、ニッポンマイマイ、オオケマイマイ、アオモリマイマイ、ヒタチマイマイ、ヒダリマキマイマイ、ムツヒダリマキマイマイ （9種）
魚類	スナヤツメ北方種、カワヤツメ、ニホンウナギ、コイ（型不明）、オイカワ、ウグイ、カマツカ、アメマス（エゾイワナ）、サクラマス（ヤマメ）、カジカ等 （29種）
昆虫類以外の無脊椎動物（淡水産貝類を含む）	タガイ、ヒラヌマガイ、マメシジミ、チビマメシジミ、マメシジミ属の1種①、マメシジミ属の1種②、マシジミ （7種）
計	492種

注：1. 種名及び配列については原則として、鳥類は「日本鳥類目録　改訂第8版」（日本鳥学会、令和6年）、陸産貝類については「日本産野生生物目録　無脊椎動物編Ⅲ」（環境庁、平成10年）及び「原色日本陸産貝類図鑑」（保育社、昭和57年）、それ以外については「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和7年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査HP、閲覧：令和8年5月）に準拠した。
2. 確認種については、表3.1-16に示す文献その他の資料より抽出した。

「生物多様性情報システム　ガンカモ類の生息調査」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）において、ガン・カモ・ハクチョウ類の冬季の生息状況及び渡来傾向が掲載されている。平成 27 年度から令和 6 年までの 10 年間において、対象事業実施区域及びその周囲に調査地点は設定されていない。

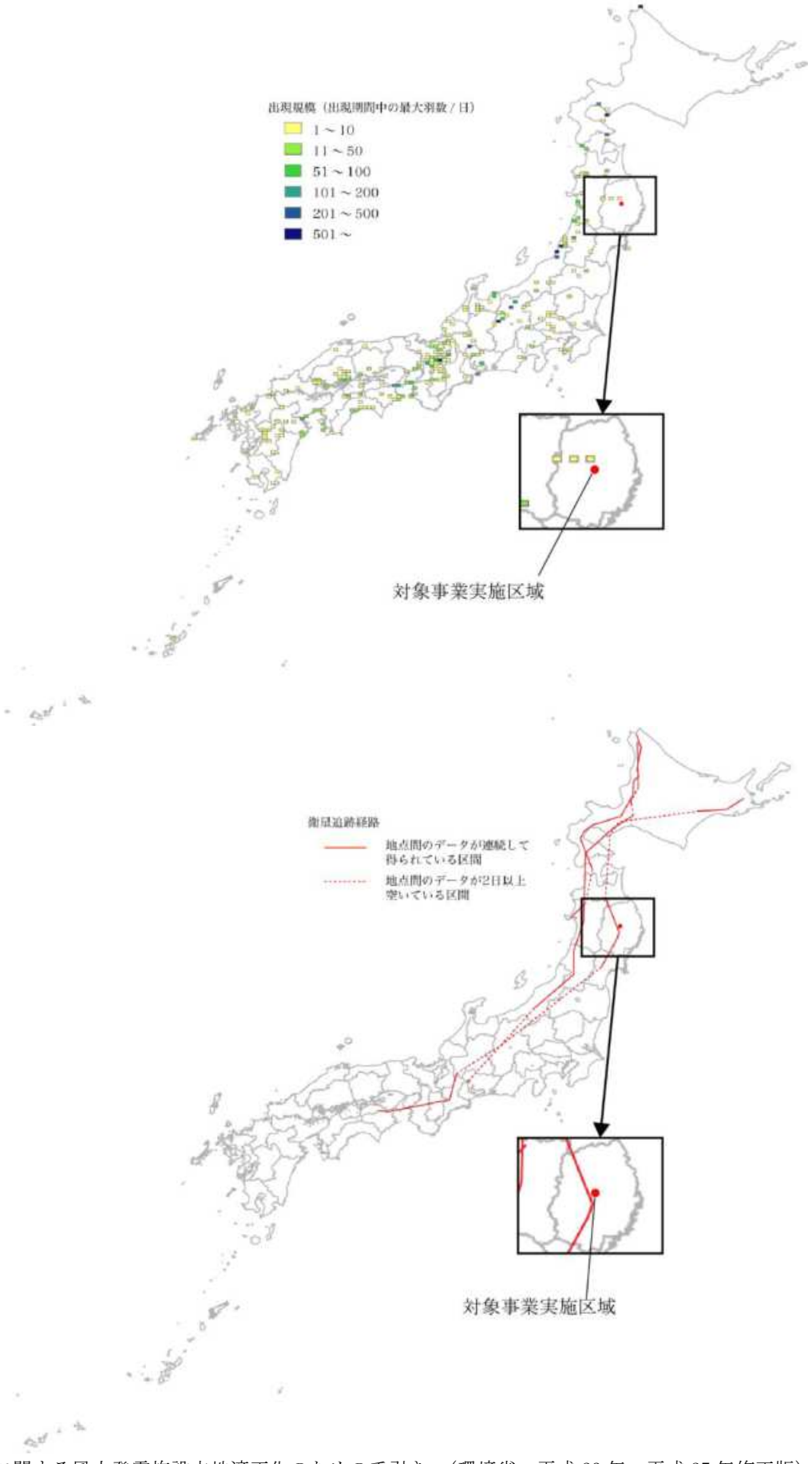
猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-15～図 3.1-17 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において、ノスリの渡り経路が対象事業実施区域に近接している。

「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）によると、図 3.1-18 のとおり、対象事業実施区域及びその周囲において渡り経路は確認されていない。また、「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、図 3.1-19 のとおり、対象事業実施区域上空を通過するルートは確認されていない。

「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）によると、図 3.1-20 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュにおいて、イヌワシ及びクマタカの生息が確認されている。

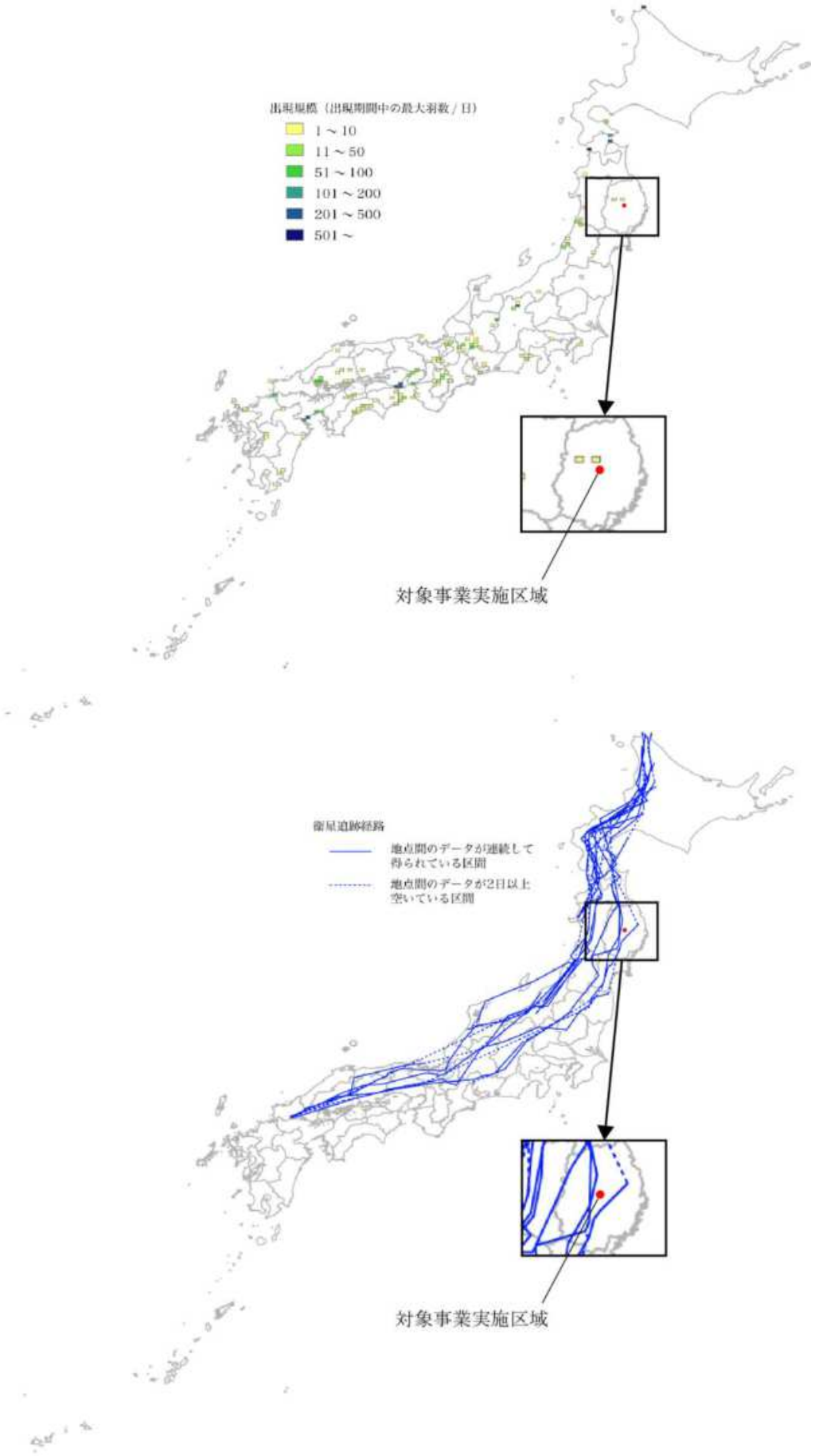
「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）による注意喚起レベルは図 3.1-21 のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュは、イヌワシ及びクマタカの分布情報により「注意喚起レベル A3」に該当する。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、参考資料：「地理情報システム（GIS）：風力発電における鳥類のセンシティビティマップについて」のとおりである。

このほか、「環境アセスメントデータベース 全国環境情報 コウモリ分布」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、図 3.1-23 のとおり、対象事業実施区域の南東側のメッシュにおいて、コテングコウモリ、南西側のメッシュにおいて、コキクガシラコウモリ、ニホンウサギコウモリの生息情報があるが、対象事業実施区域を含むメッシュにおいては確認がない。いずれの種も、対象事業実施区域を含むメッシュでの分布ではないものの、コウモリ類は一晩に数十 km を移動することが指摘されており、対象事業実施区域の周囲を飛翔する可能性も示唆される。また、現在対象事業実施区域の周囲において分布が確認されていない種についても、現地調査等により今後確認される可能性が考えられる。



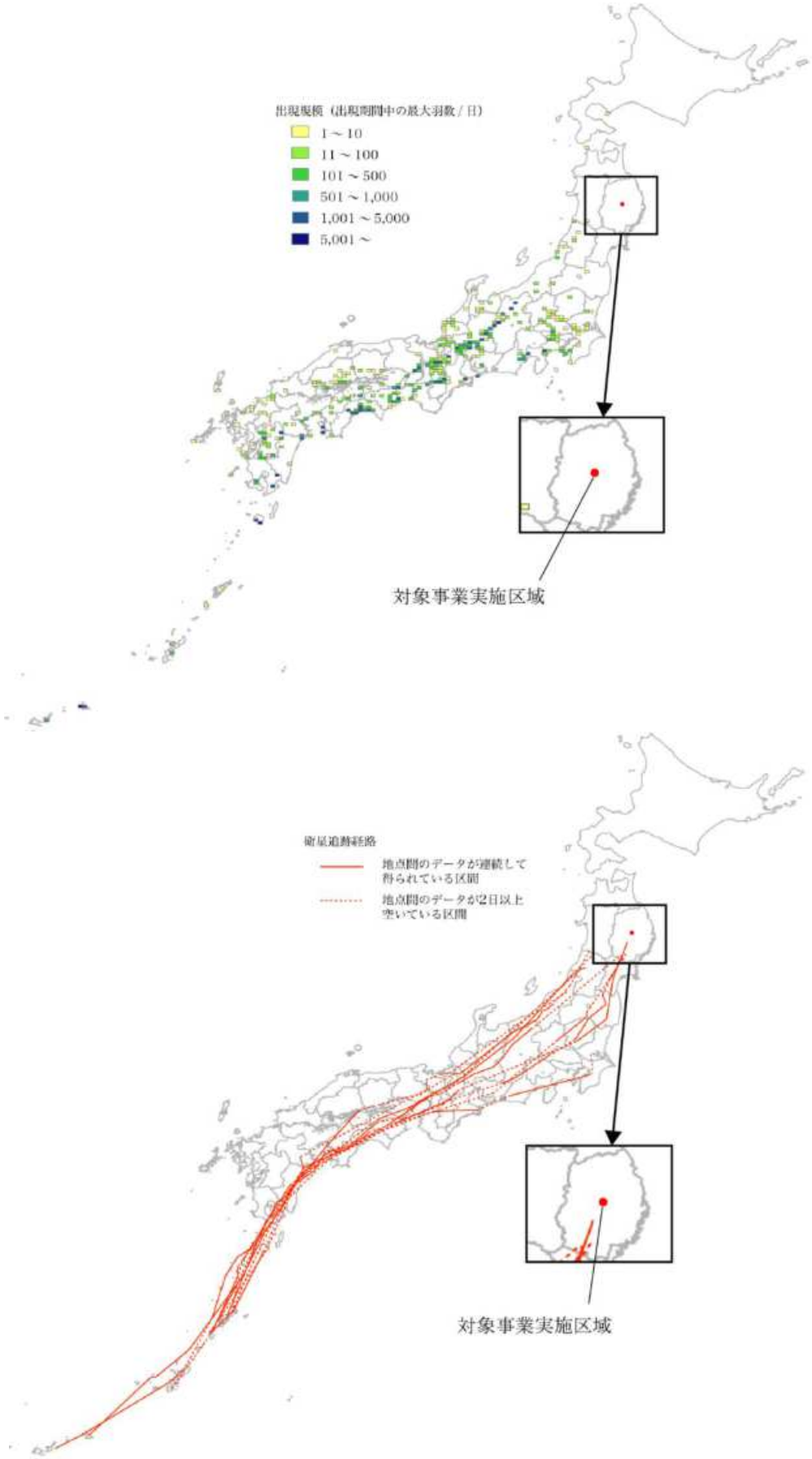
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-15(1)　ノスリの秋季の渡り経路



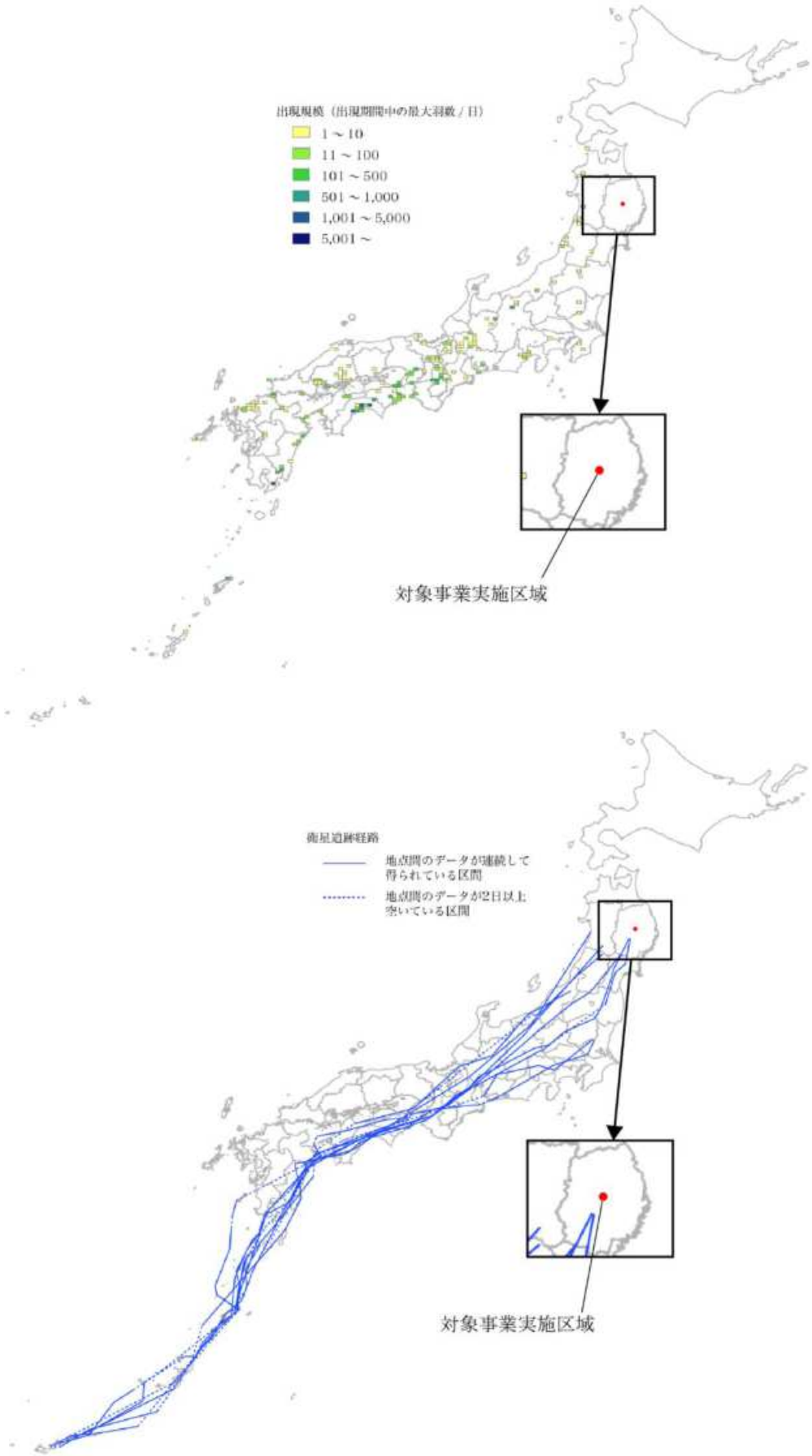
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-15(2)　ノスリの春季の渡り経路



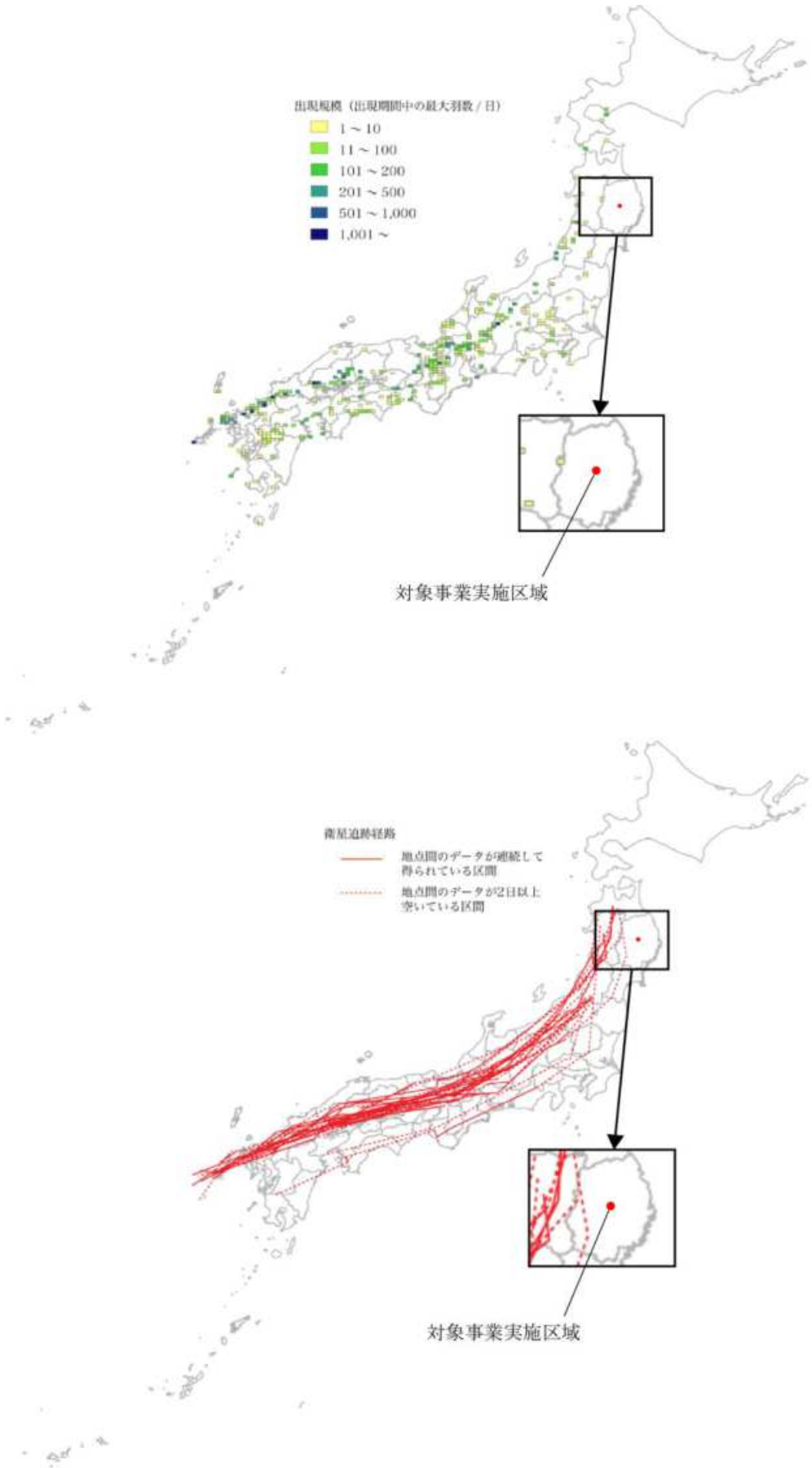
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-16(1)　サシバの秋季の渡り経路



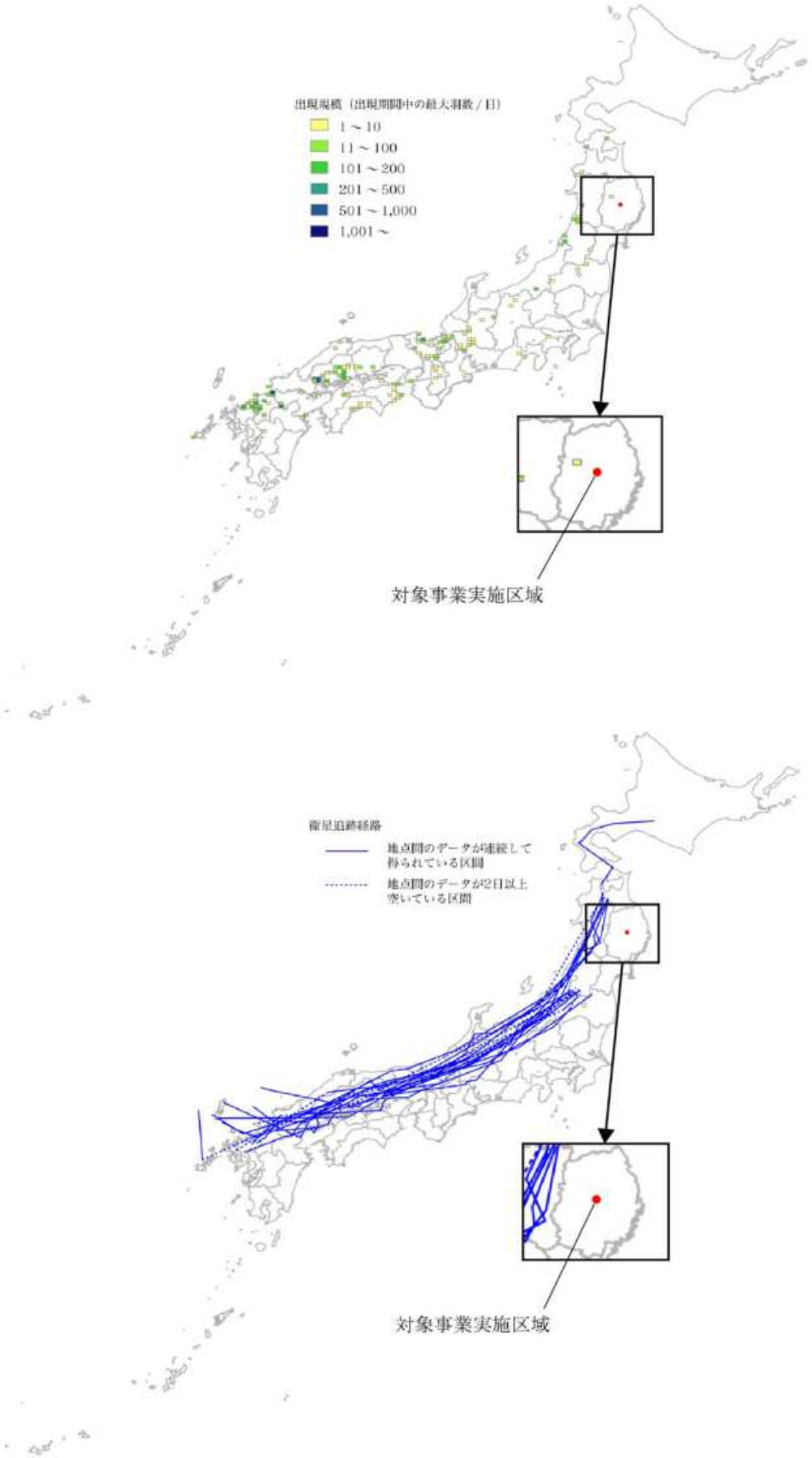
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-16(2)　サシバの春季の渡り経路



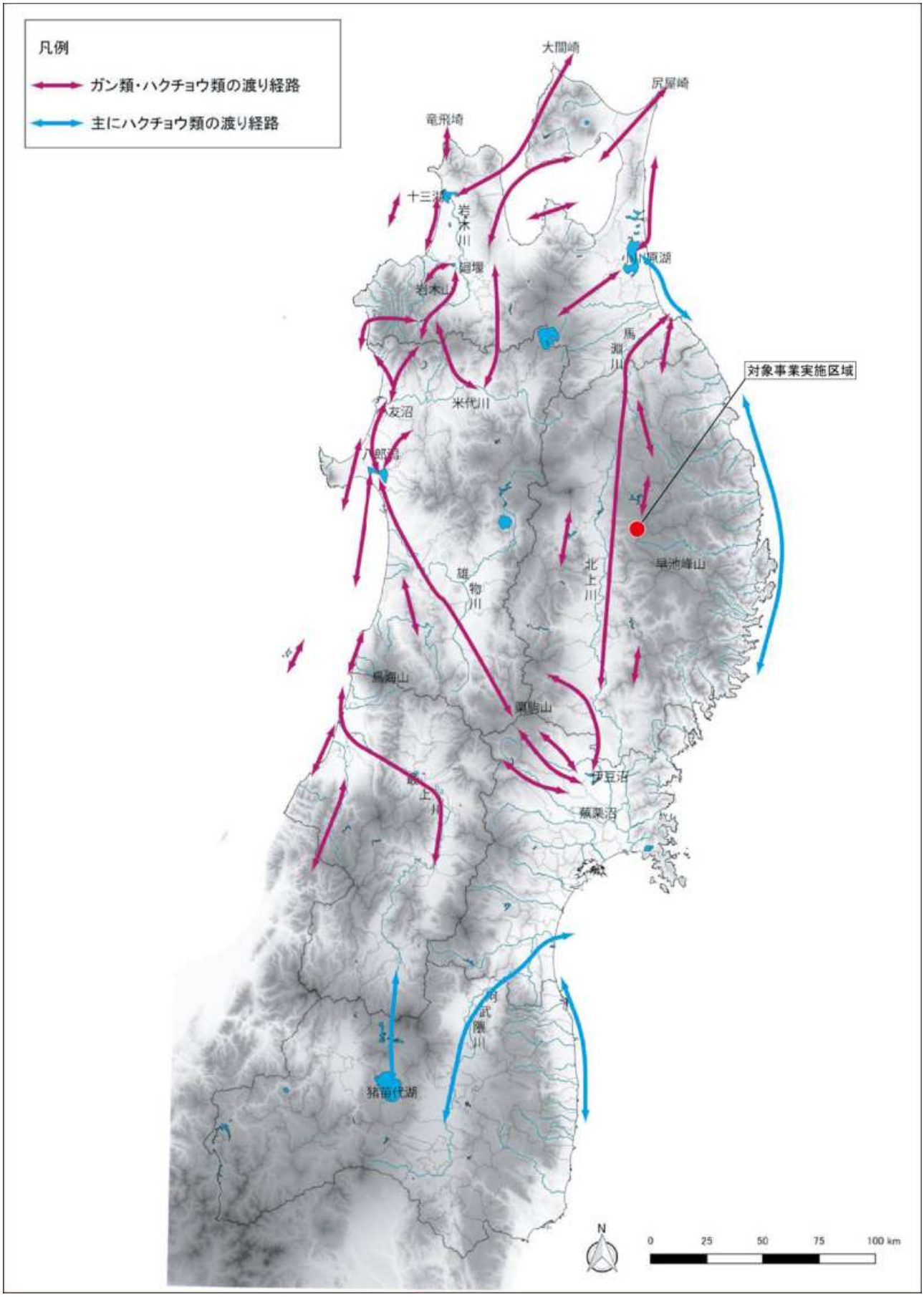
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(1)　ハチクマの秋季の渡り経路



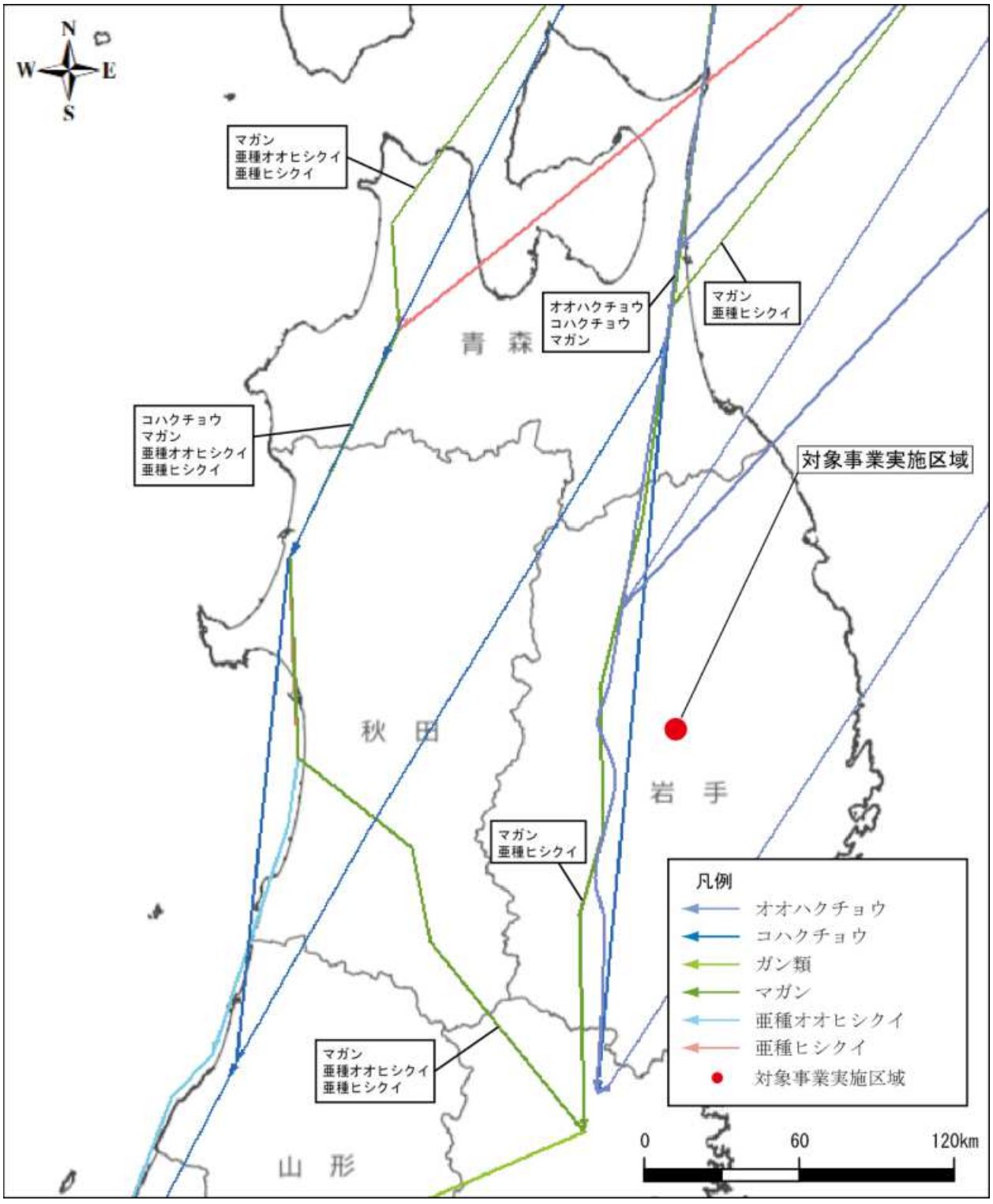
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）より作成〕

図 3.1-17(2)　ハチクマの春季の渡り経路



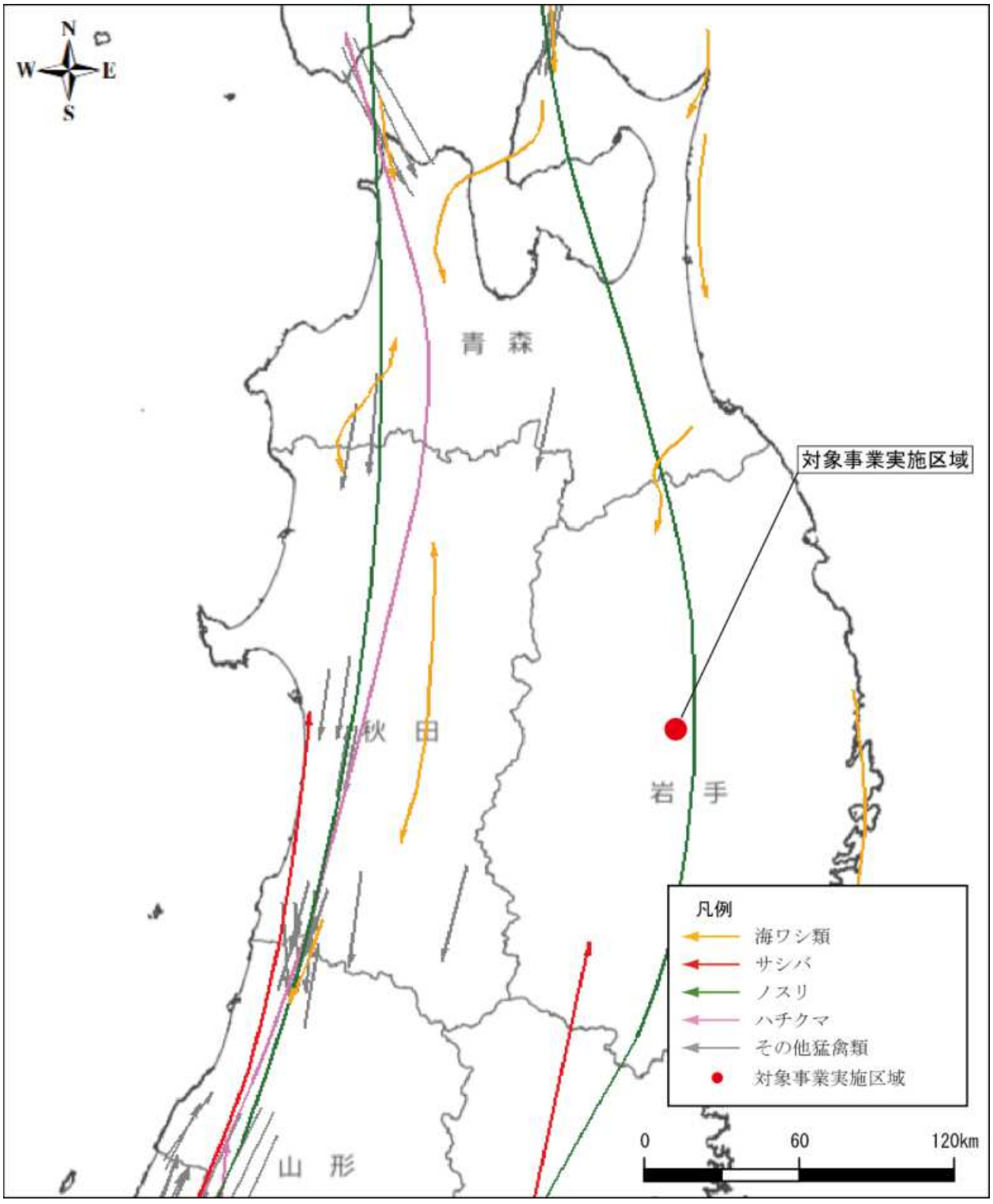
〔「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成 27 年）より作成〕

図 3.1-18　東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果



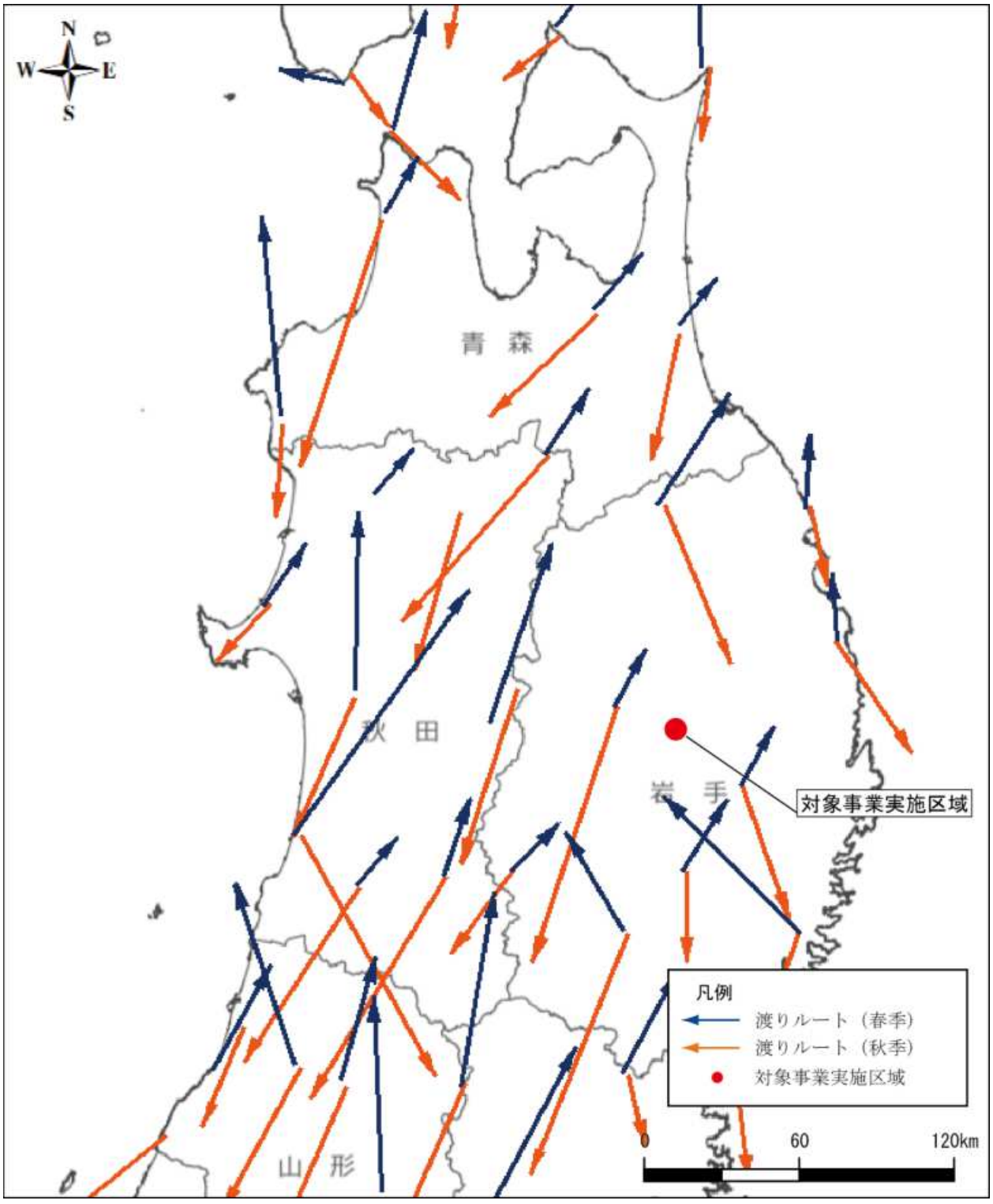
〔「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和８年５月）より作成 〕

図 3.1-19(1)　日中の渡りルート（ガン・カモ・ハクチョウ類）



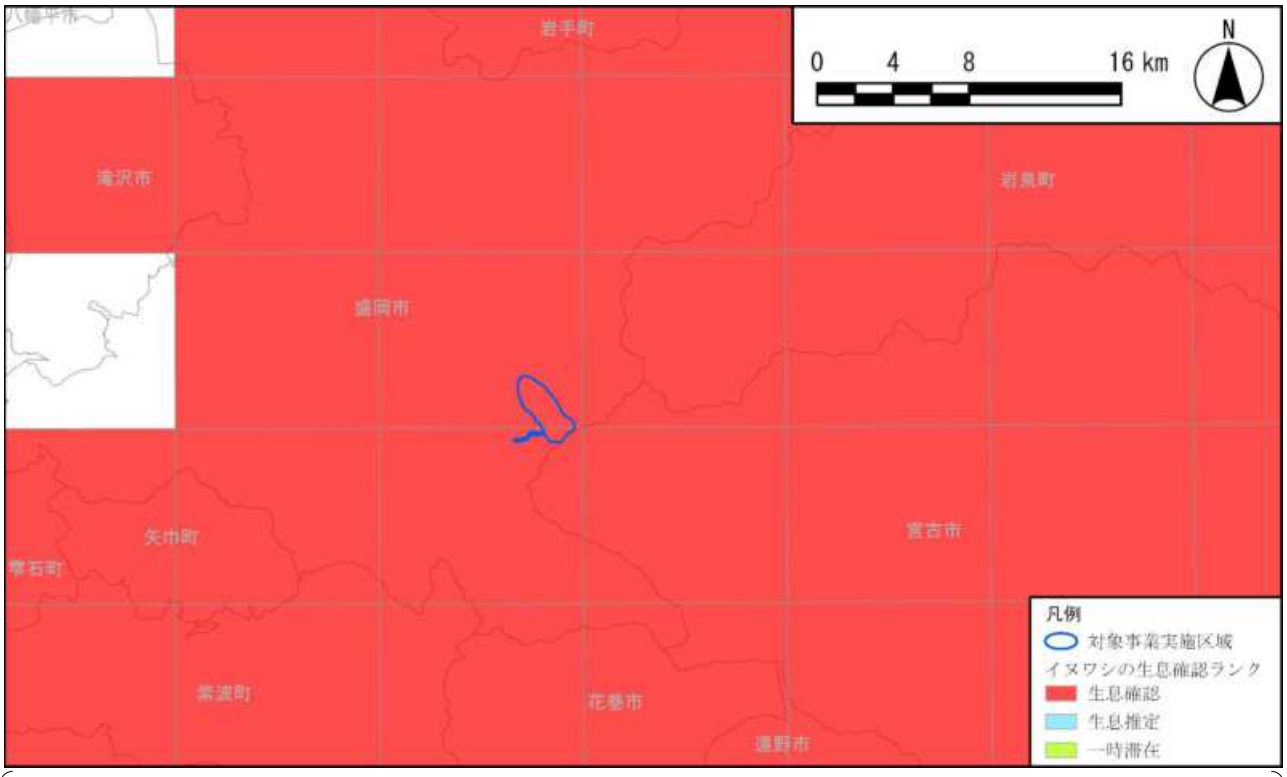
〔「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和８年５月）より作成 〕

図 3.1-19(2)　日中の渡りルート（猛禽類）



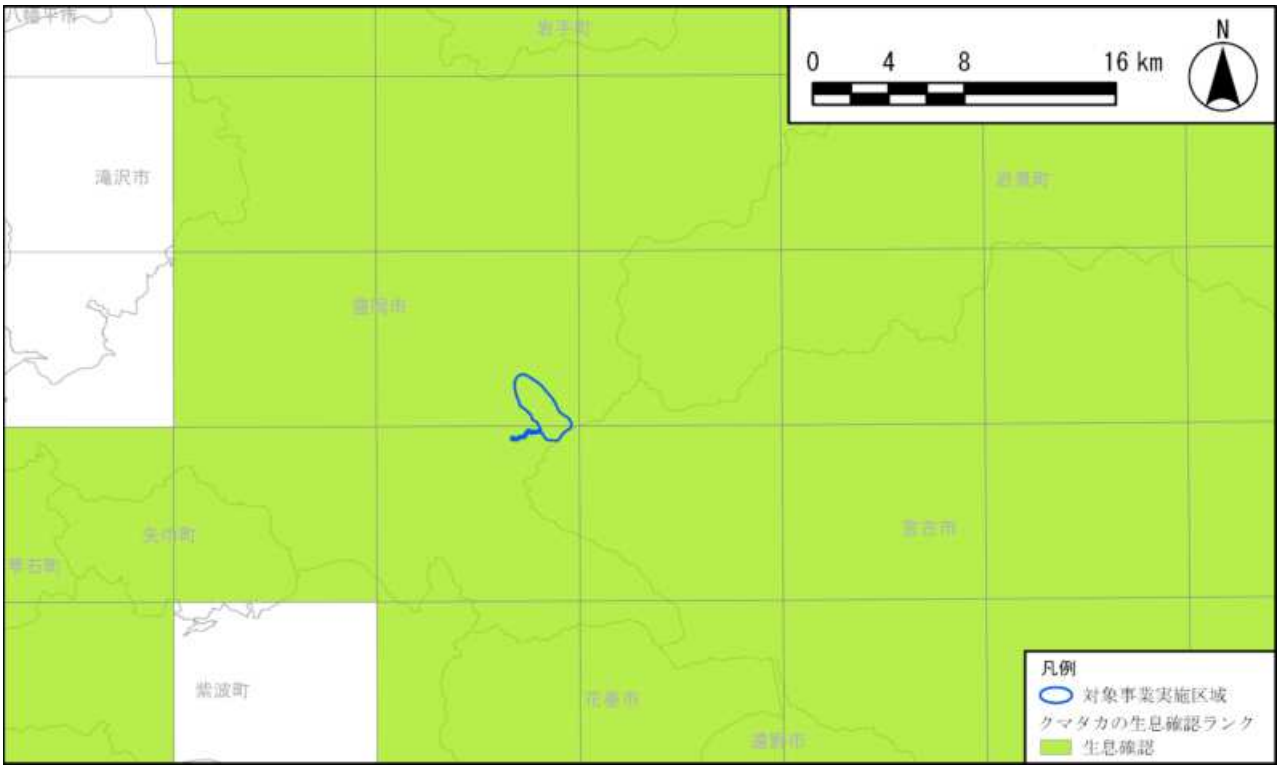
〔「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和８年５月）より作成 〕

図 3.1-19(3)　夜間の渡りルート（春季・秋季）



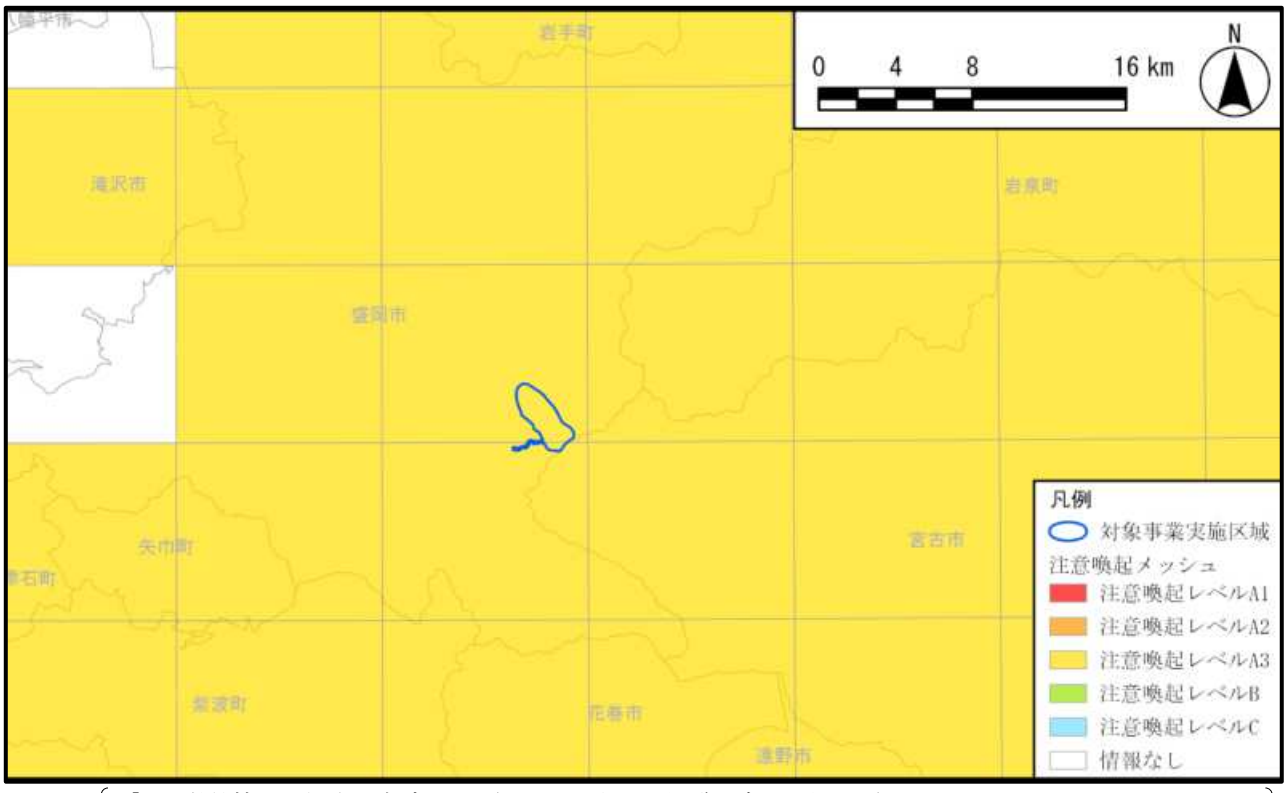
「国土数値情報　行政区域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）　より作成

図 3.1-20(1)　イヌワシ分布メッシュ図



「国土数値情報　行政区域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版）　より作成

図 3.1-20(2)　クマタカ分布メッシュ図



「国土数値情報　行政区域データ」（国土交通省 HP、閲覧：令和８年５月）
「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和８年５月）　より作成

図 3.1-21　センシティビティマップにおける注意喚起メッシュ図

参考資料：「地理情報システム（GIS）：風力発電における鳥類のセンシティビティマップについて」

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性（McGuinness et al.2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けました（個体数の多いものはランクが高くなります）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ,2016）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書,風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課,2016）の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました（図 3.1-22）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました（表 3.1-18）。

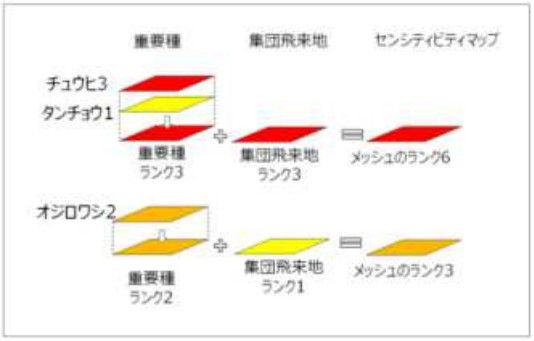


図 3.1-22　重要種と集団飛来地のメッシュの重ね合わせ

表 3.1-18　メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3～4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

〔「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

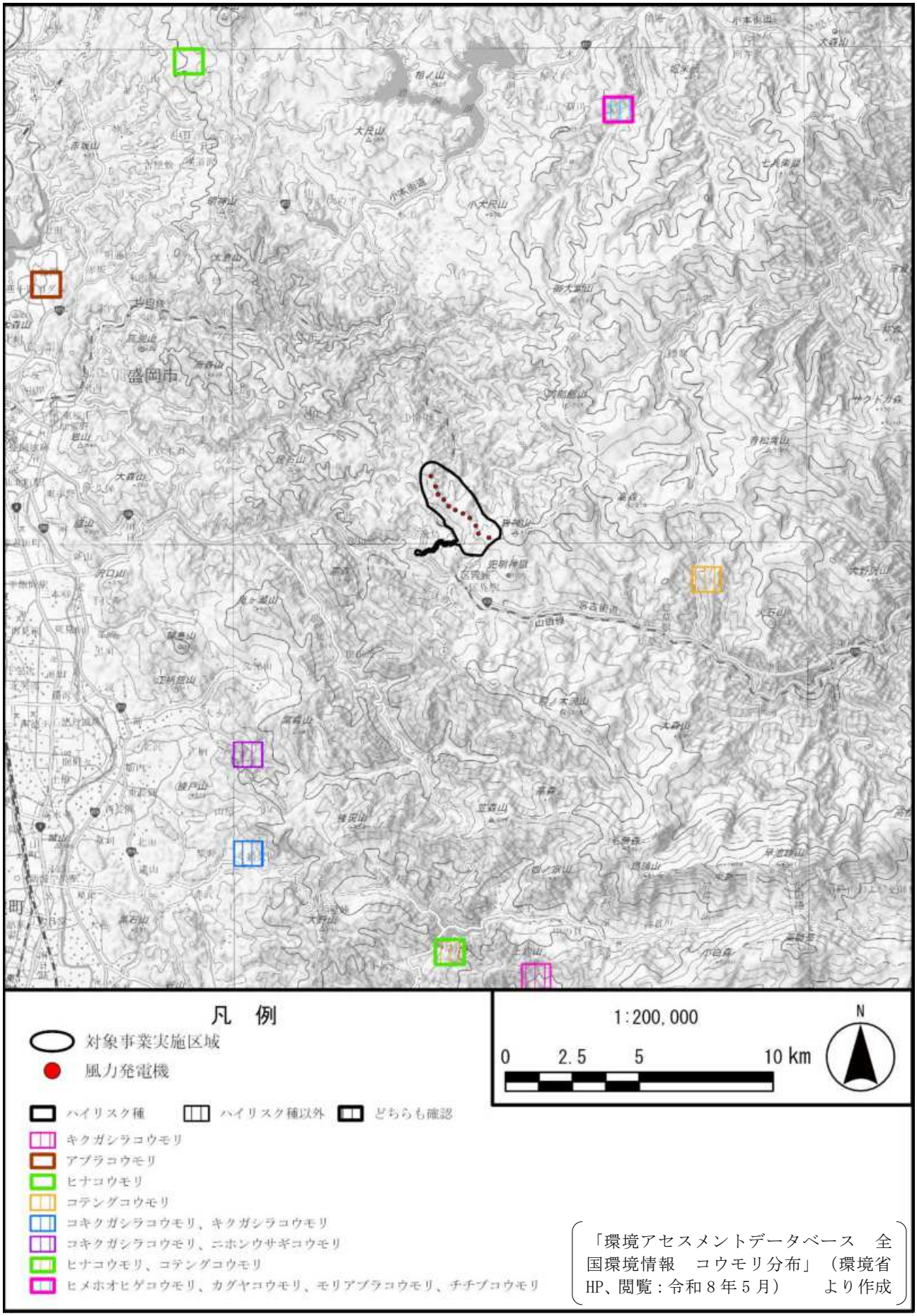


図 3.1-23　コウモリの分布状況

(2)動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.1-19 の法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-20～表 3.1-27 のとおり、哺乳類 21 種、鳥類 56 種、爬虫類 4 種、両生類 8 種、昆虫類 100 種、陸産貝類 2 種、魚類 15 種及び昆虫類以外の無脊椎動物（淡水産貝類を含む）6 種が確認された。

カモシカは特別天然記念物に、ヤマネ、マガン、イヌワシ及びクマゲラは天然記念物に指定されている。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく国内希少野生動植物種には、クマタカ、イヌワシ及びアカモズが指定されている。「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）に掲載されている哺乳類は、ノレンコウモリ、モリアブラコウモリ、チチブコウモリ、イイズナ等の 9 種、昆虫類は、オオキトンボ、チョウセンアカシジミ、ノシメコヤガ、カワラハンミョウ、ヨツボシカミキリ等の 42 種、魚類は、キタスナヤツメ、ニホンウナギ、ギバチ、サクラマス（ヤマメ）等の 11 種、昆虫類以外の無脊椎動物（淡水産貝類を含む）は、マシジミの 1 種となっている。「第 5 次レッドデータブック:絶滅のおそれのある日本の野生生物　鳥類」（環境省、令和 8 年）に掲載されている鳥類は、ミゾゴイ、ブッポウソウ、チゴモズ、アカモズ等の 21 種、「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　爬虫類・両生類」（環境省、令和 8 年）に掲載されている両生類は、トウホクサンショウウオ、アカハライモリ、タゴガエル、トウキョウダルマガエルの 4 種となっている。

表 3.1-19(1)　動物の重要な種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年盛岡市条例第 21 号)、「宮古市文化財保護条例」(平成 17 年宮古市条例第 202 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：岩手県天然記念物 盛天：盛岡市天然記念物 宮天：宮古市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「岩手県文化財保存活用大綱」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「盛岡市指定文化財」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日)
③	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種(鳥類及び爬虫類・両生類以外)	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類･･･絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･ⅠA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
④	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　鳥類」(環境省、令和 8 年)及び「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　爬虫類・両生類」(環境省、令和 8 年)の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･深刻な絶滅の危機に瀕している種 EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･絶滅の危機に瀕している種 VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種 DD：情報不足･･カテゴリーを判定するための情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　鳥類」(環境省、令和 8 年)及び「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　爬虫類・両生類」(環境省、令和 8 年)

表 3.1-19(2)　動物の重要な種の選定基準

選定基準			文献その他の資料
⑤	「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版)」(岩手県、令和 7 年)及び「レッドリスト(2024 年度)」(令和 7 年 9 月 1 日淡水産貝類のリスト更新)の掲載種（淡水産貝類）	EX：絶滅･･･岩手県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 1 類･･･絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの VU：絶滅危惧 2 類･･･絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 1 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの NW：留意･･･現時点では「絶滅危惧」に該当しないが、生育・生息条件の変化によって「絶滅危惧 1・2 類」や「準絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性が高い種、あるいは優れた自然環境の指標となる種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種	「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版)」(岩手県、令和 7 年) 及び「レッドリスト（2024 年度）(淡水産貝類)」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
⑥	「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号）の掲載種	指定：指定希少野生動植物 特定：特定希少野生動植物	「指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定」(平成 14 年岩手県告示第 993 号)

表 3.1-20　文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
1	モグラ（食虫）	トガリネズミ	カワネズミ				NW※1	
2		モグラ	ミズラモグラ			NT	VU	
3	コウモリ（翼手）	ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ				NT	
4			カグヤコウモリ				VU	
5			クロホオヒゲコウモリ			VU	CR+EN	
6			ノレンコウモリ			VU※2	VU	
7			モリアブラコウモリ			VU	CR+EN	
8			コヤマコウモリ			EN	CR+EN	
9			ヤマコウモリ			VU	CR+EN	
10			ヒナコウモリ				VU	
11			チチブコウモリ			LP※3	CR+EN	
12			ニホンウサギコウモリ				VU	
13			ユビナガコウモリ				VU	
14			コテングコウモリ				NW	
15			テングコウモリ				VU	
16	ネズミ（齧歯）	リス	ニホンモモンガ				NT	
17		ヤマネ	ヤマネ	国天			NT	
18	ネコ（食肉）	クマ	ツキノワグマ				NW※4	
19		イタチ	イイズナ			NT※5	VU※6	
20			オコジョ			NT※7	VU※7	
21	ウシ（偶蹄）	ウシ	カモシカ	特天			NW※8	
合計	5 目	8 科	21 種	2 種	0 種	9 種	21 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：ニホンカワネズミで掲載、※2：ホンドノレンコウモリで掲載、※3：本州のチチブコウモリで掲載、
※4：ニホンツキノワグマで掲載、※5：ニホンイイズナ（本州亜種）で掲載、
※6：ニホンイイズナで掲載、※7：ホンドオコジョで掲載、※8：ニホンカモシカで掲載

表 3.1-21(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	④	⑤	⑥
1	カモ	カモ	マガン	国天				
2			オシドリ				NW	
3			シノリガモ				NT	
4			カワアイサ				NW	
5	キジ	キジ	ヤマドリ				NW	
6	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	NT	
7	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ			VU	NW	
8	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				NT	
9			カッコウ				NW	
10	ツル	クイナ	クイナ				NT	
11	チドリ	チドリ	ケリ			DD	VU	
12		シギ	ヤマシギ				NT	
13			オオジシギ			NT	VU	
14	ミズナギドリ	ウミツバメ	コシジロウミツバメ			EN	VU	
15		ミズナギドリ	オオミズナギドリ				NW	
16	ペリカン	サギ	ミゾゴイ			NT	CR＋EN	
17			チュウサギ			NT	NT	
18	タカ	ミサゴ	ミサゴ				VU	
19		タカ	ハチクマ			DD	NT	
20			クマタカ		国内	EN	CR＋EN	
21			イヌワシ	国天	国内	EN	CR＋EN	
22			ツミ				NT	
23			ハイタカ			NT	NT	
24			サシバ			VU	VU	
25			ノスリ				NW	
26	フクロウ	フクロウ	アオバズク				VU	
27			コノハズク				VU	
28			オオコノハズク				NT	
29			トラフズク				VU	
30			コミミズク				NW	
31			フクロウ				NW	
32	ブッポウソウ	ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	VU	
33		カワセミ	カワセミ				NW	
34			ヤマセミ			VU	NW	
35	キツツキ	キツツキ	アリスイ				VU	
36			オオアカゲラ				NW	
37			クマゲラ	国天		NT	CR＋EN	
38	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				NT	
39		カササギヒタキ	サンコウチョウ				NW	
40		モズ	チゴモズ			EN	CR＋EN	
41			アカモズ		国内	CR	CR＋EN	
42		カラス	オナガ			NT		
43		ツバメ	コシアカツバメ				VU	
44		セッカ	セッカ				NT	
45		キバシリ	キバシリ				NT	
46		ヒタキ	コサメビタキ				NW	
47			コマドリ				NT	
48			ノビタキ				NT	
49		イワヒバリ	イワヒバリ				NT	
50			カヤクグリ				NW	

表 3.1-21(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	④	⑤	⑥
51	スズメ	セキレイ	ビンズイ			NT		
52		アトリ	イスカ				NW	
53		ホオジロ	ホオアカ				VU	
54			カシラダカ			EN		
55			ノジコ			NT	NW	
56			クロジ				NW	
合計	14 目	29 科	56 種	3 種	3 種	21 種	52 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録　改訂第 8 版」（日本鳥学会、令和 6 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。

表 3.1-22　文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	④	⑤	⑥
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				NW	
2		タカチホヘビ	タカチホヘビ				DD	
3			シロマダラ				DD	
4			ヒバカリ				DD	
合計	1 目	2 科	4 種	0 種	0 種	0 種	4 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。

表 3.1-23　文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	④	⑤	⑥
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NW	
2			キタオウシュウサンショウウオ※				NW	
3		イモリ	アカハライモリ			NT	NW	
4	無尾	アカガエル	タゴガエル			DD		
5			ニホンアカガエル				VU	
6			トウキョウダルマガエル			NT	NW	
7			モリアオガエル				NW	
8			カジカガエル				NW	
合計	2 目	3 科	8 種	0 種	0 種	4 種	7 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。
3. 表中の※については以下のとおりである。
方法書時にハコネサンショウウオとしていたものについては、平成 24 年の再分類により岩手県に生息する集団がキタオウシュウサンショウウオに分割されたため、ここではキタオウシュウサンショウウオとした。

表 3.1-24(1)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
1	トンボ（蜻蛉）	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN	
2		イトトンボ	モートンイトトンボ			NT	NT	
3		ヤンマ	ネアカヨシヤンマ			NT	NW	
4			マダラヤンマ			NT	VU	
5			カトリヤンマ				CR+EN	
6			サラサヤンマ				NW	
7		サナエトンボ	ホンサナエ				NW	
8			オジロサナエ				NW	

表 3.1-24(2)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
9	トンボ（蜻蛉）	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ				NW	
10		エゾトンボ	エゾトンボ				NW	
11		トンボ	ハッチョウトンボ				NT	
12			キトンボ				NW	
13			オオキトンボ			EN	CR+EN	
14	アミメカゲロウ（脈翅）	ツノトンボ	キバネツノトンボ				VU	
15	チョウ（鱗翅）	マダラガ	ベニモンマダラ道南亜種			VU※1	VU※2	
16		ハマキガ	ウンモンサザナミヒメハマキ				NT	
17		セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ			NT	NW	
18			ミヤマチャバネセセリ				NT	
19			チャマダラセセリ			EN	CR+EN	
20		シジミチョウ	チョウセンアカシジミ			VU	VU	
21			ウラジロミドリシジミ				VU	
22			ハヤシミドリシジミ				VU	
23			クロミドリシジミ				NT	
24			クロシジミ			EN	VU	
25			ゴマシジミ北海道・東北亜種			NT※3	CR+EN※3	指定※3
26			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT	VU※4	
27		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU		
28			ヒョウモンチョウ東北以北亜種			NT※5	NT	
29			オオウラギンヒョウモン			CR	CR+EN	
30			ゴマダラチョウ本土亜種				NW※6	
31			キマダラモドキ			NT		
32			クロヒカゲモドキ			EN	CR+EN	
33			コジャノメ				NW	
34			フタスジチョウ東北地方亜種				CR+EN※7	
35			オオムラサキ			NT	NT	
36		アゲハチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	VU※8	
37		シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種				NT※9	
38		トリバガ	モウセンゴケトリバ				NW	
39		ツトガ	モリオカツトガ			NT	NW	
40			フトシロスジツトガ				NW	
41		カギバガ	キボシミスジトガリバ				NW	
42		シャクガ	クロフカバシャク			VU	NT	
43			フタオレウスグロエダシャク				DD	
44			エゾヤエナミシャク				VU	
45		スズメガ	イブキスズメ				NW	
46		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	DD	
47		ヤガ	ジョウザンケンモン				DD	
48			ウスジロケンモン			NT	NT	
49			ツチイロキリガ				NT	
50			タカネショウブヨトウ				NT	
51			タンポキンウワバ				NW	
52			シロスジツマキリヨトウ				NT	
53			ガマヨトウ			VU	NW	
54			コシロシタバ			NT	NW	
55			ケンモンキシタバ				NW	
56			ミヤマキシタバ			NT	NW	
57			ミツモンケンモン			EN	CR+EN	
58			オガサワラヒゲヨトウ			EN	CR+EN	
59			シロスジキンウワバ				NT	

表 3.1-24(3)　文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
60	チョウ（鱗翅）	ヤガ	ヨスジノコメキリガ				DD	
61			オオシラホシヤガ				DD	
62			ハイイロヨトウ				NW	
63			クロヨトウ				NW	
64			ノシメコヤガ			CR	CR+EN	
65	ハエ（双翅）	アミカモドキ	ニホンアミカモドキ			VU	NT	
66		クサアブ	ネグロクサアブ			DD	NW	
67	コウチュウ（鞘翅）	オサムシ	オオアオグロヒラタゴミムシ				CR+EN	
68			ウメヤルリミズギワゴミムシ				VU	
69			セアカオサムシ			NT	NW	
70		ハンミョウ	カワラハンミョウ			EN	CR+EN	
71			ホソハンミョウ			VU	VU	
72			ナミハンミョウ				NW	
73		ゲンゴロウ	シマケシゲンゴロウ				VU	
74		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	NT	
75		コガネムシ	ヒメコマグソコガネ				CR+EN	
76			ヒメケブカマグソコガネ				EX※10	
77			シナノエンマコガネ				NT	
78			ヤマトエンマコガネ			NT	NT	
79			オオチャイロハナムグリ			NT	NW	
80		タマムシ	アカヘリミドリタマムシ				VU	
81			サビナカボソタマムシ				NW	
82			ハビロキンヘリタマムシ				VU	
83		コメツキムシ	ツマグロヒラタコメツキ				NW	
84		ホタル	ゲンジボタル				NW	
85		ゴミムシダマシ	ホネゴミムシダマシ				VU	
86		カミキリムシ	ミチノクケマダラカミキリ			VU	NW	
87			フタスジカタビロハナカミキリ				VU	
88			トウホクトラカミキリ				NW	
89			クロサワヘリグロハナカミキリ				NT	
90			オニホソコバネカミキリ				VU	
91			モモブトハナカミキリ				NW	
92			ベニバハナカミキリ				NW	
93			コトラカミキリ			NT	NT	
94			ホンドアカガネカミキリ				NW	
95			クロヒラタカミキリ			NT	NW	
96			ヨツボシカミキリ			EN	VU	
97		ハムシ	クロスジカメノコハムシ				NT	
98			ベニカメノコハムシ				NW	
99			ニセセスジツツハムシ				VU	
100	ハチ（膜翅）	アナバチ	オガサワラアナバチ			VU		
合計	6 目	36 科	100 種	0 種	0 種	42 種	97 種	1 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：ベニモンマダラ本土亜種で掲載、※2：ベニモンマダラで掲載、※3：ゴマシジミで掲載、
※4：ヒメシジミで掲載、※5：ヒョウモンチョウ北海道・本州北部亜種で掲載、
※6：ゴマダラチョウで掲載、※7：フタスジチョウで掲載、※8：ヒメギフチョウで掲載、
※9：ヒメシロチョウで掲載、※10：ウスグロマグソコガネで掲載

表 3.1-25　文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
1	マイマイ	キセルガイモドキ	クリイロキセルガイモドキ				NT※	
2		オナジマイマイ	ヒダリマキマイマイ				NT	
計	1 目	2 科	2 種	0 種	0 種	0 種	2 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「日本産野生生物目録　無脊椎動物編Ⅲ」（平成 10 年、環境庁）及び「原色日本陸産貝類図鑑」（保育社、昭和 57 年）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。
3. 表中の※については以下のとおりである。
※：クリイロキセルモドキで掲載

表 3.1-26　文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	ミナミスナヤツメ			VU※1	NT※2	
2			キタスナヤツメ			VU※3	NT※4	
3			カワヤツメ			VU	CR＋EN※5	
4	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU	
5	コイ	コイ	キンブナ			VU	NT	
6			タナゴ			EN	NW	
7			エゾウグイ			LP※6	VU	
8			スナゴカマツカ				NT	
9	ナマズ	ギギ	ギバチ			VU		
10	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT		
11	トゲウオ	トゲウオ	イトヨ				CR＋EN※7	
12	スズキ	カジカ	カジカ			NT※8	NT※8	
13		ハゼ	ボウズハゼ				NW	
14			チチブ				NW	
15			チクゼンハゼ			VU	NW	
合計	7 目	8 科	15 種	0 種	0 種	11 種	13 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。
3. 表中の※については以下のとおりである。
※1：スナヤツメ南方種で掲載、※2：ミナミスナヤツメ（スナヤツメ南方種）で掲載、
※3：スナヤツメ北方種で掲載、※4：キタスナヤツメ（スナヤツメ北方種）で掲載、
※5：カワヤツメ河川型で掲載、※6：東北地方のエゾウグイで掲載、
※7：太平洋系降海型イトヨ及び太平洋系陸封型イトヨで掲載、※8：カジカ大卵型で掲載

表 3.1-27　文献その他の資料による動物の重要な種
（昆虫類以外の無脊椎動物（淡水産貝類を含む））

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	⑤	⑥
1	イシガイ	イシガイ	タガイ				NT	
2			ヒラヌマガイ				CR＋EN	
3	ドブシジミ	ドブシジミ	チビマメシジミ				NT	
4			マメシジミ属の 1 種①				NT	
5			マメシジミ属の 1 種②				NT	
6	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	NT	
計	3 目	3 科	6 種	0 種	0 種	1 種	6 種	0 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-19 のとおりである。

(3)注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-28 の法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

表 3.1-28(1)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他資料
「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年盛岡市条例第 21 号)、「宮古市文化財保護条例」(平成 17 年宮古市条例第 202 号)、「岩泉町文化財保護条例」(昭和 52 年岩泉町条例第 12 号) に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：岩手県天然記念物 盛天：盛岡市天然記念物 宮天：宮古市天然記念物 岩天：岩泉町天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「岩手県文化財保存活用大綱」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「盛岡市指定文化財」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日) 及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」(平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 8 年 3 月 9 日) に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約) (昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日) に基づく条約湿地	基準 1： 特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地 基準 2： 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3： 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4： 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5： 定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6： 水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7： 固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8： 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9： 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地	「ラムサール条約と条約湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)

表 3.1-28(2)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他資料
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく鳥獣保護区	国指定鳥獣保護区及び都道府県指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域	「令和 7 年度岩手県鳥獣保護区等位置図」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日)及び「岩手県自然環境保全条例」(昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づく自然環境保全地域	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域 沖合：沖合海底自然環境保全地域 地域：都道府県自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)、「令和 7 年版環境報告書」(岩手県、令和 8 年）
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に基づく重要湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く） 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「重要野鳥生息地（IBA, Important Bird and Biodiversity Areas）の保全」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）の掲載地	A1 ：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2 ：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3 ：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4ⅰ：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅱ：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅲ：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ⅳ：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト	「重要野鳥生息地（IBA, Important Bird and Biodiversity Areas）の保全」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「KBA～私たちが残したい未来の自然～」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に基づく区分	危機性　：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種(RR)が生息／生育する b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する	「KBA～私たちが残したい未来の自然～」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）

表 3.1-28(3)　注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他資料
「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」(岩手県、最終改正:令和7年5月)に基づくイヌワシの生息地域のゾーニング区分	イヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）: イヌワシの生息に特に重要な地域であり、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域 イヌワシの生息地（イエローゾーン）: イヌワシの生息が定常的に見られる地域（繁殖場所、採餌場所を含む）を網羅した区域であり、環境の保全への支障を及ぼすおそれがなく、環境保全の見地から立地による影響が低減されるものと認められることが必要な区域 上記以外の区域（その他のゾーン）: レッドゾーン及びイエローゾーンには該当しないものの、イヌワシの一時的な滞在や通過が確認されている地域や、十分に調査されていない地域を含むため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではないことに注意が必要な区域	「環境要素ごとの基準に掲げる区域(鳥類)」(岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月)

対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地の分布状況は、図 3.1-24 のとおりである。

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）によると、表 3.1-29 のとおり、カモシカが特別天然記念物、ヤマネ、イヌワシが天然記念物として特に地域を定めず指定されている。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく鳥獣保護区として、表 3.1-30 のとおり、盛岡市小貝沢鳥獣保護区、盛岡市高森鳥獣保護区及び宮古市区界高原鳥獣保護区の計 3 件が存在するが、対象事業実施区域内には存在しない。

「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「岩手県自然環境保全条例」(昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づく自然環境保全地域として、表 3.1-31 のとおり、県指定の区界高原自然環境保全地域が存在し、その一部が対象事業実施区域内に存在するが、野生動植物保護地区の指定はない。

「KBA～私たちが残したい未来の自然～」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に基づく生物多様性の保全の鍵になる重要な地域として、表 3.1-32 のとおり、早坂高原青松葉山が選定されているが、対象事業実施区域内には存在しない。

なお、対象事業実施区域及びその周囲に、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約）(昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）及び「重要野鳥生息地（IBA, Important Bird and Biodiversity Areas）の保全」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に選定された地域は存在しない。

また、令和 5 年 3 月に策定された「陸上風力発電事業に係る環境影響評価ガイドライン」(岩手県、最終改定：令和 7 年 5 月）に基づくイヌワシの生息地域のゾーニング区分について、対象事業実施区域はイヌワシの重要な生息地（レッドゾーン）にあたる。ガイドラインにおいて、レッドゾーンについては「これまでの県内イヌワシ生息状況調査において、イヌワシの生息が定常的に見られる地域の中にあって、頻繁に利用される繁殖場所や高い頻度で飛来のある採餌

場所など、イヌワシの生息に特に重要な地域であり、自然環境の保全上の支障を防止する観点から、対象事業実施区域に含めることが適切でない区域」とされている。なお、本ガイドラインは、本事業の環境影響評価方法書届出後に策定されたものである。

表 3.1-29　天然記念物（動物）

区分	種類	名称	所在地	指定年月日
国	特別天然記念物	カモシカ	県下一円（特に区域を定めず）	昭和 30 年 2 月 15 日
	天然記念物	ヤマネ	地域定めず	昭和 50 年 6 月 26 日
		イヌワシ	地域定めず	昭和 40 年 5 月 12 日

〔「岩手県文化財保存活用大綱」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「盛岡市指定文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成〕

表 3.1-30　鳥獣保護区

名称	指定区分	面積（ha） 【特別保護地区の面積】	期限
盛岡市小貝沢鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	2,323 【101】	令和 10 年 10 月 31 日
盛岡市高森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	769	令和 15 年 10 月 31 日
宮古市区界高原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	449	令和 15 年 10 月 31 日

〔「令和 7 年度岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

表 3.1-31　自然環境保全地域

名称	面積	自然環境の特質	指定年月日	野生動植物保護地区
区界高原自然環境保全地域	550ha	高原、残丘とシラカバ等の樹林・草原	昭和 49 年 1 月 23 日	指定なし

〔「令和 7 年版環境報告書」（岩手県、令和 8 年）より作成〕

表 3.1-32　生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）

名称	面積	自治体	保護地域	基準
早坂高原青松葉山	28,714ha	岩手県下閉伊郡岩泉町、岩手県宮古市、岩手県岩手郡葛巻町、岩手県盛岡市	外山早坂(そとやまはやさか)県立自然公園	EN：1 VU：1

注：基準欄の数値は、生息記録がある対象種の数を示す。

〔「KBA～私たちが残したい未来の自然～」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成〕

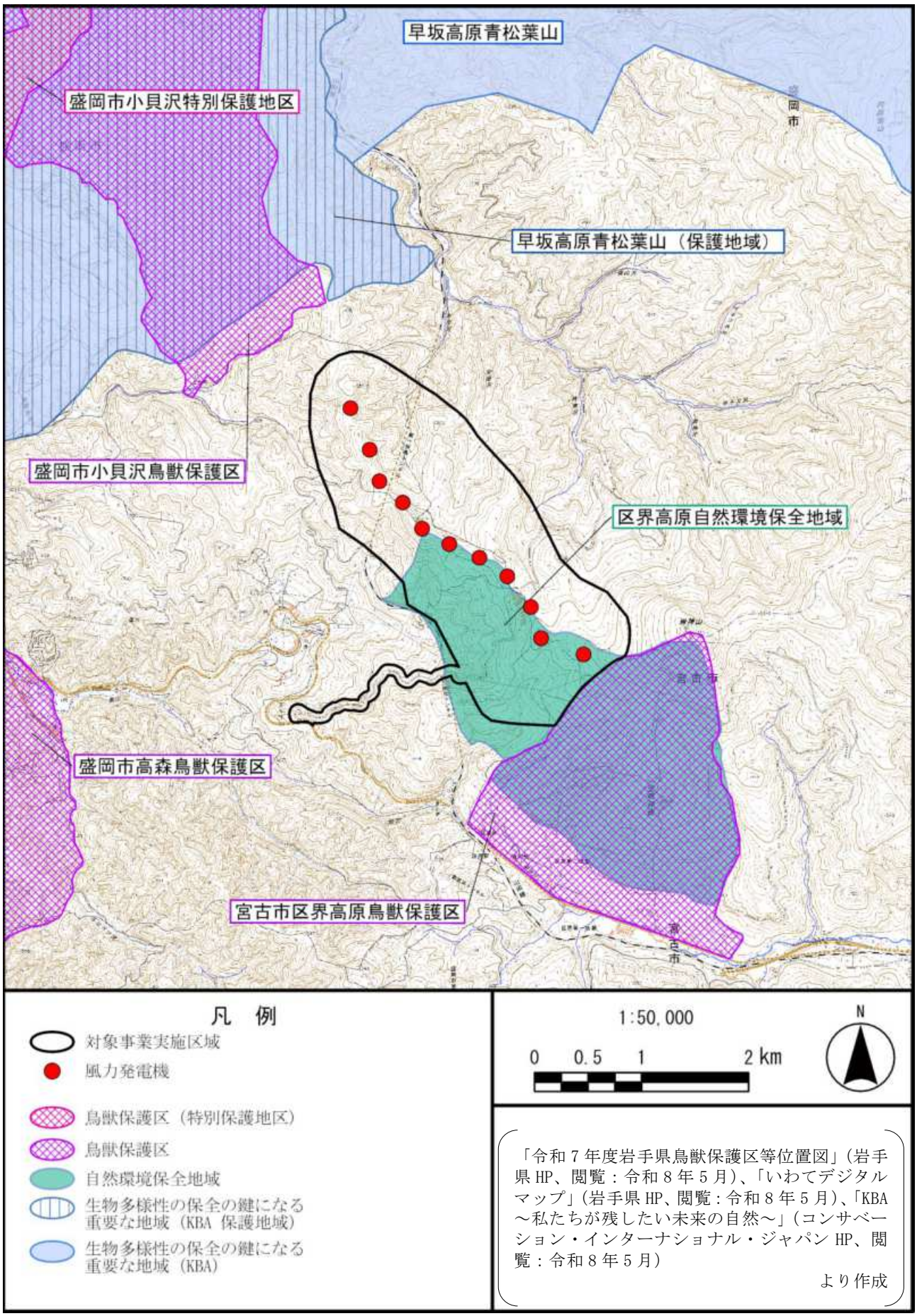


図 3.1-24(1)　動物の注目すべき生息地
（鳥獣保護区、自然環境保全地域、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）

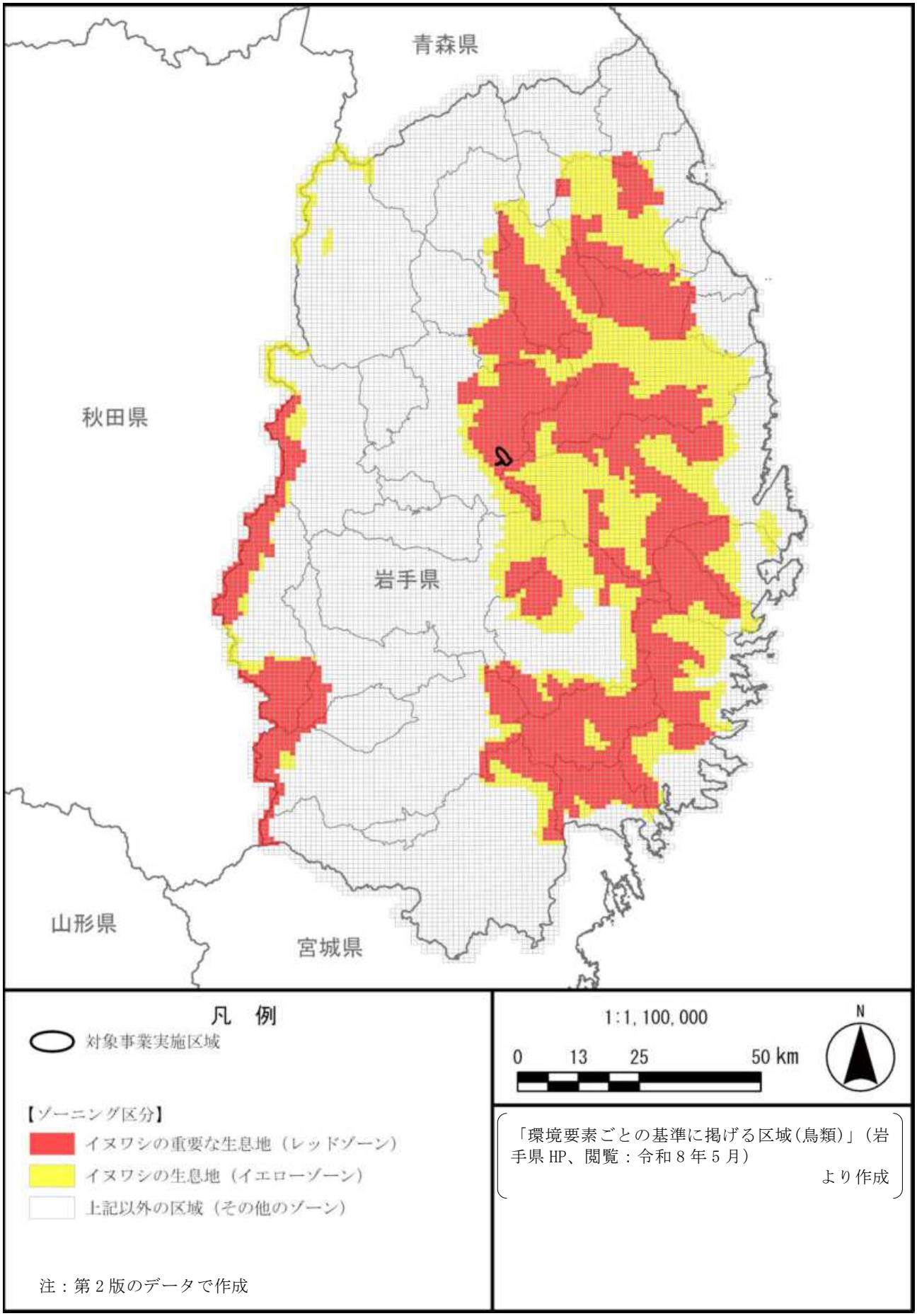


図 3.1-24(2)　動物の注目すべき生息地（イヌワシの重要な生息地）

2. 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料（「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版)」（岩手県、令和 7 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-33　文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献名	調査範囲
「いきものログ」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ※1
「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物　web 版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、宮古市※2、※3
「岩手県産維管束植物チェックリスト 2022,チェックリスト 2022 根拠標本リスト」（岩手県植物誌調査会、令和 4 年）	盛岡市簗川、盛岡市新庄中津川、盛岡市根田茂、宮古市、宮古市門馬田代、区界
「盛岡市史　第七巻（復刻版)」（盛岡市、昭和 55 年）	盛岡市
「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版)」（岩手県、令和 7 年）	対象事業実施区域及びその周囲を示す地名及び盛岡市、宮古市※2、※3

注：※については以下のとおりである。

※1：2 次メッシュは、国土地理院発行の 1/25,000 の地形図の図郭割の範囲に相当する。対象事業実施区域及びその周囲が含まれる 2 次メッシュ「594132 区界」「594133 松草」「594142 大志田」「594143 青松葉山」を抽出した。

※2：掲載されている分布地域に盛岡市簗川等の詳細な地名が記載されている場合は詳細な地名を優先して抽出し、詳細な地名が記載されておらず盛岡市等の市町のみでの記載の場合は市町で抽出した。

※3：汽水域、沿岸域等明らかに対象事業実施区域の環境と生息域が異なるものについては除外した。

(1) 植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要を表3.1-34のとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,067種（亜種、変種、品種及び雑種を含む。）が確認されている。

表 3.1-34　植物相の概要

分類			主な確認種
シダ植物			ヒカゲノカズラ、イワヒバ、ミズニラ、トクサ、フユノハナワラビ、ヤマドリゼンマイ、コケシノブ、ワラビ、クジャクシダ、コタニワタリ、タチヒメワラビ、イワデンダ、ヌリワラビ、クサソテツ、オサシダ、サトメシダ、ヤブソテツ、シノブ、ビロードシダ等 (67 種)
種子植物	裸子植物		モミ、カラマツ、アカマツ、ヒノキ、スギ、イブキ、イヌガヤ、ハイイヌガヤ、カヤ (9 種)
	被子植物		コウホネ、チョウセンゴミシ、ヒトリシズカ、フタリシズカ、ウマノスズクサ、ミチノクサイシン、ウスバサイシン、コブシ、キタコブシ、アブラチャン、オオバクロモジ、クロモジ (12 種)
		単子葉類	ミズバショウ、アギナシ、ミズオオバコ、アマモ、ホソバヒルムシロ、ヤマノイモ、ミヤマエンレイソウ、チゴユリ、サルトリイバラ、カタクリ、エビネ、アヤメ、ギョウジャニンニク、オオバギボウシ、ツユクサ、タマミクリ、ヒメコウガイゼキショウ、ヒゴクサ、ビロードスゲ、ススキ、ネズミガヤ等 (272 種)
		真正双子葉類	ミチノクエンゴサク、アケビ、ナンブソウ、フクジュソウ、ボタンヅル、マルバネコノメソウ、ヤマブドウ、ヌスビトハギ、クマヤナギ、アカソ、キンミズヒキ、ミズナラ、ツノハシバミ、ツルウメモドキ、カタバミ、イヌコリヤナギ、ケタチツボスミレ、オトギリソウ、ミツバウツギ、キブシ、クロビイタヤ、シナノキ、ミズヒキ、ノダイオウ、ツメクサ、ヤマボウシ、オカトラノオ、サルナシ、フデリンドウ、アオダモ、オオバコ、クガイソウ、ラショウモンカズラ、ニガクサ、シデシャジン、センボンヤリ、タラノキ、ガマズミ、オミナエシ等 (707 種)
計			1,067 種

注：1. 種名については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 確認種については、表 3.1-33 の文献その他の資料より抽出した。

(2)植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は表 3.1-36 及び図 3.1-25 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における標高は約 340～約 1,170m であり、植生の分布状況として比較的面積の広い群落は、「ブナクラス域代償植生」のミズナラ群落（Ⅴ）、伐採跡地群落（Ⅴ）、「植林地、耕作地植生」のアカマツ植林、カラマツ植林である。また、対象事業実施区域より南側では「ブナクラス域代償植生」のキタコブシーミズナラ群集、シラカンバ群落、「植林地、耕作地植生」の牧草地が広く分布している。

対象事業実施区域は標高約 750～900m に位置し、主に「ブナクラス域代償植生」のミズナラ群落(Ⅴ)、「植林地、耕作地植生」のアカマツ植林、カラマツ植林が広がり、一部に「ブナクラス域自然植生」のジュウモンジシダーサワグルミ群集、「ブナクラス域代償植生」のキタコブシーミズナラ群集、シラカンバ群落、ススキ群団(Ⅴ)、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林、牧草地、放棄畑雑草群落、「その他」の市街地が分布している。

対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度は表 3.1-35 及び図 3.1-26 のとおりである。対象事業実施区域内には植生自然度 7 及び 6 が広く分布し、植生自然度 4 及び 2 もみられる。また、小面積ではあるが植生自然度 9 が分布している。

表 3.1-35　植生自然度の概要

植生自然度	該当する群落
10	該当なし
9	チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落
8	ブナーミズナラ群落
7	キタコブシーミズナラ群集、コナラ群落（Ⅴ）、ホソバヒカゲスゲーコナラ群集、シラカンバ群落、ミズナラ群落（Ⅴ）、ケヤキ二次林、ダケカンバ群落（Ⅴ）、アカマツ群落（Ⅴ）
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、その他植林（常緑針葉樹）
5	ササ群落（Ⅴ）、ススキ群団（Ⅴ）
4	伐採跡地群落（Ⅴ）、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	果樹園
2	牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地
－	開放水域

注：植生自然度の該当する群落は、原則として「現存植生図 2024 凡例一覧表」（環境省　生物多様性センター HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。

表 3.1-36　文献その他の資料調査による現存植生図（凡例）

植生区分	凡例	図中 No.	凡例名	凡例 No.	植生自然度
ブナクラス域自然植生		1	チシマザサ－ブナ群団	110100	9
		2	ジュウモンジシダ－サワグルミ群集	160101	9
		3	ヤナギ高木群落（Ⅳ）	180100	9
		4	ヤナギ低木群落（Ⅳ）	180200	9
		5	ヤマハンノキ群落	180400	9
ブナクラス域代償植生		6	ブナ－ミズナラ群落	220100	8
		7	キタコブシ－ミズナラ群集	220106	7
		8	コナラ群落（Ⅴ）	220500	7
		9	ホソバヒカゲスゲ－コナラ群集	220505	7
		10	シラカンバ群落	220900	7
		11	ミズナラ群落（Ⅴ）	221100	7
		12	ケヤキ二次林	221300	7
		13	ダケカンバ群落（Ⅴ）	221400	7
		14	アカマツ群落（Ⅴ）	230100	7
		15	ササ群落（Ⅴ）	250100	5
		16	ススキ群団（Ⅴ）	250200	5
		17	伐採跡地群落（Ⅴ）	260000	4
植林地、耕作地植生		18	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
		19	アカマツ植林	540200	6
		20	カラマツ植林	540700	6
		21	その他植林（常緑針葉樹）	541100	6
		22	牧草地	560200	2
		23	路傍・空地雑草群落	570100	4
		24	放棄畑雑草群落	570101	4
		25	果樹園	570200	3
		26	畑雑草群落	570300	2
		27	水田雑草群落	570400	2
		28	放棄水田雑草群落	570500	4
その他		29	市街地	580100	1
		30	緑の多い住宅地	580101	2
		31	開放水域	580600	－

注：1. 図中 No. は図 3.1-25 の現存植生図内の番号に対応する。
2. 凡例 No. とは、「現存植生図 2024 凡例一覧表」（環境省　生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月）に掲載の 6 桁の凡例コードである。

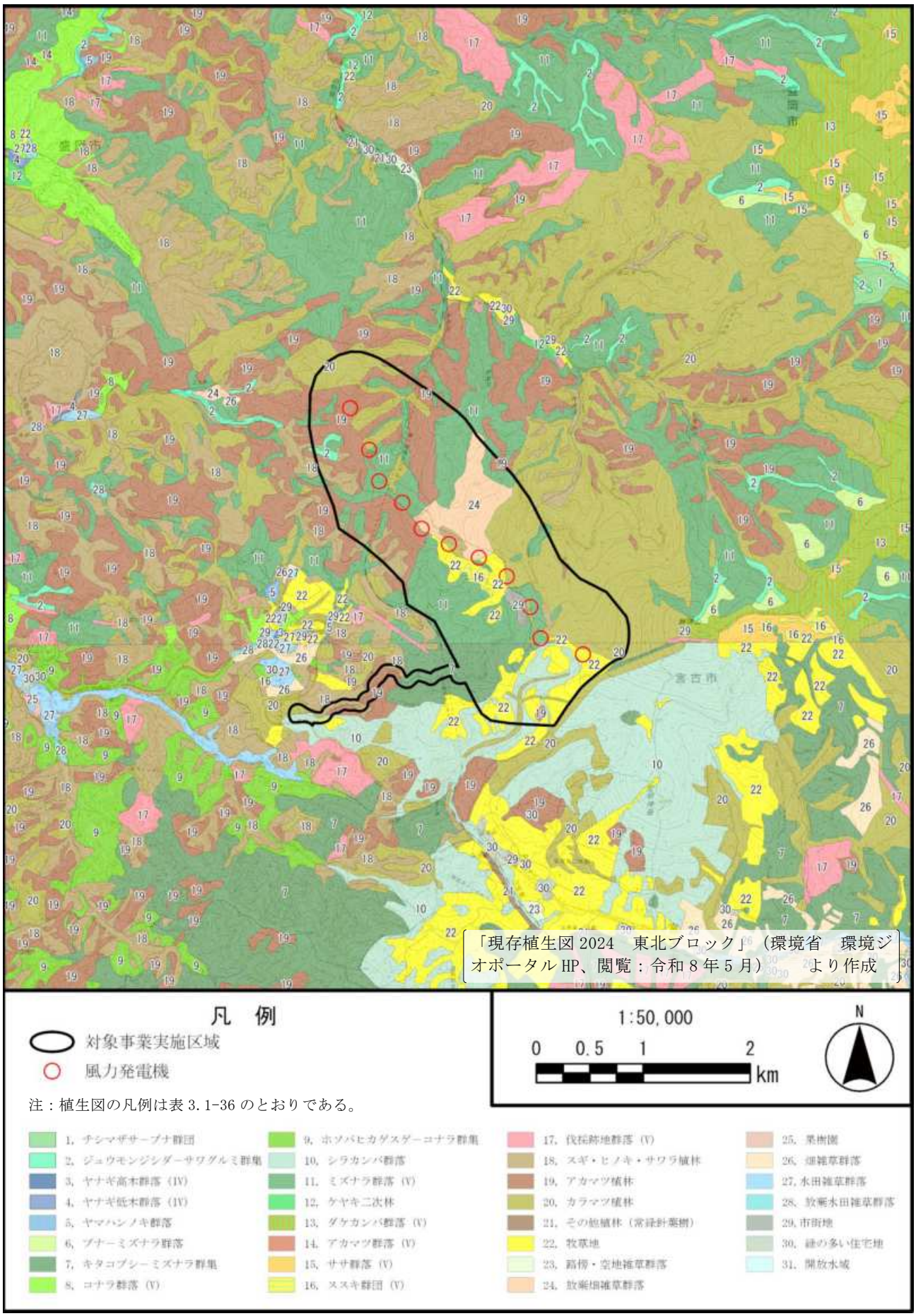


図 3.1-25(1)　文献その他の資料調査による現存植生図（全体図）

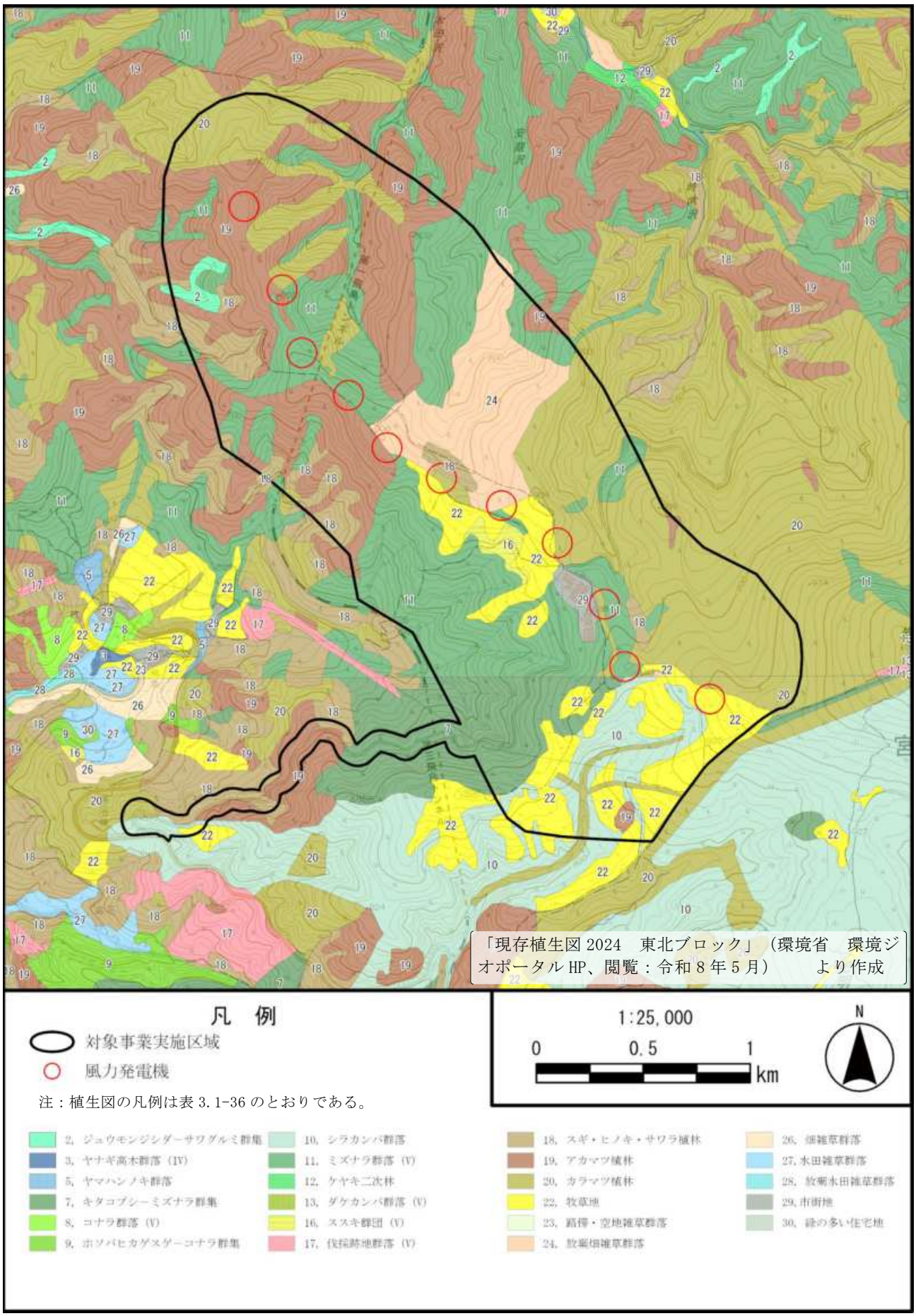


図 3.1-25(2)　文献その他の資料調査による現存植生図（拡大図）

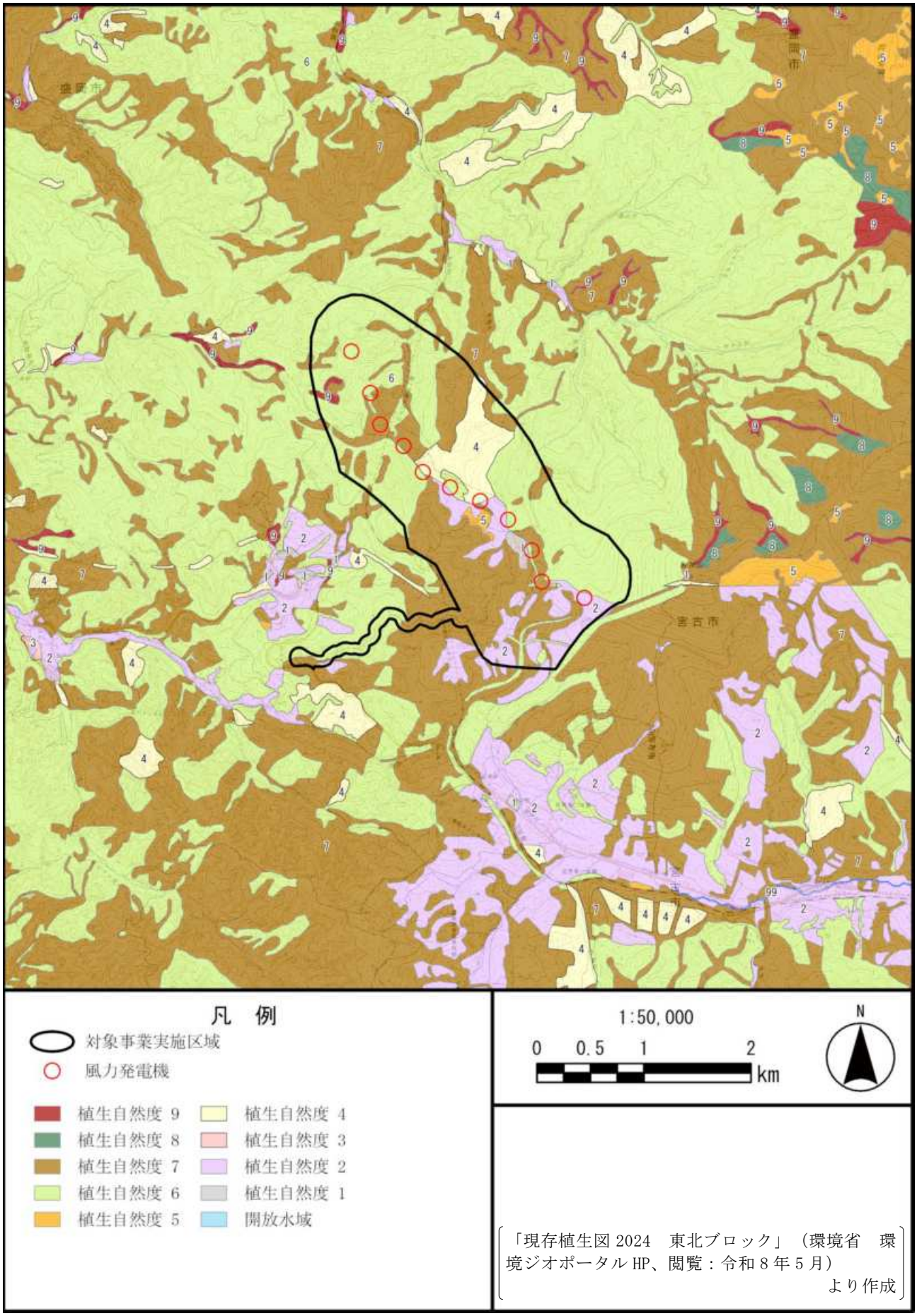


図 3.1-26　文献その他の資料調査による植生自然度

(3)植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.1-37 のとおりである。

表 3.1-37(1)　植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「岩手県文化財保護条例」（昭和 51 年岩手県条例第 44 号）、「盛岡市文化財保護条例」（昭和 53 年盛岡市条例第 21 号）、「宮古市文化財保護条例」（平成 17 年宮古市条例第 202 号）に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：岩手県天然記念物 盛天：盛岡市天然記念物 宮天：宮古市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「岩手県文化財保存活用大綱」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「盛岡市指定文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）	○	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日）に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定 1：特定第一種国内希少野生動植物種 特定 2：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 8 年 2 月 18 日）	○	
③	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　維管束植物」（環境省、令和 7 年）の掲載種	EX：絶滅･･･我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR：絶滅危惧ⅠA 類･･･深刻な絶滅の危機に瀕している種 EN：絶滅危惧ⅠB 類･･･絶滅の危機に瀕している種 VU：絶滅危惧Ⅱ類･･･絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種 DD：情報不足･･カテゴリーを判定するための情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群･･･孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「第 5 次レッドデータブック：絶滅のおそれのある日本の野生生物　維管束植物」（環境省、令和 7 年）	○	
④	「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版）」（岩手県、令和 7 年）の掲載種	EX：絶滅･･･岩手県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅･･･飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 1 類･･･絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの VU：絶滅危惧 2 類･･･絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 1 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの NT：準絶滅危惧･･･存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの NW：留意･･･現時点では「絶滅危惧」に該当しないが、生育・生息条件の変化によって「絶滅危惧 1・2 類」や「準絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する可能性が高い種、あるいは優れた自然環境の指標となる種 DD：情報不足･･･評価するだけの情報が不足している種	「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版）」（岩手県、令和 7 年）	○	

表 3.1-37(2)　植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準			文献その他の資料	重要な種	重要な群落
⑤	「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」(平成 14 年岩手県条例第 26 号)の掲載種	指定：指定希少野生動植物 特定：特定希少野生動植物	「指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定」(平成 14 年岩手県告示第 993 号)	○	
⑥	「第 2 回自然環境保全基礎調査　岩手県動植物分布図」(環境庁、昭和 56 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書（全国版)」(環境庁、昭和 63 年)、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年）に掲載されている特定植物群落	A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第 2 回自然環境保全基礎調査　岩手県動植物分布図」(環境庁、昭和 56 年)、「第 3 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書（全国版)」(環境庁、昭和 63 年)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成 12 年)		○
⑦	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J,WWF Japan、平成 8 年）に掲載の植物群落	4：緊急に対策必要 3：対策必要 2：破壊の危惧 1：要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J,WWF Japan、平成 8 年)		○
⑧	「現存植生図 2024 凡例一覧表」(環境省　生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月)に掲載の植生自然度 10 及び植生自然度 9 の植生	植生自然度 10：自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度 9 ：自然林（エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）	「現存植生図 2024 情報解説」(環境省　生物多様性センターHP、閲覧：令和 8 年 5 月)		○

① 重要な種

植物の重要な種は、「(1)植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、重要な種は表 3.1-38 のとおり 69 科 219 種が確認されたが、位置情報は得られなかった。

表 3.1-38(1)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	CR+EN	
2		イワヒバ	イワヒバ				VU	
3		ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	
4		コバノイシカグマ	オオバノイノモトソウ				NW	
5		ヒメシダ	タチヒメワラビ				CR+EN	
6		メシダ	コウライイヌワラビ			VU	EX	
7		シノブ	シノブ				NT	
8		ウラボシ	エゾデンダ				DD	
9	裸子植物	マツ	モミ				NW	
10		ヒノキ	イブキ				NW	
11		イチイ	イヌガヤ				NW	
12			カヤ				NW	
13	被子植物	スイレン	コウホネ				NT	
14		ウマノスズクサ	ウマノスズクサ				NW	
15			ミチノクサイシン			VU	VU	
16	被子植物－	サトイモ	マイヅルテンナンショウ			NT	EX	
17	単子葉類		ミミガタテンナンショウ				NT	
18			ザゼンソウ				NW	
19		オモダカ	アギナシ			NT	NT	
20		トチカガミ	ヤナギスブタ				CR+EN	
21			トチカガミ			NT	EX	
22			ホッスモ				CR+EN	
23			ミズオオバコ			NT	CR+EN	
24		シバナ	マルミノシバナ			NT※1	CR+EN※1	
25		アマモ	アマモ				NW	
26		ヒルムシロ	ホソバヒルムシロ			VU	VU	
27		シュロソウ	オオバナノエンレイソウ				CR+EN	
28		ユリ	ヤマスカシユリ			NT	VU	
29		ラン	エビネ			NT	VU	
30			キソエビネ			CR	CR+EN	
31			ギンラン				NT	
32			キンラン			NT	CR+EN	
33			コアツモリソウ			NT	CR+EN	
34			クマガイソウ			VU	CR+EN	
35			アツモリソウ		特定1	VU	CR+EN	
36			ツチアケビ				VU	
37			アオチドリ				VU	
38			ハマカキラン			VU	CR+EN	
39			カキラン				NT	
40			ハクウンラン				CR+EN	
41			ギボウシラン			VU	CR+EN	
42			スズムシソウ				CR+EN	
43			サカネラン			VU	CR+EN	
44			ミズチドリ				VU	
45			ツレサギソウ				CR+EN	
46			ヤマサギソウ			VU	VU	
47			オオヤマサギソウ				NT	
48			トンボソウ				NW	
49			トキソウ			NT	VU	
50			ヤマトキソウ				VU	
51			ヒトツボクロ				CR+EN	

表 3.1-38(2)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
52	被子植物－	アヤメ	ノハナショウブ				NW	
53	単子葉類		ヒメシャガ			NT	NT	
54			カキツバタ			NT	VU	
55			アヤメ				VU	
56		ミズアオイ	ミズアオイ			NT	CR+EN	
57		ガマ	エゾミクリ				VU	
58			ミクリ			NT	NW	
59			タマミクリ			NT	VU	
60			ナガエミクリ			NT	NW	
61		イグサ	コウガイゼキショウ			CR※2	CR+EN※3	
62		カヤツリグサ	オクタマツリスゲ			VU	VU	
63			ハタベスゲ			EN	VU	
64			チュウゼンジスゲ				NT	
65			クジュウツリスゲ			NT	CR+EN	
66			サハリンイトスゲ				VU	
67			エゾサワスゲ			NT	VU	
68			コアゼテンツキ				NT	
69			ミチノクホタルイ				NT	
70		イネ	ヒメコヌカグサ			NT	NT	
71			イワタケソウ				NT	
72			ケカモノハシ				CR+EN	
73			タチネズミガヤ				NT	
74			タチイチゴツナギ			EN	DD	
75	被子植物－	マツモ	マツモ（広義）、マツモ（狭義）				VU	
76	真正双子葉類	ケシ	ツルケマン			EN※4	CR+EN	
77			ミチノクエンゴサク				NT	
78			ナガミノツルケマン			NT※5	NW	
79		メギ	ナンブソウ				VU	
80		キンポウゲ	センウズモドキ			VU	NT	
81			アズマレイジンソウ				VU	
82			ミチノクフクジュソウ			NT	VU	
83			フクジュソウ				VU	
84			サンリンソウ				NT	
85			エンコウソウ				NT	
86			カザグルマ			NT	CR+EN	
87			ヒメキンポウゲ			VU	CR+EN	
88			オキナグサ			NT	CR+EN	
89			バイカモ				NT	
90		ボタン	ヤマシャクヤク			NT	VU	
91			ベニバナヤマシャクヤク			VU	CR+EN	
92		スグリ	ヤシャビシャク			NT	VU	
93			ヤブサンザシ				VU	
94			ザリコミ				VU	
95			トガスグリ				VU	
96			トカチスグリ			VU	DD	
97		ベンケイソウ	アオノイワレンゲ				NT	
98		タコノアシ	タコノアシ			NT	VU	
99		マメ	カワラケツメイ				NT	
100			ノササゲ				NT	
101			マルバヌスビトハギ				CR+EN	
102			イヌハギ			NT	VU	
103			センダイハギ				VU	

表 3.1-38(3)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
104	被子植物－	バラ	チョウセンキンミズヒキ			VU	NT	
105	真正双子葉類		エゾツルキンバイ				CR+EN	
106			エゾノコリンゴ				NT	
107			オオウラジロノキ				NT	
108			カワラサイコ				VU	
109			ヒロハノカワラサイコ			VU	NT	
110			ミチノクナシ			EN	NT	
111			クサイチゴ				NT	
112			サナギイチゴ			NT	NW	
113			ナンブトウウチソウ			VU	CR+EN	特定
114			ワレモコウ				CR+EN	
115			ナガボノワレモコウ				VU	
116			エゾノシロバナシモツケ				NT	
117			ホザキシモツケ				CR+EN	
118		ブナ	イヌブナ				NW	
119		カバノキ	クマシデ				NT	
120		ニシキギ	イワウメヅル				NT	
121		トウダイグサ	センダイタイゲキ			NT	CR+EN	
122		ヤナギ	トカチヤナギ				NW	
123		スミレ	オオバタチツボスミレ			NT	CR+EN	
124			アイヌタチツボスミレ				VU	
125			ゲンジスミレ				VU	
126		アマ	マツバニンジン			CR	CR+EN	
127		ミソハギ	ミズキカシグサ			NT	CR+EN	
128		ムクロジ	クロビイタヤ			VU	CR+EN	
129			モクゲンジ				VU	
130		アオイ	カラスノゴマ				CR+EN	
131		アブラナ	ハクサンハタザオ				NT	
132			アイヌワサビ				CR+EN	
133			キバナハタザオ				VU	
134		ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ			VU	VU	
135		タデ	シロバナサクラタデ				NT	
136			サクラタデ				NT	
137			ノダイオウ			VU	NW	
138		ナデシコ	タチハコベ			VU	NT	
139			カワラナデシコ				NT	
140			ナンブワチガイソウ			VU	VU	
141			クシロワチガイソウ			VU	CR+EN	
142			オオヤマハコベ				NT	
143		ヒユ	イワアカザ			CR	CR+EN	
144		サクラソウ	ウミミドリ				CR+EN	
145			ヤナギトラノオ				VU	
146			サクラソウ			NT	VU	
147		ツツジ	シャクジョウソウ				NT	
148		アカネ	キクムグラ				DD	
149			ミヤマムグラ				VU	
150			ハナムグラ			VU	DD	
151			オオキヌタソウ				VU	

表 3.1-38(4)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
152	被子植物－	リンドウ	リンドウ				NT	
153	真正双子葉類		ホソバノツルリンドウ			VU※6	VU	
154			センブリ				NT	
155			イヌセンブリ			NT	VU	
156			テングノコヅチ			NT	NT	
157		キョウチクトウ	フナバラソウ			NT	CR+EN	
158			タチガシワ				NT	
159			スズサイコ			NT	VU	
160		ナス	ハシリドコロ				NT	
161			ヤマホロシ				VU	
162		ムラサキ	オニルリソウ				NT	
163			スナビキソウ				CR+EN	
164			ムラサキ			EN	CR+EN	
165			ハマベンケイソウ				NT	
166			ルリソウ				VU	
167		オオバコ	スギナモ				VU	
168			キクモ				CR+EN	
169			エゾオオバコ				NT	
170			ヒヨクソウ				NT	
171			クワガタソウ				NT	
172			エゾルリトラノオ				VU	
173			イヌノフグリ			NT	VU	
174			ビロードトラノオ				VU	
175		ゴマノハグサ	ヒナノウスツボ				DD	
176			カイジンドウ			VU	VU	
177			ルリハッカ			CR	CR+EN	
178			コムラサキ				CR+EN	
179			オオムラサキシキブ				NT	
180			キセワタ			VU	VU	
181			テイネニガクサ			NT	NT	
182			イヌニガクサ			CR	DD	
183		ハマウツボ	オオナンバンギセル				CR+EN	
184			タチコゴメグサ				DD	
185			ミチノクコゴメグサ				NW	
186		タヌキモ	イヌタヌキモ			NT	NT	
187		キキョウ	シデシャジン				NT	
188			バアソブ			VU	EX	
189			キキョウ			NT	VU	
190		キク	カワラハハコ				NT	
191			シロヨモギ				VU	
192			エゾノタウコギ				NT	
193			ヒメガンクビソウ				VU	
194			イワギク			VU	VU	
195			モリアザミ				NT	
196			エゾノキツネアザミ				NT	
197			キセルアザミ				VU	
198			タカサゴソウ			VU	VU	
199			ノニガナ				NT	
200			カワラニガナ			NT	CR+EN	
201			オオニガナ				NT	
202			アキノハハコグサ			EN	VU	

表 3.1-38(5)　文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
203	被子植物－	キク	ヒメヒゴタイ			VU	VU	
204	真正双子葉類		エゾオグルマ				EW	
205			クザカイタンポポ			EN	DD	
206			オナモミ			VU	VU	
207		セリ	ハナビゼリ				NT	
208			ハマゼリ				VU	
209			ハマボウフウ				VU	
210			ヤマナシウマノミツバ			EN	CR+EN	
211			クロバナウマノミツバ				VU	
212			ムカゴニンジン				NT	
213			ヌマゼリ			NT	CR+EN	
214			トウヌマゼリ				DD	
215		ガマズミ	レンプクソウ				NT	
216			ソクズ				NT	
217		スイカズラ	ハナヒョウタンボク			VU	CR+EN	
218			オミナエシ				NT	
219			マツムシソウ				CR+EN	
合計	5 分類	69 科	219 種	0 種	1 種	91 種	219 種	1 種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト　令和 7 年度生物リスト」（国土交通省河川水辺の国勢調査 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）に準拠した。
2. 選定基準は表 3.1-37 のとおりである。
3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。
4. 表中の※については以下のとおりである。
※1：オオシバナで掲載、※2：ミヤマゼキショウで掲載、
※3：「いわてレッドデータブック（岩手の希少な野生生物 2025 年版）」（岩手県、令和 7 年）において、ミヤマゼキショウとして掲載されているが、ミヤマゼキショウは「コウガイゼキショウの別名と考えもあり、独立種であるかは検討を要する。」と記載されているため、ここではコウガイゼキショウとして扱った。
※4：ツルキケマンで掲載、※5：ナガミノツルキケマンで掲載、※6：ホソバツルリンドウで掲載

② 重要な群落

対象事業実施区域及びその周囲に存在する重要な群落は、図 3.1-27 のとおりである。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生について抽出した。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度 10 及び 9 の重要な植物群落は表 3.1-39 のとおりである。対象事業実施区域の周囲には植生自然度 10 に該当する植物群落は存在しないが、植生自然度 9 に該当する植物群落は点在する。また、対象事業実施区域内において、植生自然度 9 に該当する植物群落は小面積ではあるものの一部存在する。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には「第 2 回自然環境保全基礎調査　岩手県動植物分布図」（環境庁、昭和 56 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書（全国版）」（環境庁、昭和 63 年）、「第 5 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）及び「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS－J,WWF Japan、平成 8 年）に選定されている重要な植物群落は存在しない。

表 3.1-39　重要な植物群落（自然植生）

選定基準 ⑧	植生区分	現存植生図 2024　凡例
植生自然度 10 自然草原	－	該当なし
植生自然度 9 自然林	ブナクラス域自然植生	チシマザサ－ブナ群団、ジュウモンジシダ－サワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）、ヤナギ低木群落（Ⅳ）、ヤマハンノキ群落

注：選定基準は表 3.1-37 のとおりである。

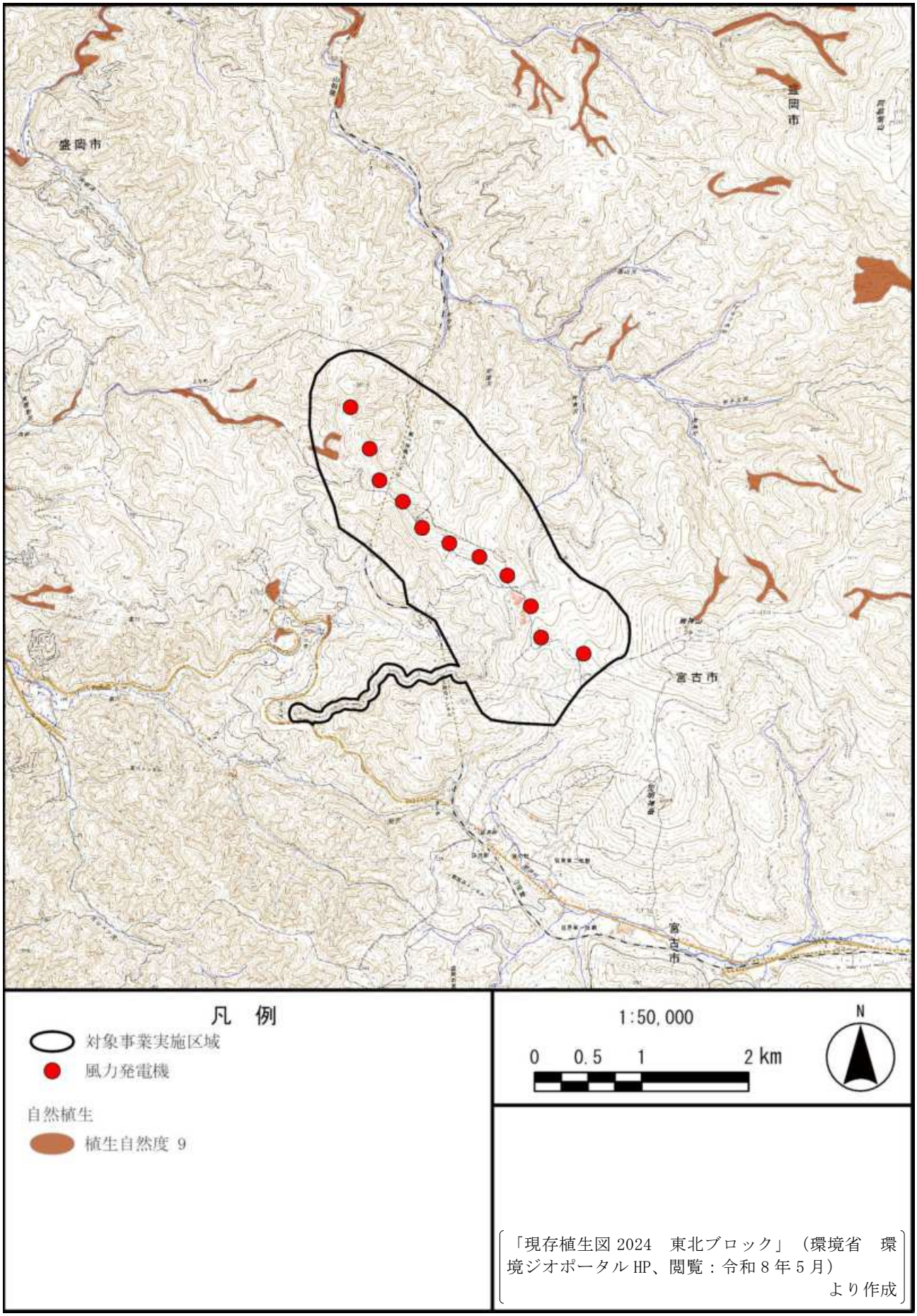


図 3.1-27　重要な植物群落の分布位置図

(4)巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲において、「巨樹・巨木林データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）における巨樹・巨木林は存在しない。

また、「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）及び「岩手県文化財保存活用大綱」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）における、植物に係る天然記念物についても、対象事業実施区域及びその周囲には天然記念物は存在しない。

3. 生態系の状況

(1)環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境類型区分の概要は表 3.1-40、その分布状況は図 3.1-28 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は、地形、植生区分との対応関係により、広葉樹林、針葉樹林、植林地、草地・低木林、河辺、市街地等、水域の 7 つの環境類型区分に分類される。

対象事業実施区域の環境類型区分は、主に広葉樹林、植林地といった樹林環境のほか、草原・低木林が分布し、ごく一部に市街地等が分布している。

表 3.1-40　環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	該当する群落
1	広葉樹林	チシマザサーブナ群団、ブナーミズナラ群落、キタコブシーミズナラ群集、コナラ群落（V）、ホソバヒカゲスゲーコナラ群集、シラカンバ群落、ミズナラ群落（V）、ケヤキ二次林、ダケカンバ群落（V）
2	針葉樹林	アカマツ群落（V）
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、その他植林（常緑針葉樹）
4	草地・低木林	ササ群落（V）、ススキ群団（V）、伐採跡地群落（V）、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
5	河辺	ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落(Ⅳ)、ヤナギ低木群落(Ⅳ)、ヤマハンノキ群落
6	市街地等	市街地、緑の多い住宅地
7	水域	開放水域

注：植生区分は現存植生図凡例（表 3.1-36 参照）による。

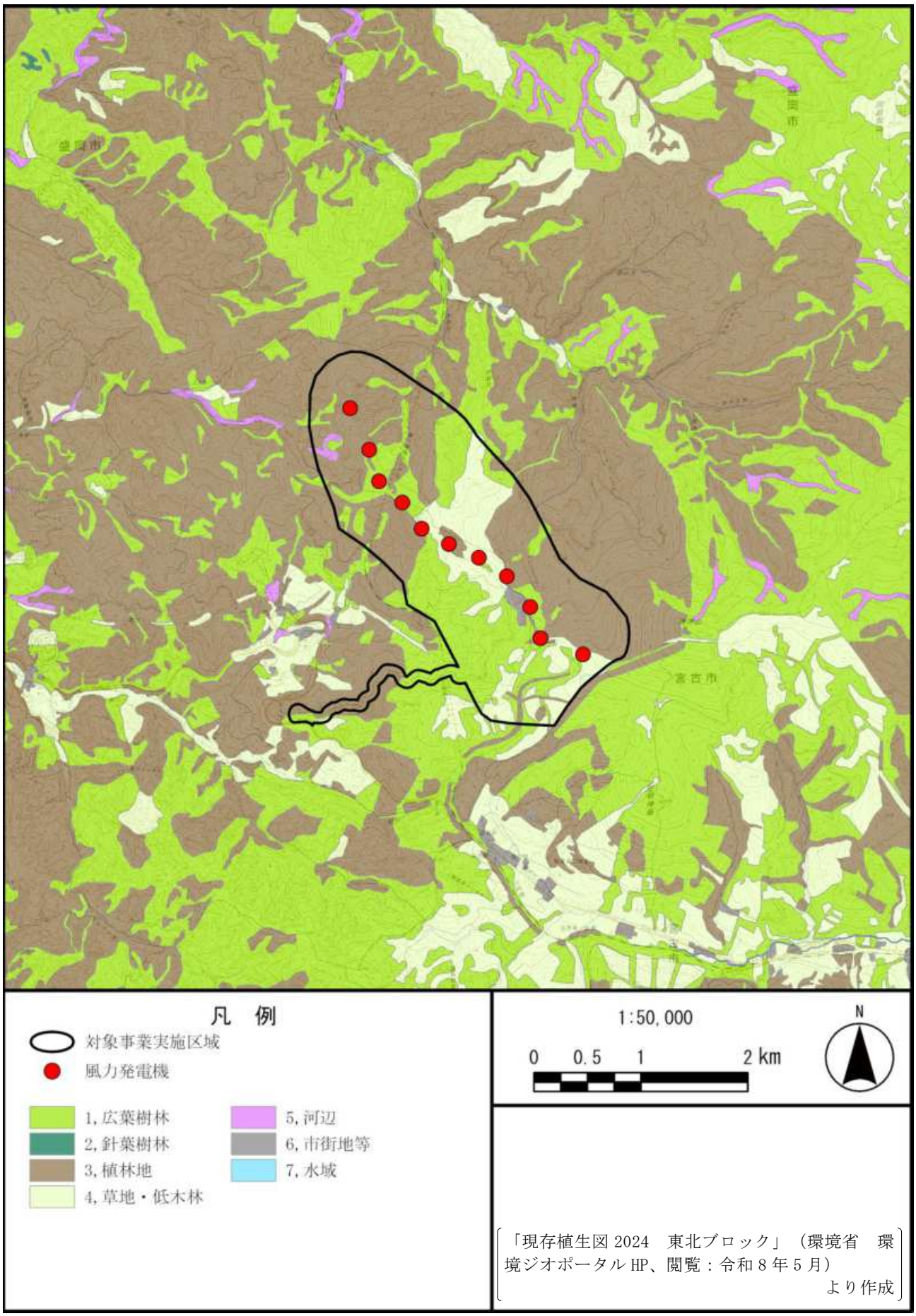


図 3.1-28　環境類型区分

(2)生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図3.1-29に概要を整理した。

対象事業実施区域及びその周囲には、陸域である樹林環境を主として、ミズナラ群落、アカマツ植林、カラマツ植林等の樹林地が広く分布しており、その他にススキ群団、牧草地、畑雑草群落等の草原・低木林、ヤナギ低木群落等の河辺を基盤とした環境が成立しているものと考えられる。ミズナラ群落、アカマツ植林、伐採跡地群落、ヤナギ低木群落、牧草地及び畑雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やチョウ類等の植食性の昆虫類や、ノウサギ、ムササビ等の植食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、オサムシ類の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはカラ類、キビタキ等といった鳥類、アズマヒキガエル等の両生類が、第四次消費者としてはタヌキ等の哺乳類、ヒバカリ等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、下位消費者を餌とする消費者として、ツキノワグマ、キツネ等の哺乳類やクマタカ、フクロウ等の猛禽類が存在すると考えられる。

河川・池沼等の水域の生態系では、付着藻類等を生産者として、第一次消費者であるマシジミ、水生動物が、ニホンアマガエル等のカエル類やウグイ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が存在すると考えられる。

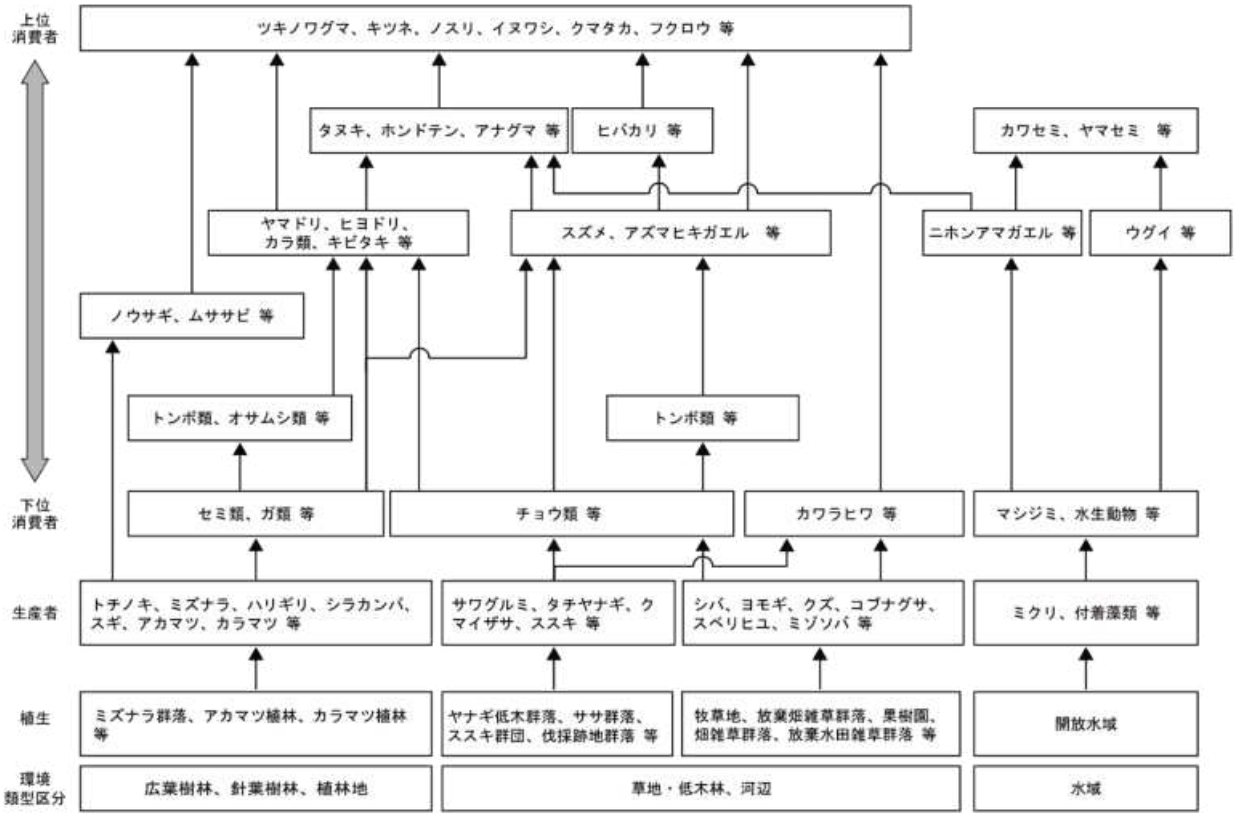


図 3.1-29　食物連鎖模式図

(3)重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場及び岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分は表 3.1-41 及び図 3.1-30 のとおりである。

なお、岩手県自然環境保全指針における「優れた自然」の保全方向は表 3.1-42 のとおりである。

表 3.1-41　対象事業実施区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 9	環境省「現存植生図 2024」におけるチシマザサ－ブナ群団、ジュウモンジシダ－サワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）等に該当する自然植生である。
保安林		水源かん養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	盛岡市小貝沢鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められる区域である。
	盛岡市高森鳥獣保護区	
	宮古市区界高原鳥獣保護区	
自然環境保全地域	区界高原自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。
生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）	（選定基準：危機性及び非代替性） 早坂高原青松葉山	IBA に鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展した重要地域であり、日本の調査においては分布が 1 か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域（AZE（Alliance for Zero Extinction））も包括される。以下の選定基準に該当する地域である。 危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a)限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e)バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する
岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分のうち A～C のメッシュ		岩手県の自然環境の現状を総合的に評価したものであり、保全区分が A～C のメッシュについては重要な植生や重要な動植物が生育・生息するとされている。

「現存植生図 2024　東北ブロック」（環境省　環境ジオポータル HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「国土数値情報（国有林野データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、岩手県へのヒアリング（実施：令和 8 年 5 月）、「令和 7 年度岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「KBA～私たちが残したい未来の自然～」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 8 年 5 月）、「令和 7 年版環境報告書」（岩手県、令和 8 年）、「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成

表 3.1-42　岩手県自然環境保全指針における「優れた自然」の保全方向

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 ・二次的自然環境の中でも、特に自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域	・重要な植生について、最大限の保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限の保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限の保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。
D	・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	・自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域	・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地などの自然環境の修復、育成に努める。

〔「岩手県自然環境保全指針（令和 3 年 3 月改定)」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

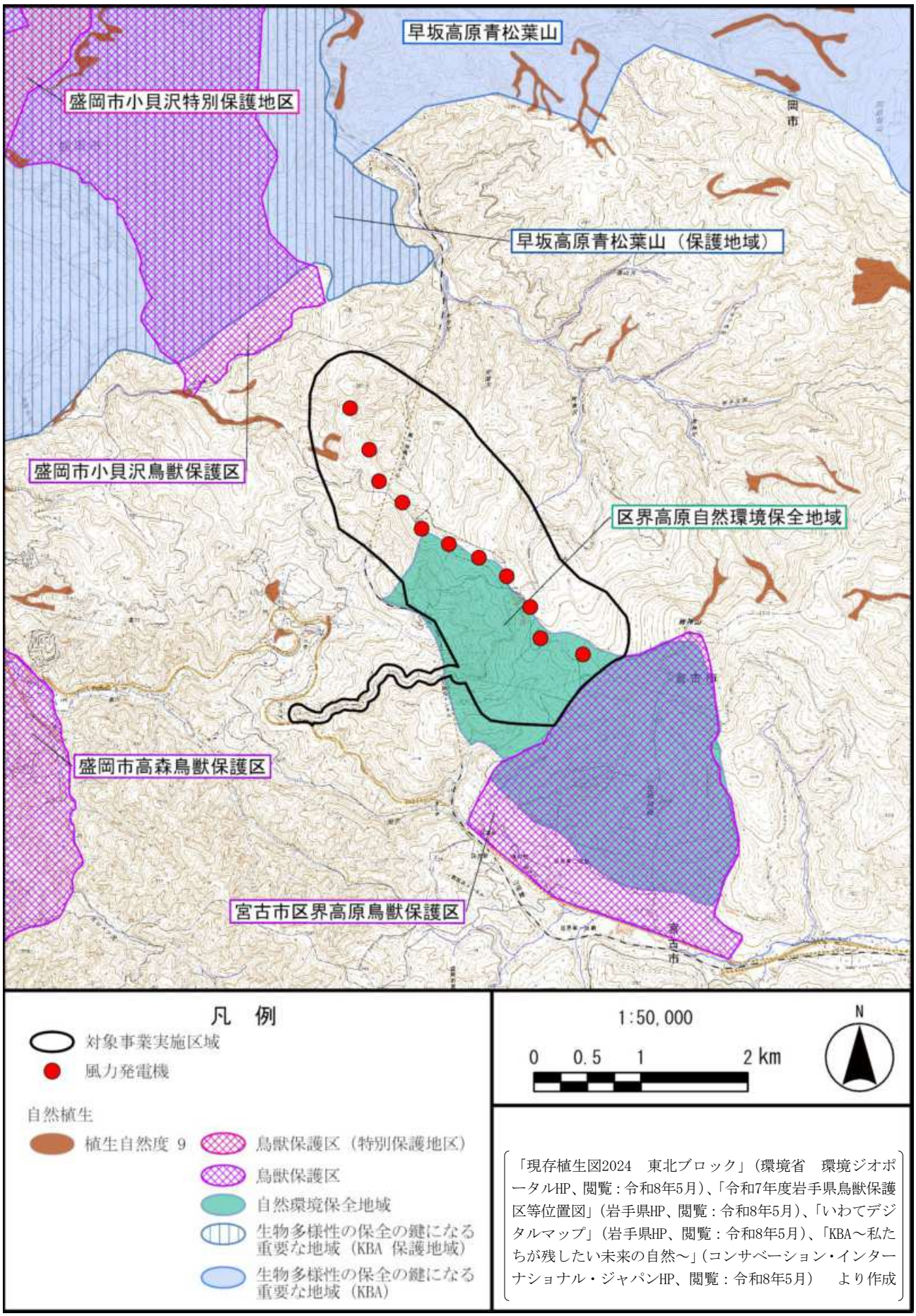


図 3.1-30(1)　重要な自然環境のまとまりの場
（自然植生、鳥獣保護区、自然環境保全地域、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域）

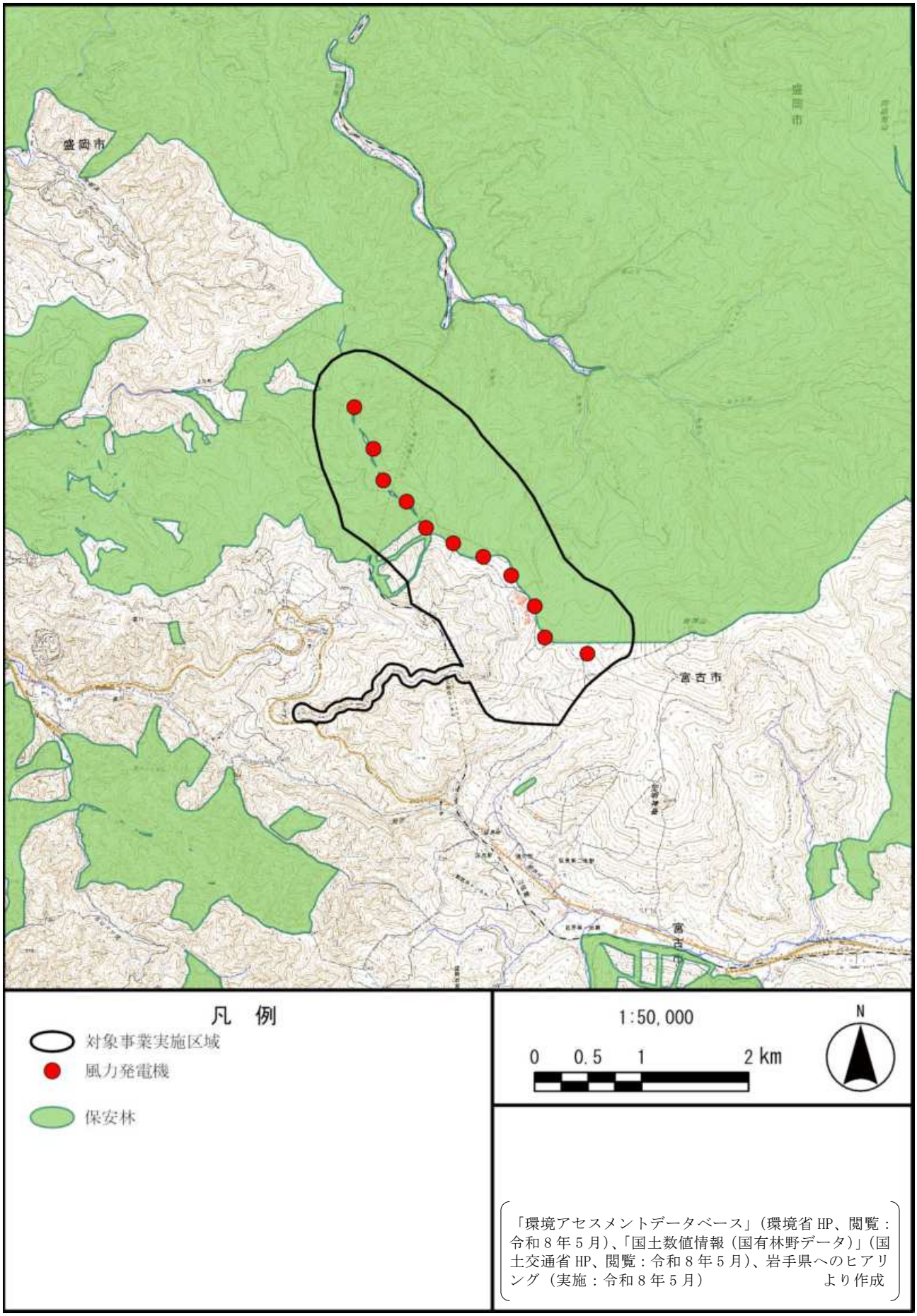


図 3.1-30(2)　重要な自然環境のまとまりの場（保安林）

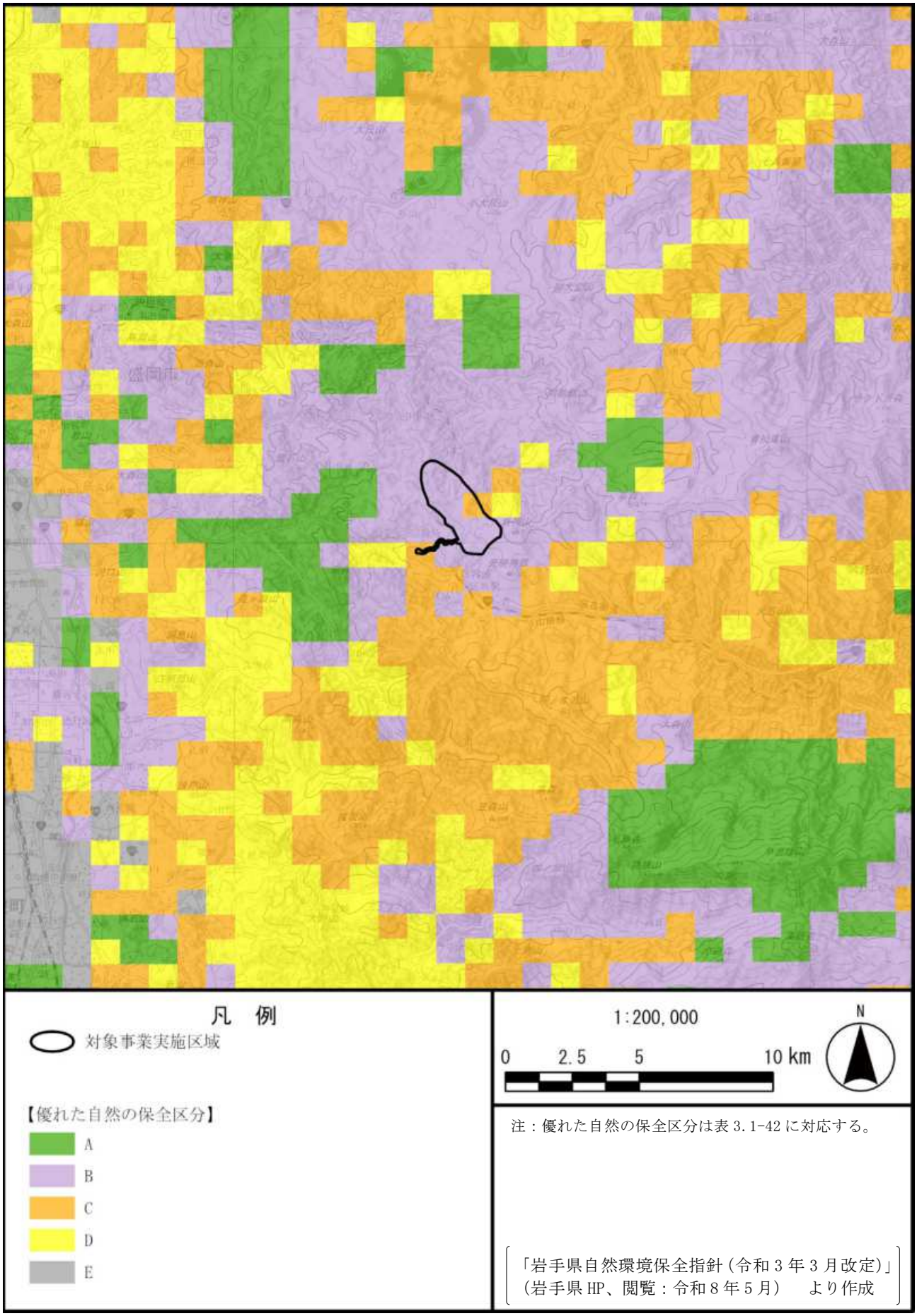


図 3.1-30(3)　重要な自然環境のまとまりの場（優れた自然の保全区分）

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

(1)眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

・公的な HP や観光パンフレット等に掲載されている情報であること。

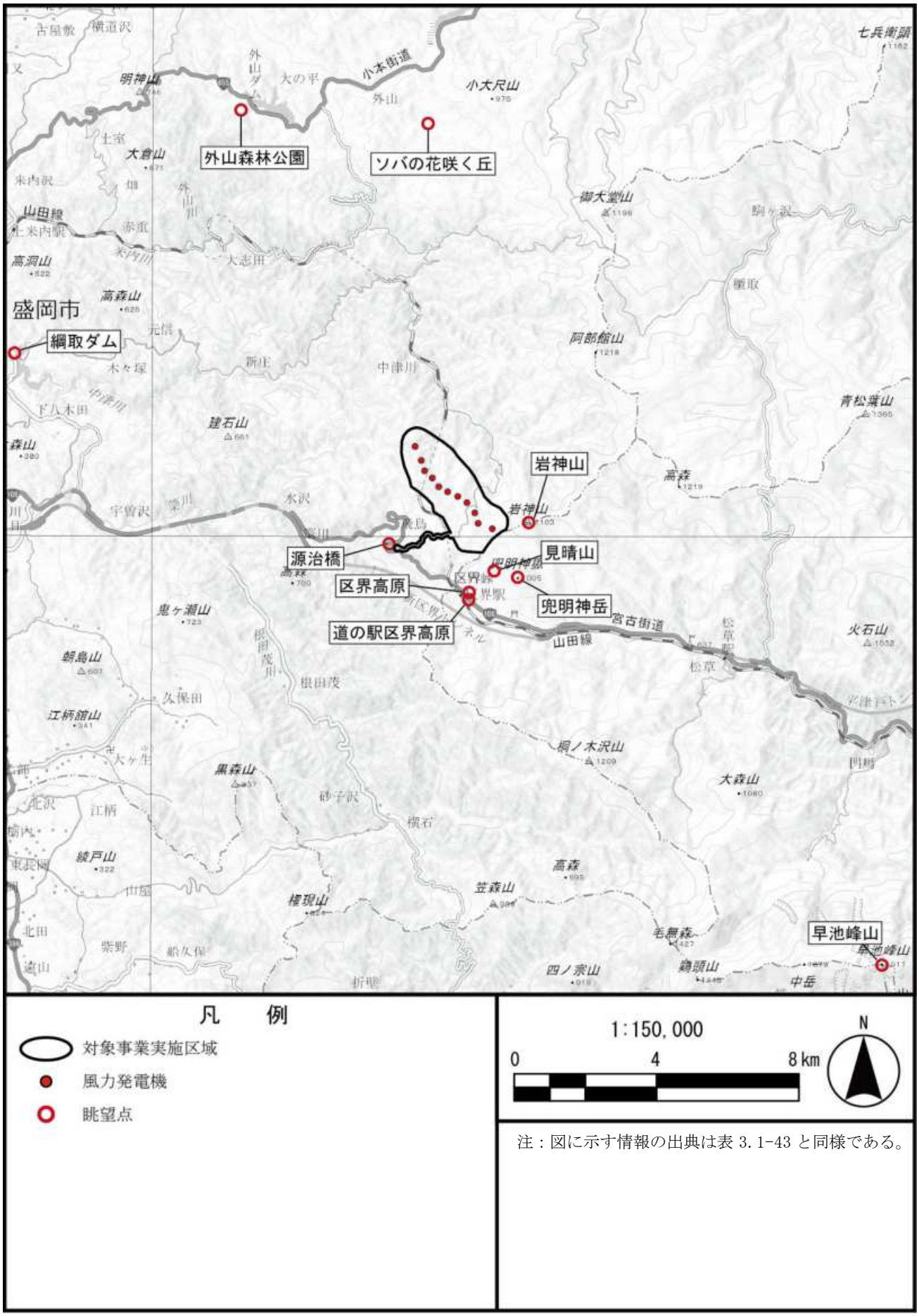
・不特定かつ多数の利用がある地点かつ眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-43 及び図 3.1-31 のとおりである。

表 3.1-43　眺望点

名　称	概　　要
岩神山	区界高原ウォーキングセンターを拠点としたハイキングコース沿いに位置する標高 1,103m の山。山頂からは和賀岳や鳥海山などが望め、360 度のパノラマが広がる。
見晴山	区界高原ウォーキングセンターを拠点としたハイキングコース沿いに位置する山。山頂からは兜明神岳や区界高原の東側を望むことができる。
兜明神岳	区界高原ウォーキングセンターを拠点としたハイキングコース沿いに位置する標高 1,005m の山。山頂からは岩手山や奥羽山脈を望むことができる。
区界高原	兜明神岳を望める高原。5 つのハイキングコースがあり、拠点施設として区界高原ウォーキングセンターが整備されている。「いわての残したい景観」に選定されている。
道の駅区界高原	一般国道 106 号沿いの標高 700m の峠に位置する道の駅。
源治橋	一般国道 106 号沿いに位置する橋。橋のたもとには駐車場があり、牧場と点在する民家の景観が望め、「いわての残したい景観」に選定されている。
綱取ダム	盛岡市に位置するダム。綱取自然公園や散策道、展望台が整備されている。
外山森林公園	一般国道 455 号沿いに位置する公園。展望台が設置されており、外山ダムを望むことができる。
早池峰山	早池峰国定公園内に位置する標高 1,917m の山。5 合目付近からはパノラマの景色を望むことができる。
ソバの花咲く丘	玉山区藪川字外山にあるソバ畑を望める丘。「いわての残したい景観」に選定されている。

「旅東北」（東北観光推進機構 HP）
「eco もりおか」（盛岡市環境部 HP）
「ジオサイト」（三陸ジオパーク HP）
「いわての残したい景観」（岩手県庁 HP）
「観光・スポーツ・文化」（盛岡市役所 HP）
「外山森林公園」（盛岡広域森林組合 HP）
「岩手県「道の駅」連絡会」（国土交通省 HP）
「いわての旅」、「いわて旅の地図」、「BEAUTIFUL IWATE（岩手県観光ガイドブック）」
（公益財団法人 岩手県観光協会 HP）
（各 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成



注：図に示す情報の出典は表 3.1-43 と同様である。

図 3.1-31　眺望点の状況

(2)景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による景観資源は、表 3.1-44 及び図 3.1-32 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に権現滝等がある。

表 3.1-44　景観資源（第 3 回自然環境保全基礎調査）

区　分	番号	名　称
非火山性高原	①	早坂高原
岩塊斜面・岩海	②	早池峰山山頂
	③	鶏頭山山頂
鍾乳洞	④	船久保洞窟
滝	⑤	権現滝
	⑥	七折滝

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図」（環境庁、平成元年）より作成〕



図 3.1-32　景観資源（第３回自然環境保全基礎調査）の状況

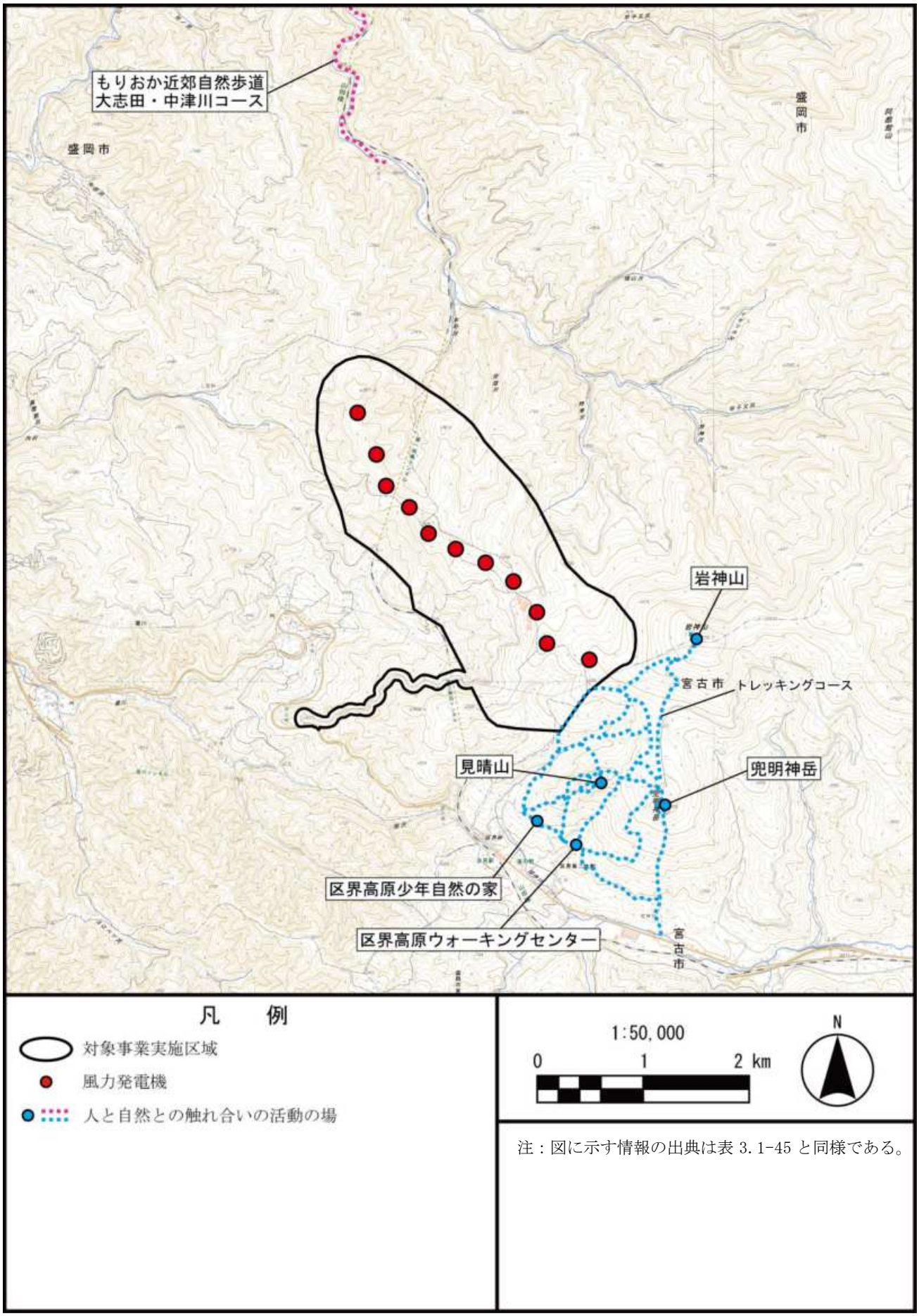
2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-45 及び図 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-45　人と自然との触れ合いの活動の場

名　称	想定する主な活動	概　要
区界高原ウォーキングセンター	自然観賞 散策 キャンプ	区界高原散策の拠点となる施設で、散策路の案内や高原の自然についての情報提供、写真展示等がある。周辺には岩神山、見晴山、兜明神岳等を通るトレッキングコースがあり、区界高原キャンプ場も整備されている。
区界高原少年自然の家	自然観賞 自然観察 散策 キャンプ	区界高原の野外体験学習施設で、キャンプ場、野外炊事場等が整備されている。活動エリアには岩神山、見晴山、兜明神岳、閉伊川の源流、5 つの広場等があり、登山や散策、自然観察を楽しむことができる。
岩神山	自然観賞 登山	盛岡市と宮古市の境に位置する標高 1,103m の山である。山頂からは遠く和賀岳、鳥海山等を眺望することができ、360 度のパノラマが広がる。
見晴山	自然観賞 自然観察 登山	宮古市に位置する標高 937m の山である。樹木観察等の活動が行われているほか、山頂からは兜明神岳や区界高原の東側を眺望することができる。
兜明神岳	自然観賞 登山	東北百名山にも選定されている標高 1,005m の山で、地元では「兜山（かぶとさん)」と呼ばれている。岩だらけの山頂からは岩手山や早池峰山、区界地区を望むことができる。
もりおか近郊自然歩道大志田・中津川コース	自然観賞 自然観察 散策	盛岡市を巡る 10 コースのうちの 1 つで、本コースは約 13km のコースのうち一部区間が、対象事業実施区域の周囲を通過している。JR 山田線旧大志田駅から旧浅岸駅へと続く山間渓流沿いの道を歩く、上級者向けのコースである。

「盛岡市」・「ECO もりおか」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「盛岡観光情報」（盛岡観光コンベンション協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「宮古市」（宮古市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「区界高原ウォーキングセンター」パンフレット（宮古市発行、入手：令和 7 年 5 月）
「宮古観光文化交流協会」（宮古観光文化交流協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「岩手県」・「三陸防災復興プロジェクト」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「いわての旅」（岩手県観光協会 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「旅東北」（東北観光推進機構 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「観光スポット～ふるさとみてある記」（新岩手農業協同組合 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「さんりく旅しるべ ～いわて三陸観光ガイド～」（さんりく基金 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「環境アセスメントデータベース EADAS（イーダス)」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
より作成



注：図に示す情報の出典は表 3.1-45 と同様である。

図 3.1-33　人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における一般環境中の放射性物質の状況は、「岩手県放射線影響対策報告書」（岩手県、令和 7 年）によると、図 3.1-34 のとおり、対象事業実施区域から約 19km の位置にある岩手県立大学及び約 16km の位置にある環境保健研究センターで空間線量率の測定を実施している。令和 6 年度の年平均値は岩手県立大学で 0.035μSv/h、環境保健研究センターで 0.021μSv/h である。

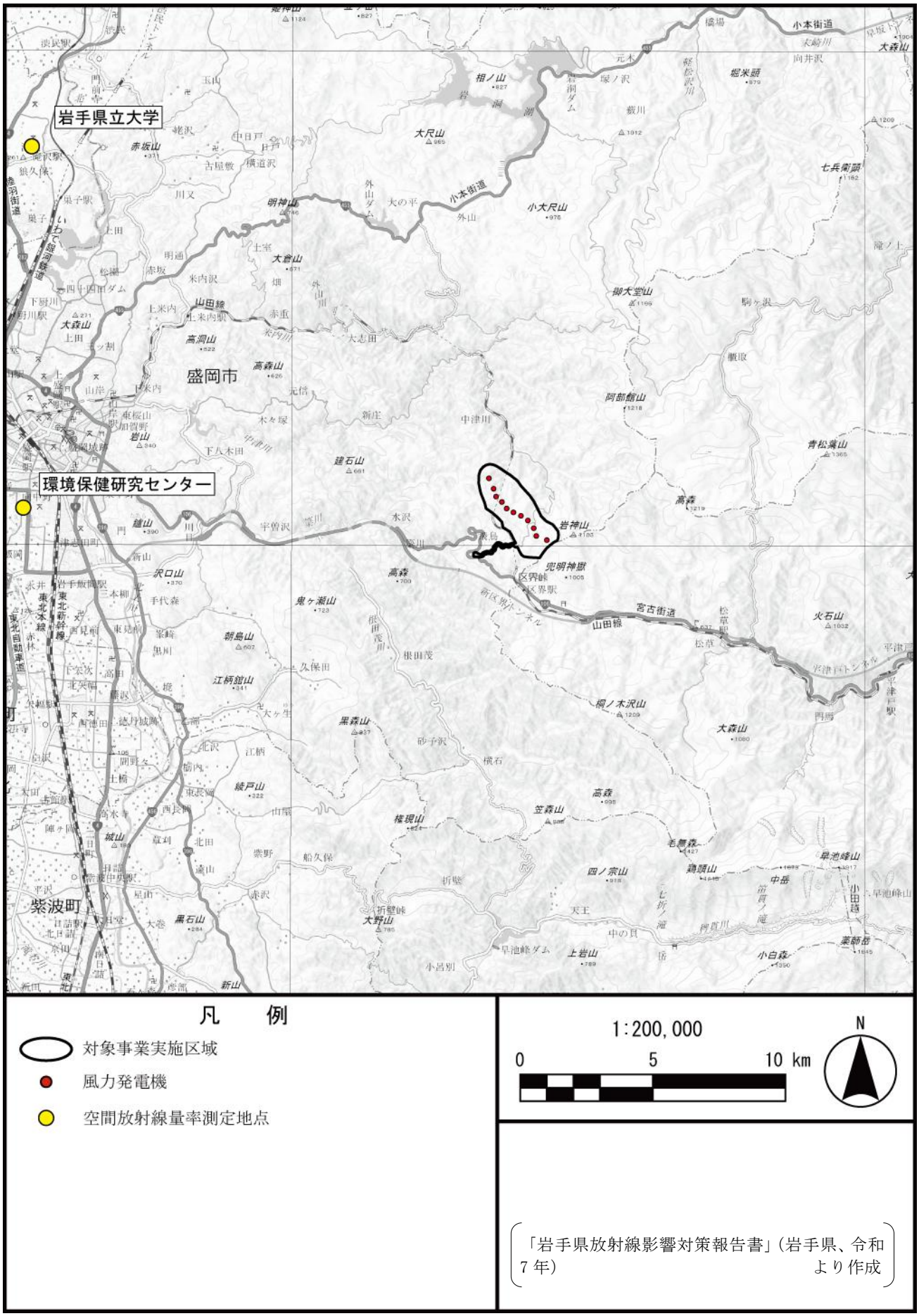


図 3.1-34　空間放射線量率の測定地点位置

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

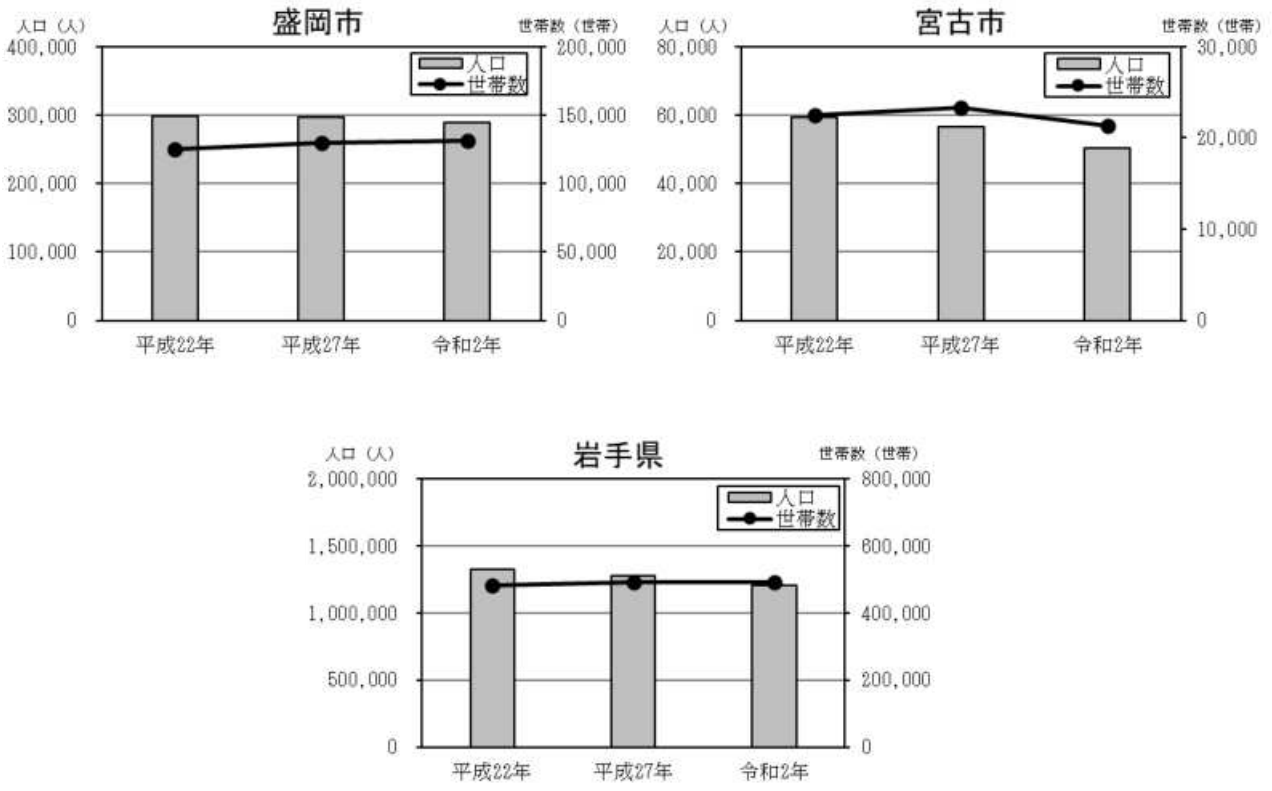
盛岡市、宮古市及び岩手県の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。

盛岡市及び宮古市の人口は減少傾向にある。

表 3.2-1　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

区　分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総　数	男	女	
盛岡市	平成 22 年	298,348	141,566	156,782	125,096
	平成 27 年	297,631	141,089	156,542	129,718
	令和 2 年	289,731	136,919	152,812	131,110
宮古市	平成 22 年	59,430	28,191	31,239	22,509
	平成 27 年	56,676	27,868	28,808	23,387
	令和 2 年	50,369	24,381	25,988	21,289
岩手県	平成 22 年	1,330,147	634,971	695,176	483,934
	平成 27 年	1,279,594	615,584	664,010	493,049
	令和 2 年	1,210,534	582,952	627,582	492,436

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1　人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

2. 産業の状況

盛岡市、宮古市及び岩手県の産業別就業者数は、表 3.2-2 のとおりである。

令和 2 年 10 月 1 日現在の産業別就業者数の割合は、盛岡市及び宮古市では第三次産業の占める割合が高い。

表 3.2-2　産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（　）内は%）

産　業	盛岡市	宮古市	岩手県
第一次産業	4,280 (3.1)	1,734 (7.5)	57,926 (9.7)
農　業	4,027	699	50,479
林　業	231	190	2,941
漁　業	22	845	4,506
第二次産業	18,902 (13.7)	5,856 (25.3)	147,219 (24.8)
鉱業、採石業、砂利採取業	46	54	574
建設業	10,546	2,697	56,089
製造業	8,310	3,105	90,556
第三次産業	114,792 (83.2)	15,513 (67.1)	389,295 (65.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	962	165	3,017
情報通信業	3,754	62	6,558
運輸業、郵便業	7,456	989	29,764
卸売、小売業	26,397	3,413	89,421
金融、保険業	4,388	364	10,684
不動産業、物品賃貸業	3,242	294	7,766
学術研究、専門・技術サービス業	4,869	498	12,814
宿泊業、飲食サービス業	8,702	1,153	30,016
生活関連サービス業、娯楽業	5,397	675	19,628
教育、学習支援業	9,173	1,141	27,526
医療、福祉	23,297	3,736	85,211
複合サービス事業	905	438	7,942
サービス業（他に分類されないもの）	9,189	1,288	33,839
公　務(他に分類されるものを除く)	7,061	1,297	25,109
分類不能の産業	3,716 (2.6)	347 (1.5)	10,653 (1.8)
総　数	141,690	23,450	605,093

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率（%）を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率（%）を示す。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100 にならない場合がある。

〔「令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

(1)農　業

盛岡市、宮古市及び岩手県における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

令和 2 年における販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、盛岡市、宮古市ともに稲（飼料用を除く）が最も多い。

表 3.2-3　販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種　類	盛岡市	宮古市	岩手県
稲（飼料用を除く）	1,669	222	27,276
麦類	107	1	891
雑穀	37	12	959
いも類	103	76	987
豆類	191	46	2,252
工芸農作物	44	25	1,385
野菜類	678	195	7,671
果樹類	498	49	2,940
花き類・花木	119	38	1,575
その他（稲（飼料用）を含む）	206	13	3,139

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

(2)林　業

盛岡市、宮古市及び岩手県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。令和 2 年の林野面積は、盛岡市で 64,379ha、宮古市で 114,068ha となっている。

表 3.2-4　所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区　分	林野面積計	国有林			民有林			
		小　計	林野庁	その他官庁	小　計	独立行政法人等	公有林	私有林
盛岡市	64,379	16,277	16,270	7	48,102	1,561	11,973	34,568
宮古市	114,068	31,465	31,455	10	82,603	2,280	18,183	62,140
岩手県	1,152,364	364,916	362,529	2,387	787,448	20,998	157,421	609,029

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

(3)工　業

盛岡市、宮古市及び岩手県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 5 年の製造品出荷額等は、盛岡市で 13,263,548 万円、宮古市で 6,381,980 万円となっている。

表 3.2-5　工業の状況（従業員 4 人以上）

区　分	盛岡市	宮古市	岩手県
事業所数（事業所）	190	100	2,114
従業者数（人）	5,471	2,365	86,083
製造品出荷額等（万円）	13,263,548	6,381,980	312,468,538

注：事業所数及び従業者数は令和 6 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 5 年 1 年間の数値である。

〔「2024 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

(4)商　業

盛岡市、宮古市及び岩手県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、盛岡市で 1,177,885 百万円、宮古市で 114,275 百万円となっている。

表 3.2-6　商業の状況

業　種	区　分	盛岡市	宮古市	岩手県
卸売業	事業所数（事業所）	933	123	2,666
	従業者数（人）	8,574	730	22,796
	年間商品販売額（百万円）	795,342	62,248	1,939,906
小売業	事業所数（事業所）	2,135	465	9,517
	従業者数（人）	19,159	2,850	67,914
	年間商品販売額（百万円）	382,543	52,027	1,276,099
合　計	事業所数（事業所）	3,068	588	12,183
	従業者数（人）	27,733	3,580	90,710
	年間商品販売額（百万円）	1,177,885	114,275	3,216,004

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサス－活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

盛岡市及び宮古市の地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりである。

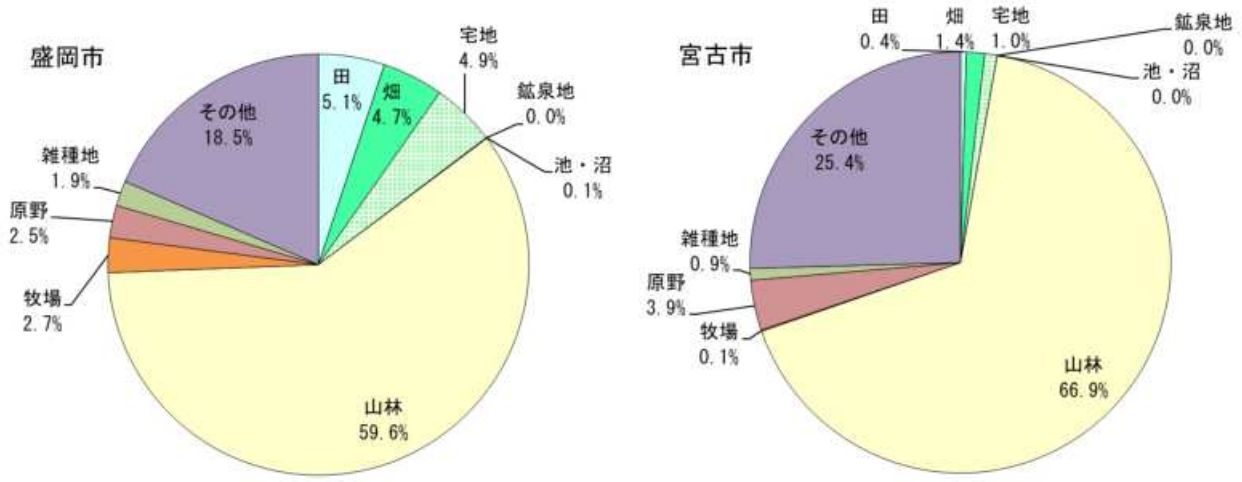
盛岡市、宮古市ともに山林の占める割合が最も高く、59.6%、66.9%となっている。

表 3.2-7　地目別土地利用の状況（令和 6 年 1 月 1 日現在）

（単位：km²、（ ）内は%）

区　分	総　数	田	畑	宅地	鉱泉地	池・沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
盛岡市	886.47 (100)	44.97 (5.1)	41.67 (4.7)	43.66 (4.9)	0.00 (0.0)	0.54 (0.1)	528.58 (59.6)	23.60 (2.7)	22.13 (2.5)	16.98 (1.9)	164.33 (18.5)
宮古市	1,259.18 (100)	5.58 (0.4)	17.66 (1.4)	12.08 (1.0)	0.00 (0.0)	0.02 (0.0)	842.33 (66.9)	1.31 (0.1)	48.48 (3.9)	11.34 (0.9)	320.39 (25.4)

〔「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕



〔「令和 7 年度　岩手県統計年鑑」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.2-2　地目別土地利用の状況（令和 6 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲における都市地域は、図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に都市地域が分布している。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は、図 3.2-5 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）に基づく用途地域の指定はない。

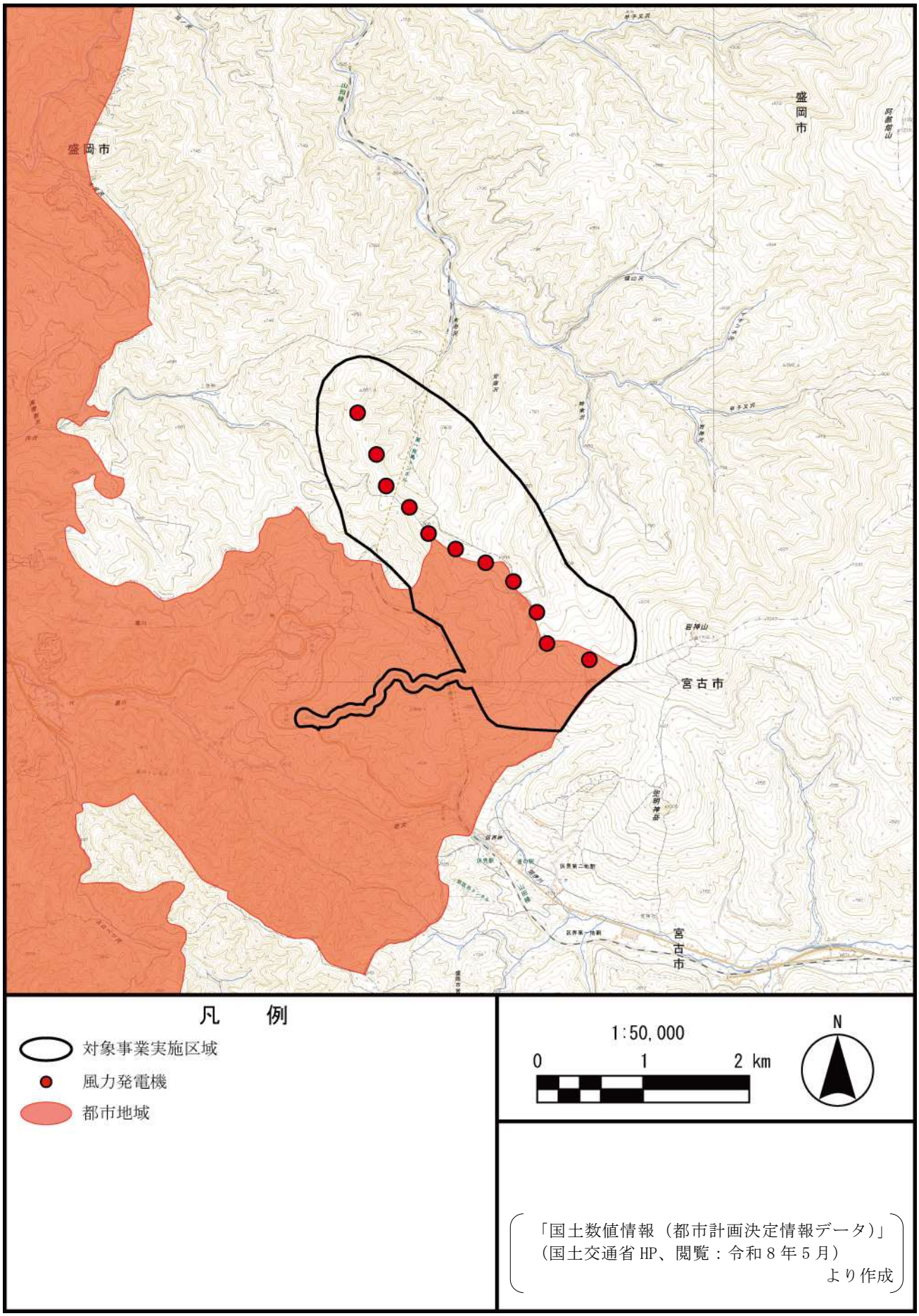


図 3.2-3　土地利用基本計画図（都市地域）

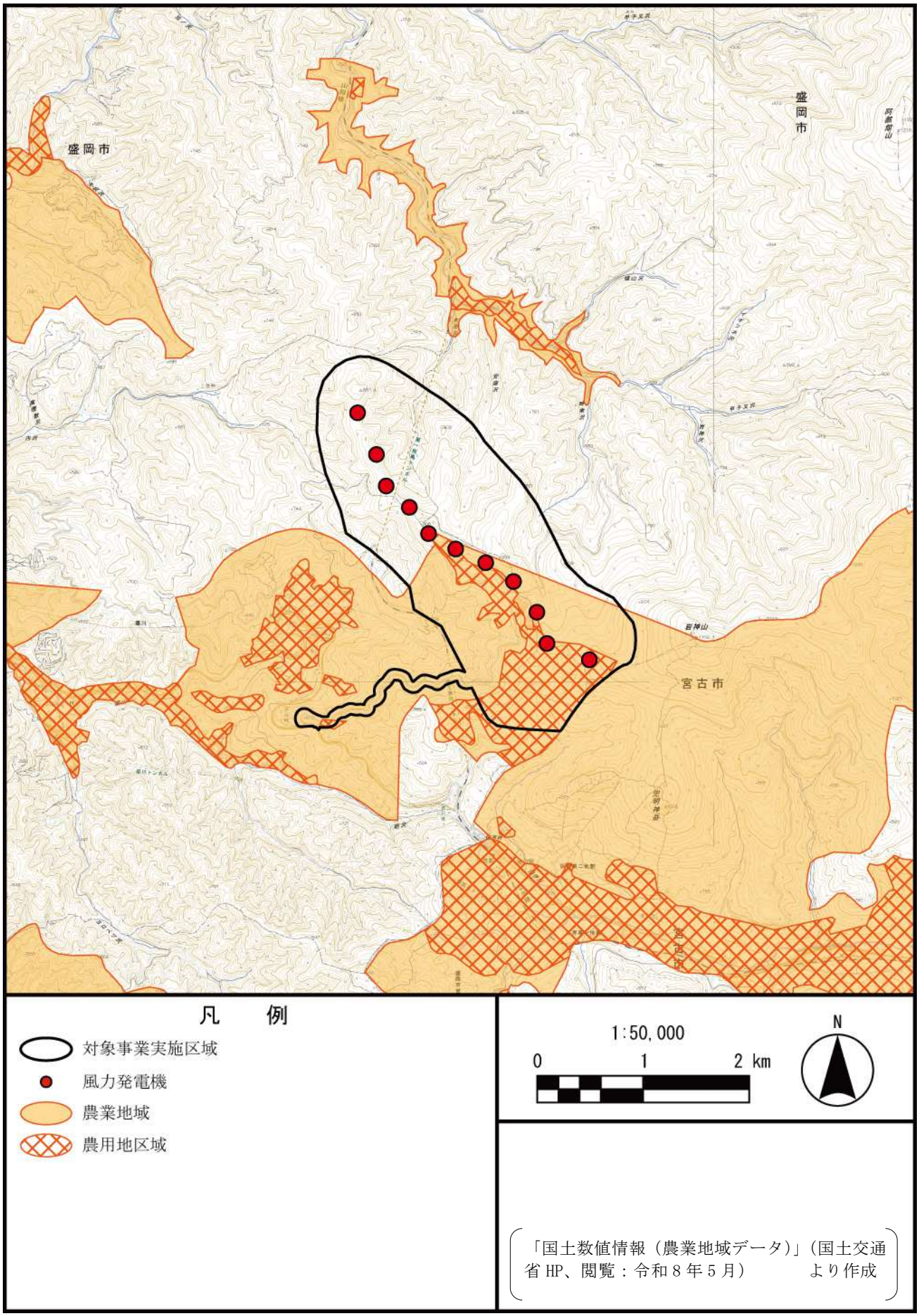


図 3.2-4　土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

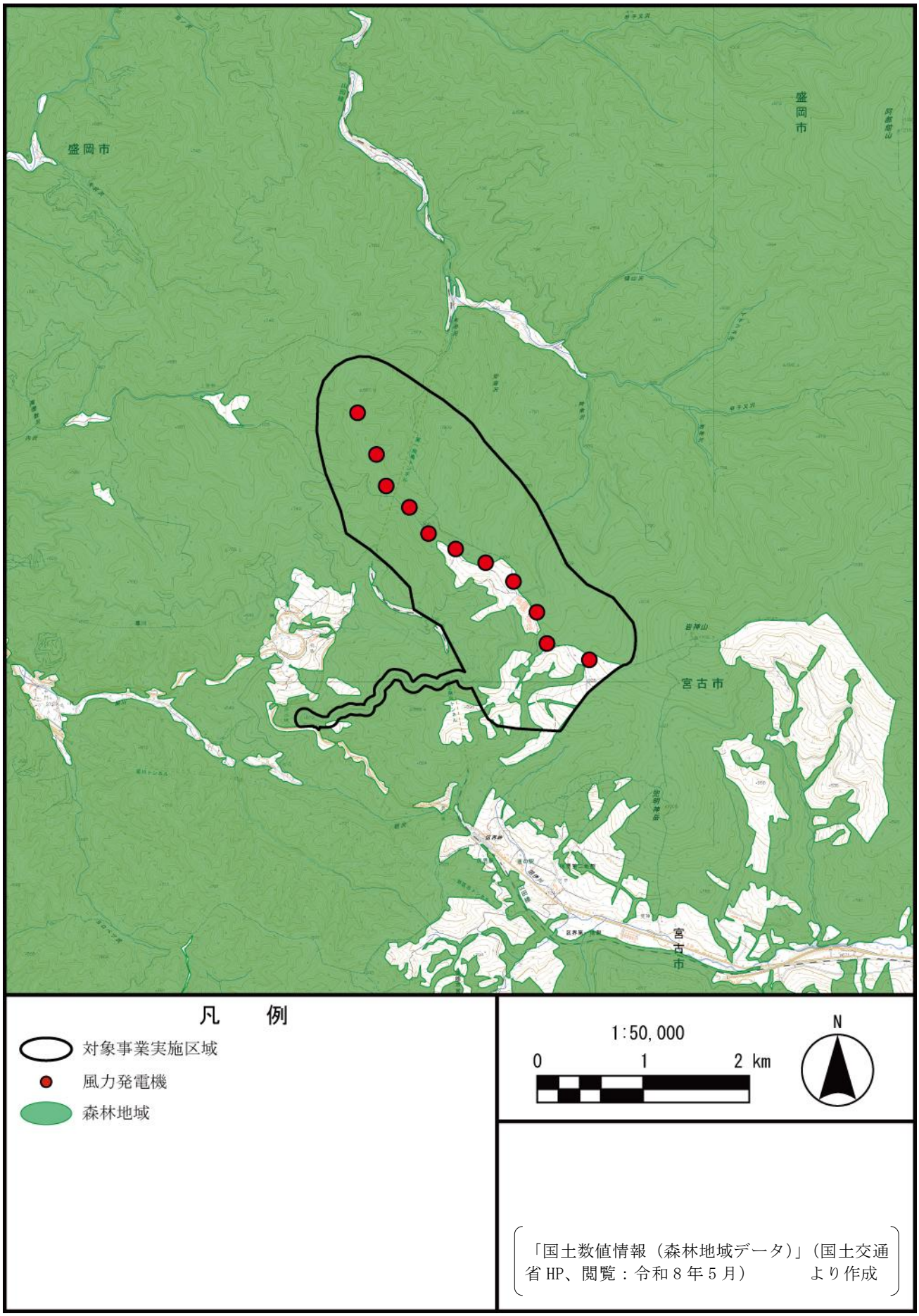


図 3.2-5　土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1)水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3.2-8 のとおりである。

簗川、中津川等の河川の水道用水の利用はあるが、対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水道用水の取水地点はない。

表 3.2-8　水道用水の取水状況（上水道・令和 6 年度）

事業主体名	現在給水人口 （人）	年間給水量 （千 m^3）	水源の種類
盛岡市	271,177	29,453	ダム、表流水、浅井戸、 深井戸、湧水
宮古市	44,736	6,362	表流水、伏流水、浅井戸、深井戸

〔「令和 6 年度岩手県の水道概況」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

(2)農業による利用

対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用状況は、盛岡市及び宮古市へのヒアリング（実施：令和 5 年 6 月）によると、図 3.2-6 のとおり、閉伊川の本流及びその支流等の河川を農業用水として利用している。

(3)漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲の河川における、「漁業法」（昭和 24 年法律 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権は、表 3.2-9 及び図 3.2-7 のとおりである。

表 3.2-9　内水面漁業権の内容

免許番号	漁業の名称	漁業期間	漁業権者
内共第 8 号 （閉伊川）	あゆ漁業	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	閉伊川漁業協同組合
	やまめ漁業、さくらます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、かじか漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
内共第 23 号 （簗川）	あゆ漁業	4 月 1 日から 12 月 31 日まで	盛岡河川漁業協同組合
	やまめ漁業、さくらます漁業、いわな漁業、うなぎ漁業、うぐい漁業、かじか漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	

「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「漁業権について」（水産庁 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成

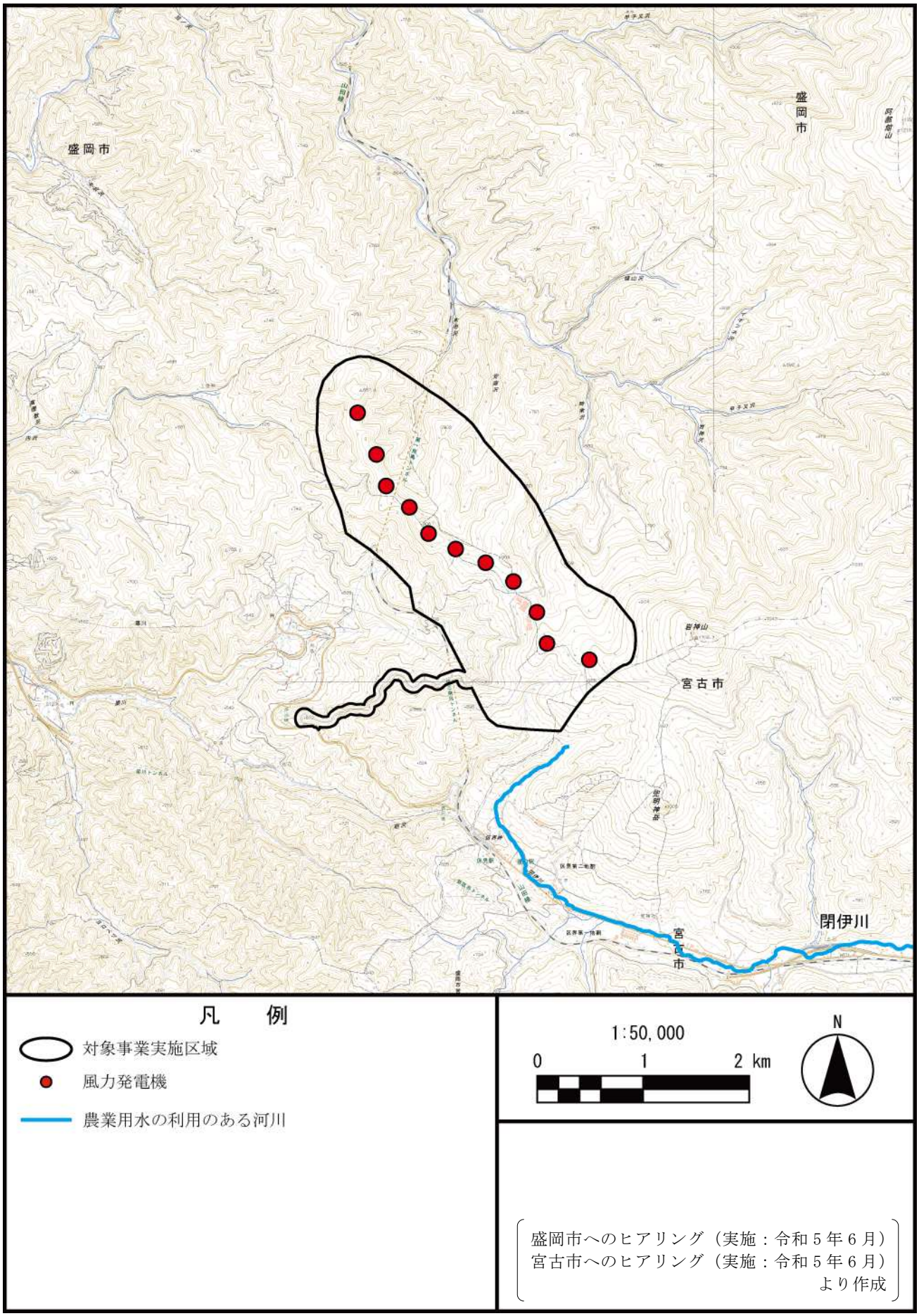
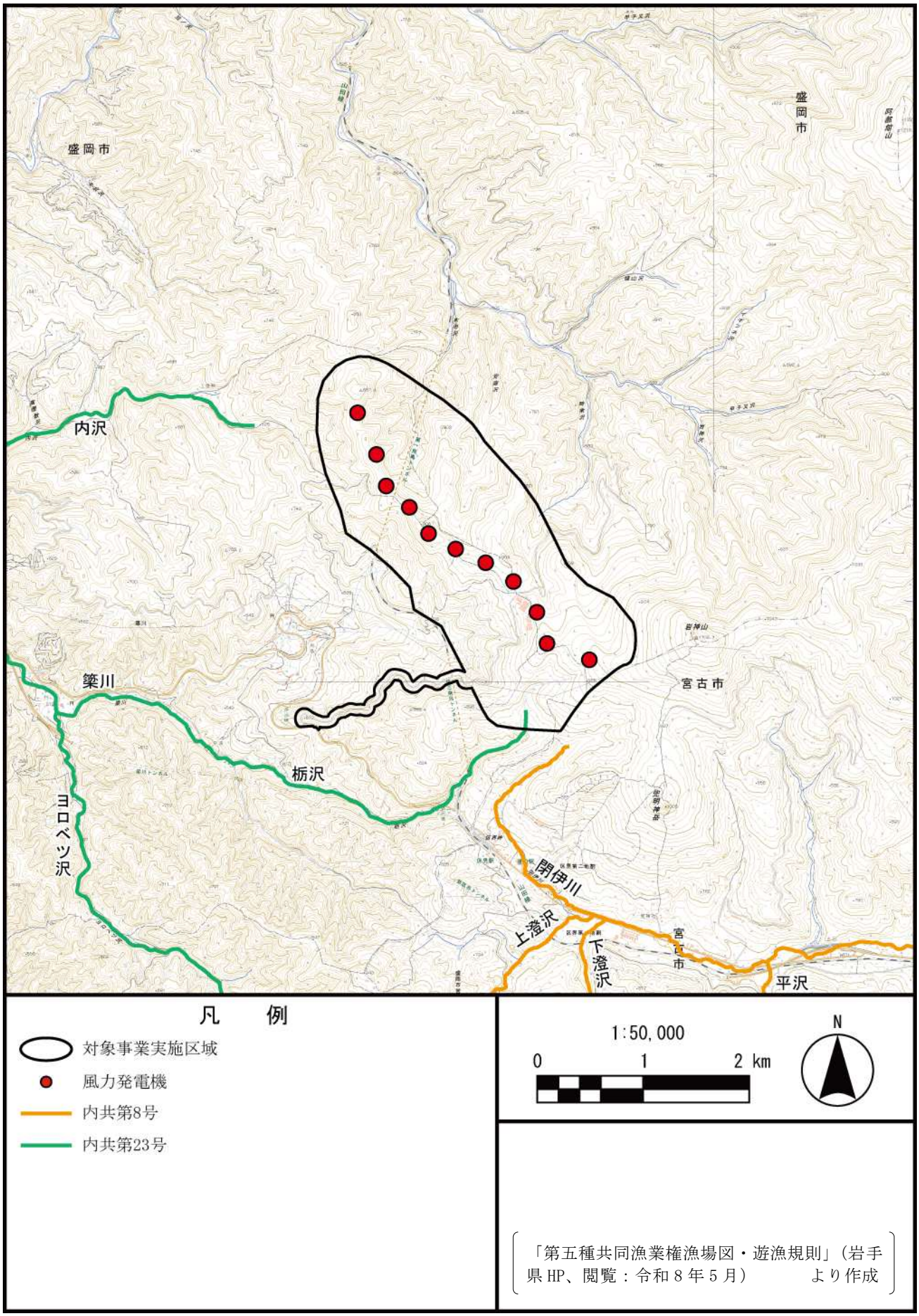


図 3.2-6　農業用水の利用状況



「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則」（岩手県 HP、閲覧：令和８年５月）　より作成

図 3.2-7　内水面漁業権の設定状況

2. 地下水の利用状況

(1)水道用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲における地下水からの水道用水の取水状況は、表 3.2-8 のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-8 のとおりであり、水道用水の地下水の利用がある。

3. 水道水源保護区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「盛岡市水道水源保護条例」（平成 14 年盛岡市条例第 19 号）に基づく水道水源保護区域は図 3.2-9 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は水道水源保護区域に指定されている。

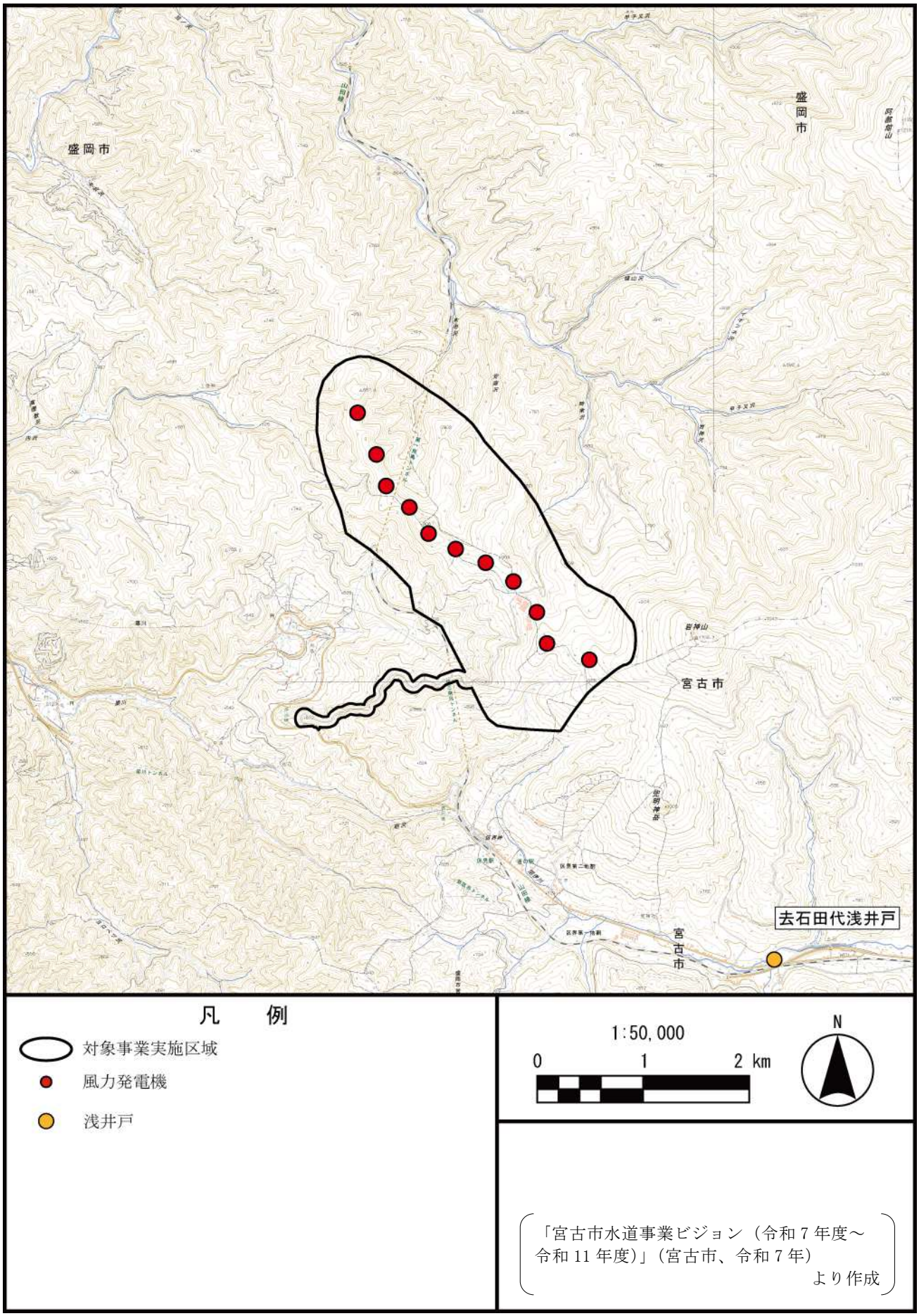


図 3.2-8　水道用水の取水地点

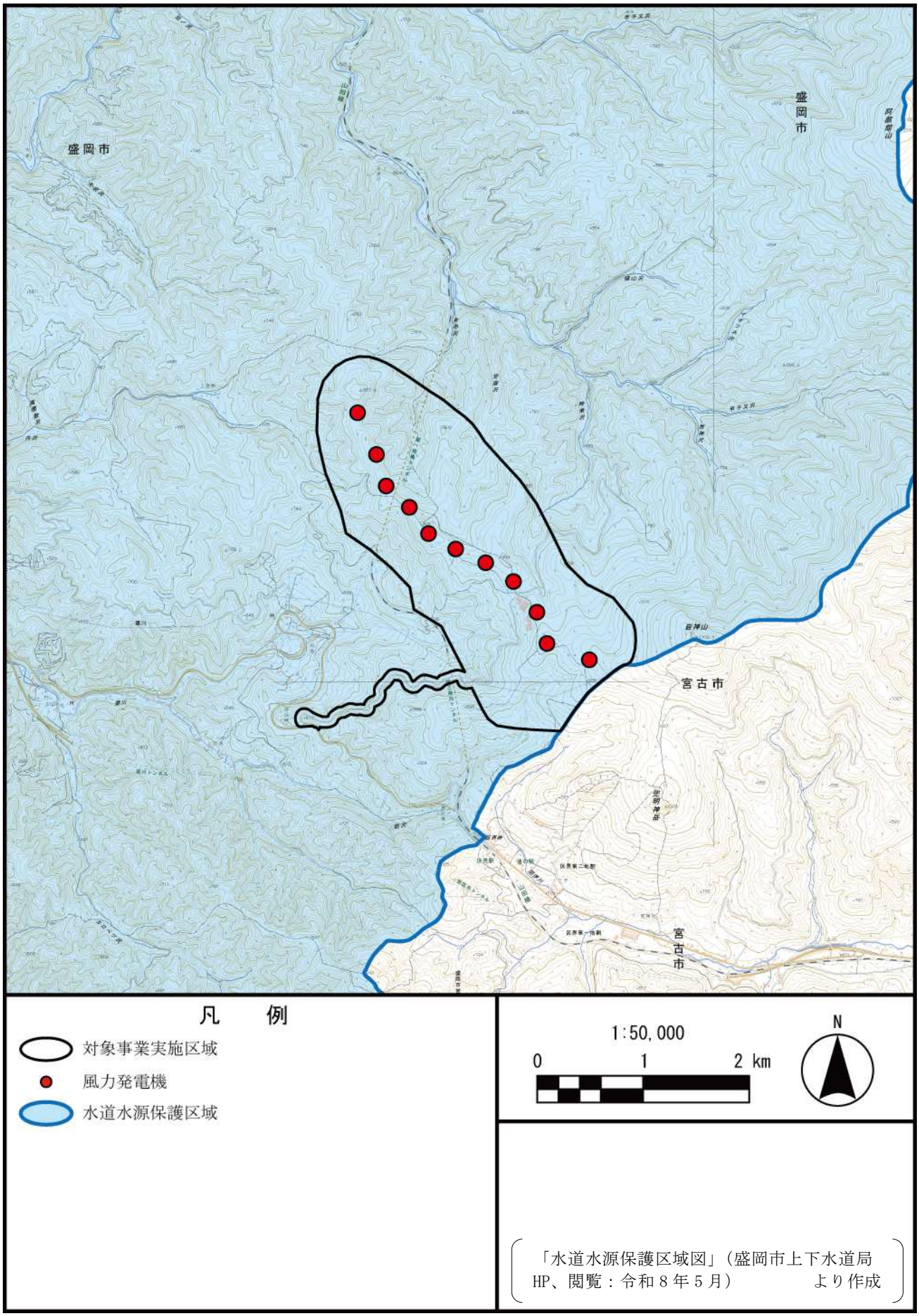


図 3.2-9　水道水源保護区域

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は、図 3.2-10 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には一般国道 106 号等が通っている。

令和 3 年度の主要な道路の交通状況は表 3.2-10、調査区間は図 3.2-10 のとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲には JR 山田線が敷設されている。

表 3.2-10　主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 106 号	①	一般国道 106 号	一般国道 106 号	*4,221*	*5,192*
	②	一般国道 106 号	一般国道 106 号 （宮古盛岡横断道路）	410	504
一般国道 106 号 （区界道路）	③	一般国道 106 号	一般国道 106 号	3,882	4,775

注：1. 表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。
2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。
昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時
3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。
昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度ともに交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。
24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。
〔「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

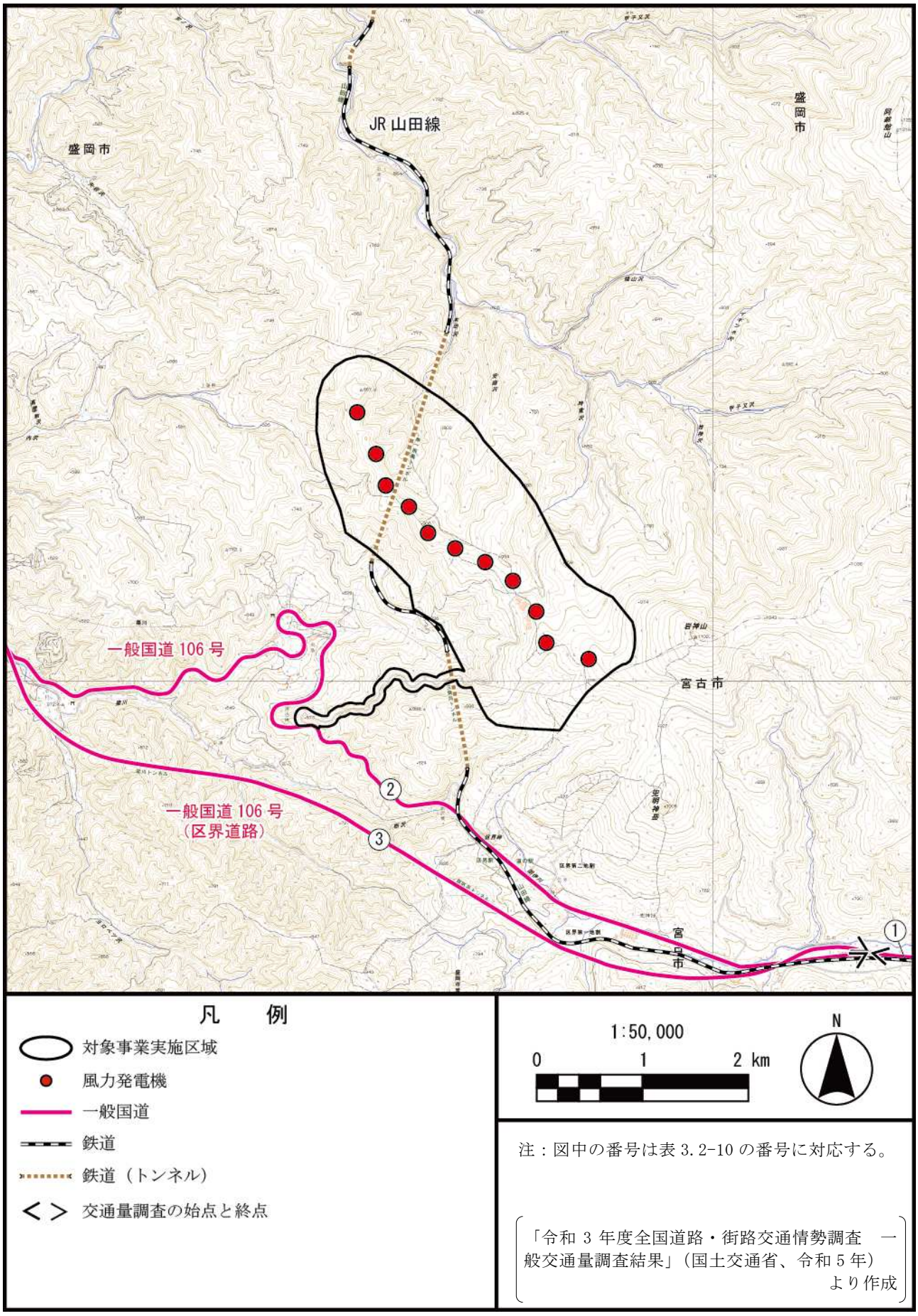


図 3.2-10　主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。対象事業実施区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設はない。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-11 のとおりであり、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約 1.2km である。

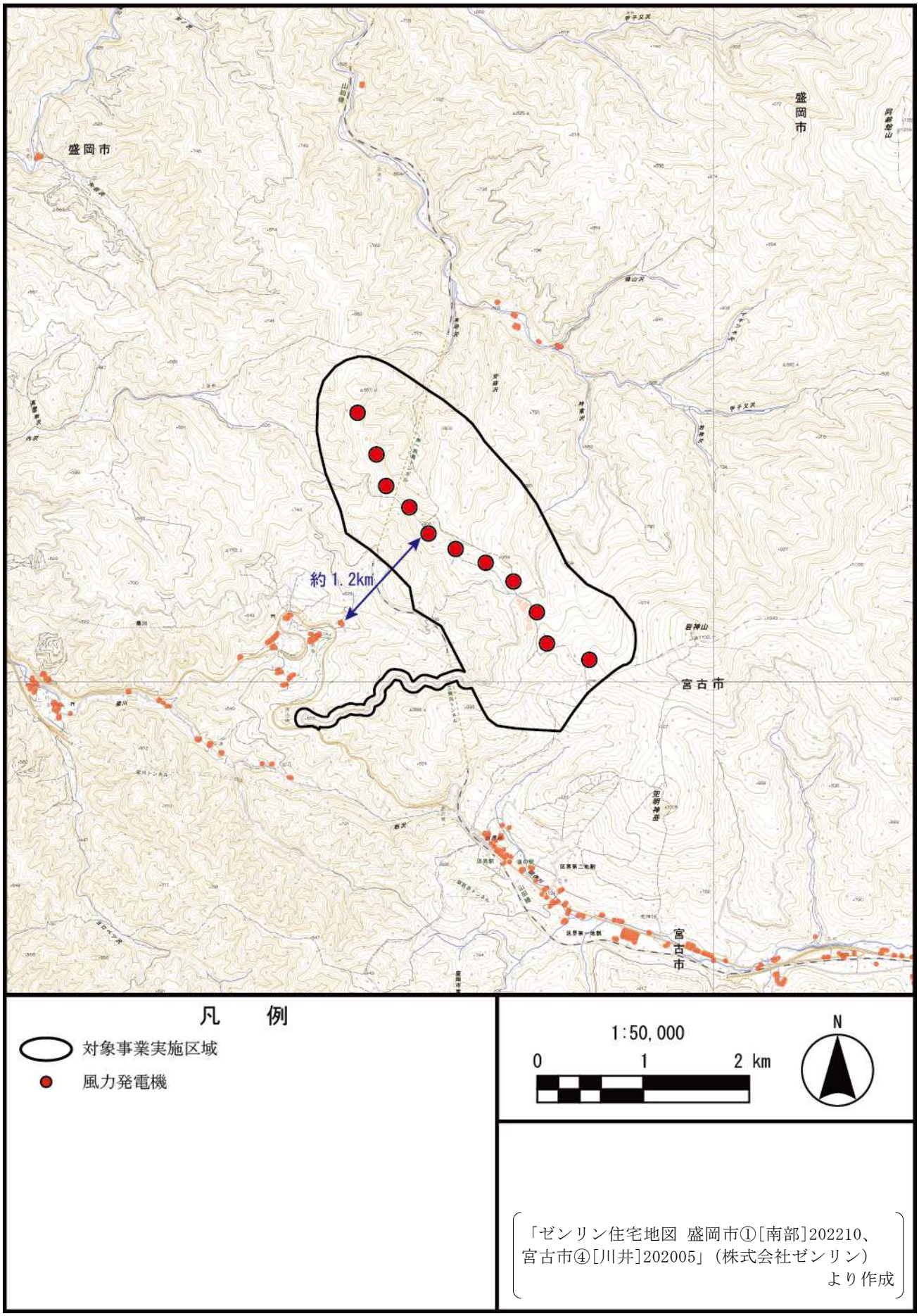


図 3.2-11　住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

盛岡市、宮古市及び岩手県における下水道等による汚水処理人口普及状況は、表 3.2-11 のとおりである。

令和 6 年度末の下水道普及率は盛岡市で 90.3%、宮古市で 65.1%であり、汚水処理人口普及率は盛岡市で 97.0%、宮古市で 82.2%となっている。

表 3.2-11　汚水処理人口普及状況（令和 6 年度末）

区　分	住民基本台帳人口（人）	処理人口（人）						下水道普及率（%）	汚水処理人口普及率（%）
		計	下水道	農業集落排水	漁業集落排水	浄化槽等	コミュニティプラント		
盛岡市	275,739	267,550	248,969	6,461	0	12,120	0	90.3	97.0
宮古市	45,148	37,120	29,382	524	235	6,979	0	65.1	82.2
岩手県	1,145,238	984,127	736,114	74,565	10,628	161,567	1,253	64.3	85.9

注：1. 住民基本台帳人口は、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。
2. 普及率＝処理人口／住民基本台帳人口（%）

〔「令和 6 年度末汚水処理人口普及状況〔市町村別〕」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

盛岡市、宮古市及び岩手県における一般廃棄物（ごみ）の処理状況は、表 3.2-12 のとおりである。

令和 6 年度のごみ総排出量は盛岡市で 92,174t、宮古市で 17,222t となっている。

表 3.2-12　一般廃棄物（ごみ）の処理状況（令和 6 年度）

区　分		盛岡市	宮古市	岩手県
ごみ総排出量	計画収集量（t）	82,676	13,366	318,439
	直接搬入量（t）	6,437	3,594	36,252
	集団回収量（t）	3,061	262	10,734
	合計（t）	92,174	17,222	365,425
ごみ処理量	直接焼却量（t）	72,885	14,576	299,370
	直接最終処分量（t）	58	686	999
	焼却以外の中間処理量（t）	13,761	1,033	41,763
	直接資源化量（t）	2,619	652	12,765
	合計（t）	89,323	16,947	354,897
中間処理後再生利用量（t）		7,818	1,018	36,002
リサイクル率（%）		14.6	11.2	16.3
最終処分量（t）		10,787	1,953	33,818

注：リサイクル率：（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量）／（ごみ処理量+集団回収量）×100

〔「令和 6 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

岩手県における令和5年度の産業廃棄物の処理状況は、表3.2-13のとおりである。

また、対象事業実施区域から 50km の範囲における中間処理施設、最終処分場の施設数は表3.2-14、施設の分布状況は図3.2-12のとおりであり、中間処理施設が55か所、最終処分場が5か所分布している。

表3.2-13　産業廃棄物の処理状況（令和5年度）

（単位：千t/年）

県	排出量	減量化量	再生利用量			最終処分量
			合計	直接再生利用量	処理後再生利用量	
岩手県	2,205	897	1,229	51	1,178	79

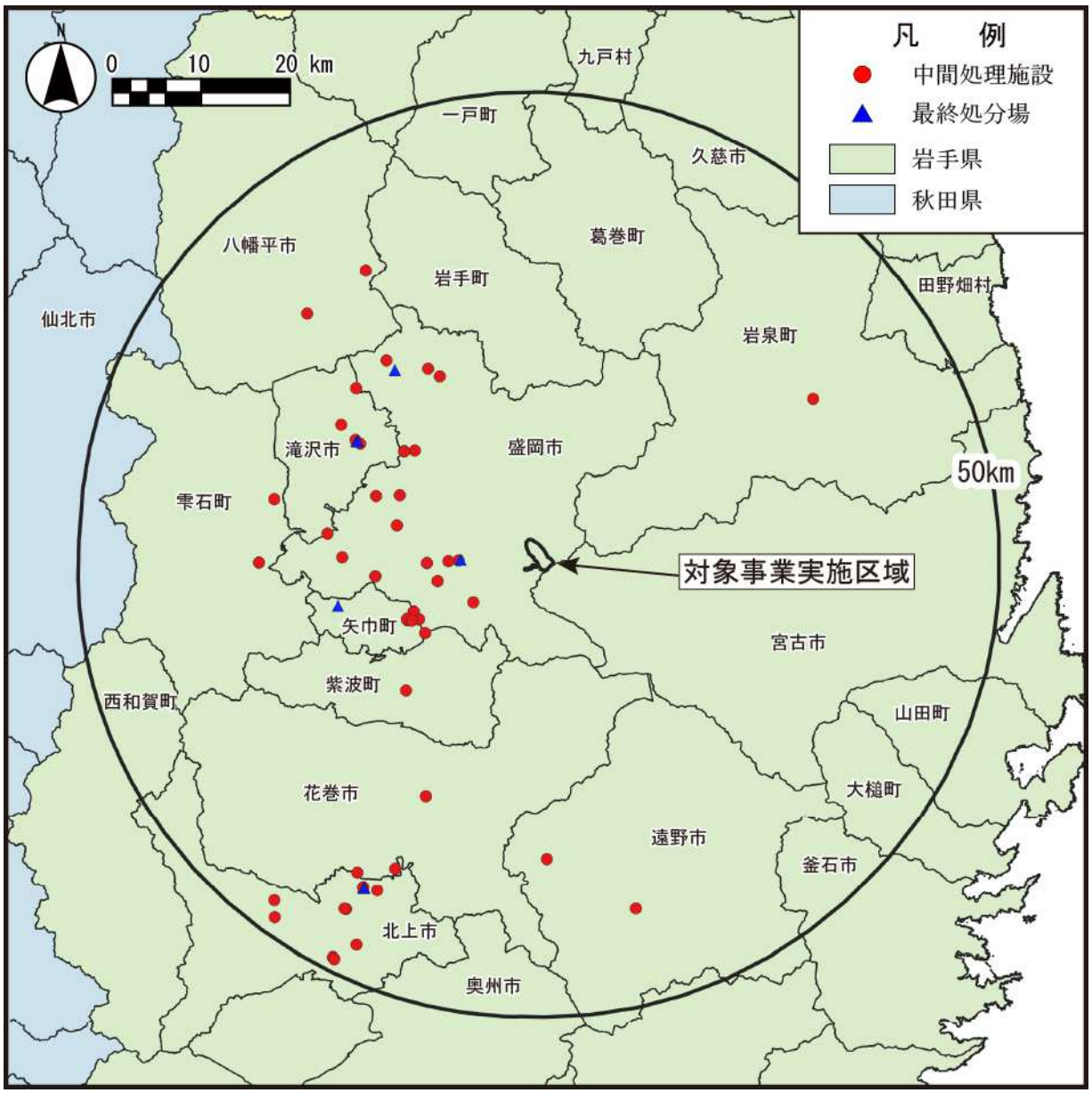
「令和6年度産業廃棄物実績報告書等入力集計等業務報告書（令和5年度実績調査）」（岩手県、令和7年）より作成

表3.2-14　産業廃棄物処理施設数（平成24年度）

（単位：か所）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
岩手県	盛岡市	23	2
	花巻市	4	0
	北上市	10	1
	遠野市	2	0
	八幡平市	2	0
	滝沢市	5	1
	雫石町	3	0
	紫波町	2	0
	矢巾町	3	1
	岩泉町	1	0
合計		55	5

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省HP、閲覧：令和8年5月）より作成



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

図 3.2-12　産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の分布状況（平成 24 年度）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1)環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-15(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、表 3.2-15(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-15(1)　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：令和8年1月30日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

表 3.2-15(2)　大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物　質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒　音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められており、その内容は表 3.2-16 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には類型が当てはめられた地域はない。

表 3.2-16　騒音に係る環境基準

地域の類型			基準値	
	当てはめ地域 （用途地域との原則的対応）	地域の区分	昼　間 （6:00～22:00）	夜　間 （22:00～6:00）
AA	特に静穏を要する地域	－	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m	70 デシベル以下	65 デシベル以下
		2 車線を超える道路の端から 20m	備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「環境関連法便覧　令和 8 年 3 月版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表 3.2-17 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-18～表 3.2-20 のとおりであり、河川、湖沼、海域及び水生生物が生息・再生産する場の適応性ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は、図 3.2-13 のとおりであり、中津川が河川 AA 類型及び生物 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-21 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

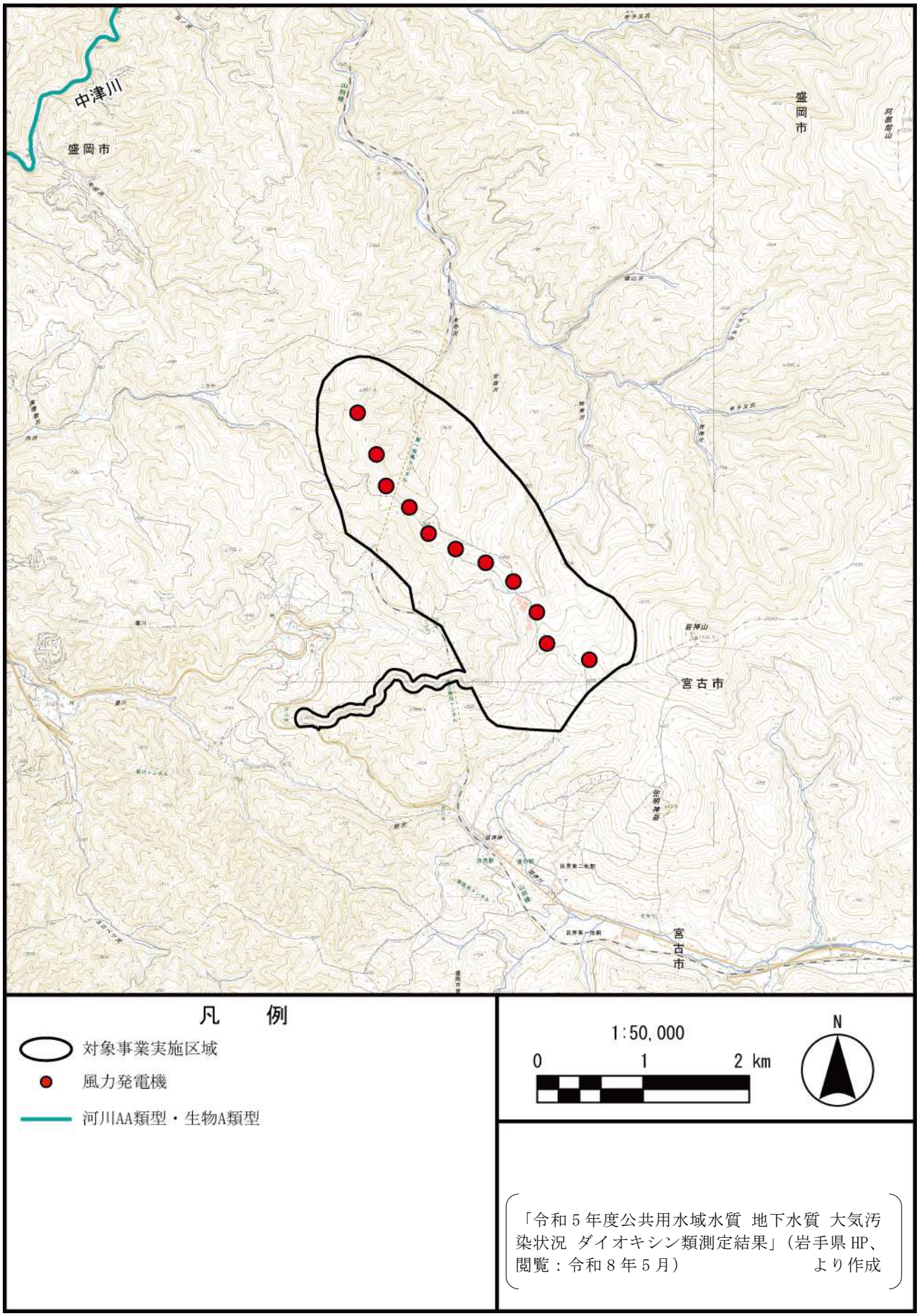


図 3.2-13　水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-17　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。
3. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
6. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-18(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
3. 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。
4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-19(3)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-19(4)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(1)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考
1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成〕

表 3.2-20(2)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成〕

表 3.2-20(3)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成〕

表 3.2-20(4)　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和7年3月31日）より作成〕

表 3.2-21　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-22 のとおりである。

表 3.2-22　土壌汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

（「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日）より作成）

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、表 3.2-23 のとおり定められている。

表 3.2-23　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基　準　値
大　気	0.6pg-TEQ/m^3 以下
水　質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土　壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成）

(2)規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 8 年 3 月 17 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、対象事業実施区域及びその周囲のうち盛岡市の範囲は 14.5、宮古市の範囲は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒　音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの規制基準及び要請限度は表 3.2-24～表 3.2-26 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域の指定はない。

表 3.2-24　特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		基準値			
	当てはめ地域	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	工業地域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考：下記施設敷地の周囲 50m 区域内は同表の各欄（第 1 種区域は除く。）の値から 5 デシベルを減じた値とする。

(1)学校教育法第 1 条に規定する学校
(2)児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
(3)医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
(5)老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

「環境関連法便覧　令和 8 年 3 月版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「工場・事業場にかかる騒音・振動規制」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「騒音・振動規制」（宮古市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成

表 3.2-25　特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業禁止時間	1日の作業限度時間	連続作業限度期間	作業禁止日
1号区域	85デシベル	午後7時～翌日午前7時	10時間	6日	日曜日その他の休日
2号区域		午後10時～翌日午前6時	14時間		

備考：1．1号区域；指定地域のうち、次の区域とする。
(1)第1種区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域）
(2)第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域）
(3)第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域）
(4)第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
2．2号区域；指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域

〔「環境関連法便覧　令和8年3月版」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成〕

表 3.2-26　指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		車線	基準値	
	あてはめ地域		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
a区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	1車線 2車線以上	65デシベル以下 70デシベル以下	55デシベル以下 65デシベル以下
b区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線 2車線以上	65デシベル以下 75デシベル以下	55デシベル以下 70デシベル以下
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般道路 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事が公安委員会と協議して限度値を定めることができる。

〔「環境関連法便覧　令和8年3月版」（岩手県HP、閲覧：令和8年5月）より作成〕

③ 振　動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準及び要請限度は表 3.2-27～表 3.2-29 のとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には規制地域の指定はない。

表 3.2-27　特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		基準値	
	当てはめ地域	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

備考：下記施設敷地の周囲 50m 区域内は、同表の各欄の値から 5 デシベルを減じた値とする。
(1)学校教育法第 1 条に規定する学校
(2)児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所
(3)医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
(4)図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
(5)老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

（「環境関連法便覧　令和 8 年 3 月版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「工場・事業場にかかる騒音・振動規制」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）
「騒音・振動規制」（宮古市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）　より作成）

表 3.2-28　特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業禁止時間	1 日の作業限度時間	連続作業限度期間	作業禁止日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時～翌日午前 7 時	10 時間	6 日	日曜日その他の休日
2 号区域		午後 10 時～翌日午前 6 時	14 時間		

備考：1. 1 号区域；指定地域のうち、次の区域とする。
(1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
(2)第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
(3)近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
(4)工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内
2. 2 号区域；指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

〔「環境関連法便覧　令和 8 年 3 月版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

表 3.2-29　道路交通振動の要請限度

区域の区分		基準値	
	当てはめ地域	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

〔「環境関連法便覧　令和 8 年 3 月版」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、その基準は表 3.2-30 のとおりである。

岩手県では「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年岩手県条例第 31 号）により、上乗せ排水基準が設定されているが、対象事業実施区域及びその周囲に規制水域はない。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-30(1)　水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外　10 mg B/L 海　　域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外　 8 mg F/L 海　　域　15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考

1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注：(※) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和7年5月26日）より作成〕

表 3.2-30(2)　水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項　目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海　　域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考

1.「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）

※「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年 5 月 26 日）より作成〕

⑤ 悪　臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

岩手県では、「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」による地域の規制が行われており、盛岡市では特定悪臭物質による規制、宮古市では臭気指数による規制が行われている。規制基準は表 3.2-31 のとおりであるが、対象事業実施区域及びその周囲に規制地域の指定はない。

表 3.2-31(1)　悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質濃度）

悪臭物質	工業地域	工業地域以外
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.02
硫化メチル	0.05	0.01
二硫化メチル	0.03	0.009
トリメチルアミン	0.02	0.005
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	0.9
酢酸エチル	7	3
メチルイソブチルケトン	3	1
トルエン	30	10
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.03
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
イソ吉草酸	0.004	0.001

〔「悪臭に関する規制について」（盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

表 3.2-31(2)　悪臭に係る規制基準（臭気指数）

規制地域の区分	規制地域のあてはめ区域	臭気指数
第 1 種区域	規制地域のうち第 2 種区域以外の区域	12
第 2 種区域	規制地域のうち都市計画法に規定する工業地域及び工業専用地域	15

〔「悪臭に関する規制」（宮古市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく区域の指定に係る基準は表 3.2-32 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 8 年 4 月 30 日現在)」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和 6 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 8 年）によると、令和 6 年度末現在、対象事業実施区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-32(1)　区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要　件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-32(2)　区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要　件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

岩手県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動等に伴って相当程度多く温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、岩手県では、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成 13 年岩手県条例第 71 号）に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に対し、地球温暖化対策計画書の作成、提出を義務付けている。

(3)その他の環境保全計画等

① 岩手県環境基本計画

岩手県では、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 11 条の規定により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 11 年 9 月に「岩手県環境基本計画」を策定した。その後、平成 22 年 12 月に第 2 次計画を策定し、各種施策を推進してきたが、この間の社会情勢の変化や環境を取り巻く現状と課題など時代の潮流を見据え、令和 3 年度から令和 12 年度を計画期間とする「岩手県環境基本計画」を令和 3 年 3 月に策定した。その後、環境の保全などを取り巻く情勢の変化に対応するため、同計画を見直し、令和 8 年 3 月に改訂を行った。

施策の柱は表 3.2-33 のとおりである。

表 3.2-33　岩手県環境基本計画の施策の柱

	分　野	施策の柱
横断的施策	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	① 持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築 ② 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 ③ 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり ④ 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	① 快適で魅力あるまちづくりの推進 ② 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 ③ 気候変動リスクを踏まえた防災・減災
	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	① 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 ② 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実
環境分野別施策	1 気候変動対策	① 省エネルギー対策の推進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 ③ 適切な森林整備等による吸収源対策の推進 ④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応
	2 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）+Renewable の推進 ② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 ③ 廃棄物の適正処理の推進
	3 生物多様性の保全・自然との共生	① 生物多様性の保全・増進 ② 自然とのふれあいの促進 ③ 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上
	4 環境リスクの管理	① 大気環境の保全 ② 水環境の保全 ③ 土壌環境及び地盤環境の保全 ④ 騒音・振動・悪臭対策の推進 ⑤ 化学物質の環境リスク対策の推進 ⑥ 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応 ⑦ 放射性物質による影響の把握等 ⑧ 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進 ⑨ 北上川清流化対策の推進
	5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	① 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 ② 環境に配慮した行動・協働の推進

〔「岩手県環境基本計画」（岩手県、令和 8 年）より作成〕

② 岩手県自然環境保全指針

岩手県では、自然環境の現状を把握・評価し、それぞれの環境に即した施策の方向を見定め、適切な保全施策を講じていくため「岩手県自然環境保全指針」（岩手県、平成 11 年）を策定している。指針策定後、「いわてレッドデータブック」や環境省の現存植生図データが改訂・公表されるなど、新たな調査資料や情報、知見が蓄積されたことから、令和 3 年 3 月に指針の改定を行っている。

同指針では、「優れた自然」と「身近な自然」の 2 つの視点から環境を捉え、取りまとめている。「優れた自然」については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物種の繁殖地や生息・生育地、そして貴重な地形・地質・自然景観などを対象とし、それらを一定の基準により評価し、保全の目標と方向を示している。「身近な自然」については、身近な緑地や水辺、文化や信仰などを育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場などを対象とし、それぞれの区分に応じた環境保全上の配慮事項を掲げている。

岩手県自然環境保全指針における「優れた自然」の保全方向は表 3.2-34 のとおり、優れた自然評価図における保全区分は図 3.2-14 のとおりである。対象事業実施区域は、B 及び C の保全区分となっている。

表 3.2-34　岩手県自然環境保全指針における「優れた自然」の保全方向

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 ・二次的自然環境の中でも、特に自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域	・重要な植生について、最大限の保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限の保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限の保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。
D	・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	・自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域	・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地などの自然環境の修復、育成に努める。

〔「岩手県自然環境保全指針」（岩手県、平成 11 年、令和 3 年改定）より作成〕

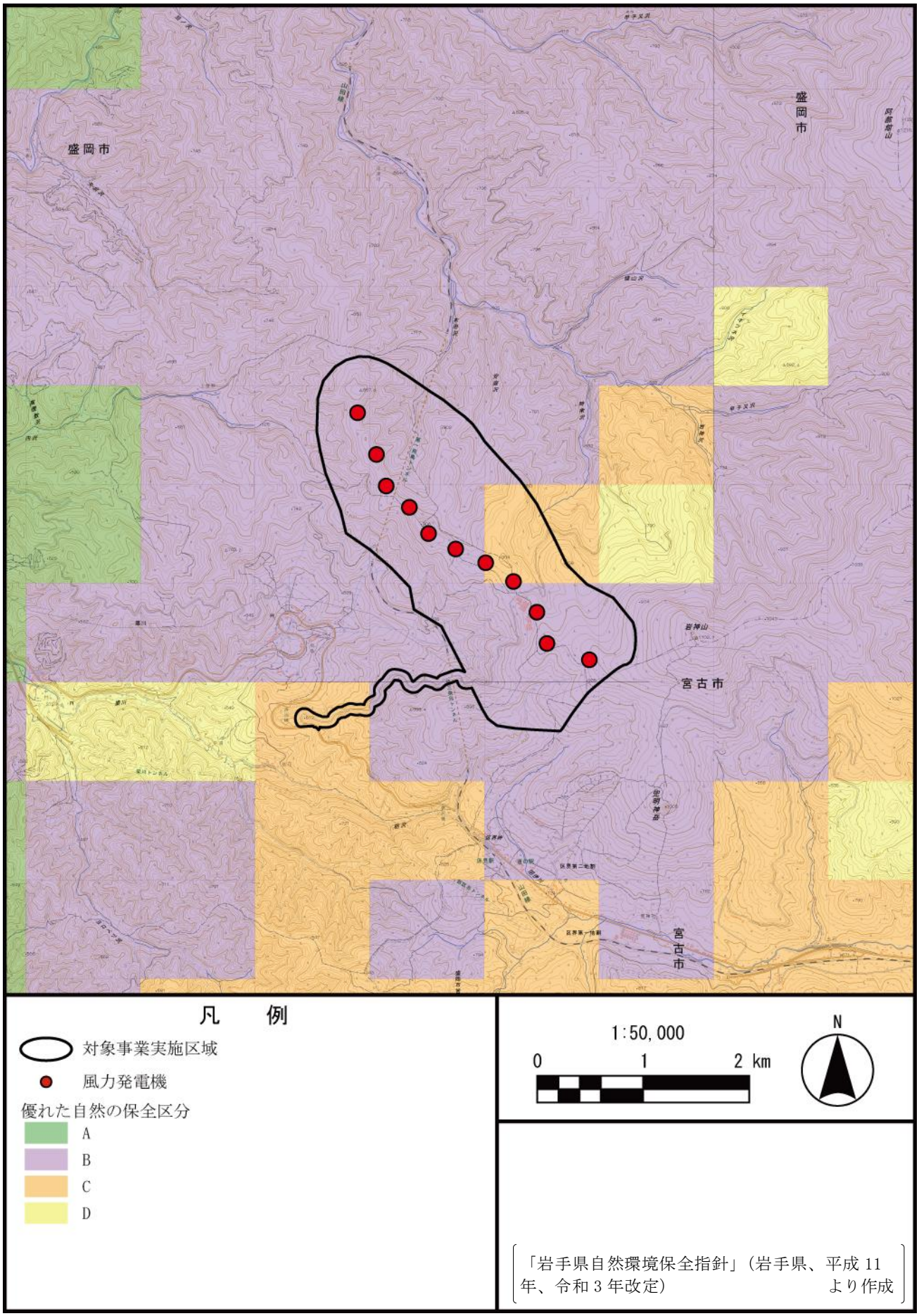


図 3.2-14　優れた自然評価図における保全区分

③ 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画

岩手県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」（平成 15 年岩手県条例第 22 号）に基づき、令和 3 年 3 月に同計画を策定したが、その後、削減目標が引き上げられた国の地球温暖化対策計画の改訂や、社会情勢の変化等に対応するため、令和 5 年 3 月に「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画」を見直し改訂した。その後、令和 8 年 3 月、国のその後の動き、本計画に定める指標や施策の達成状況等を踏まえて、計画期間の中間年における見直しを行い、計画の目標は、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 57%削減、令和 12（2030）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率 66%、令和 12（2030）年度の森林等吸収源対策による温室効果ガス吸収量を 152.1 万トン-CO^2 としている。

④ 盛岡市環境基本計画（第三次）

盛岡市では、「盛岡市環境基本条例」（平成 10 年盛岡市条例第 11 号）において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成 12 年（2000 年）に「盛岡市環境基本計画」を策定した。その後のさまざまな環境問題に対する状況の変化等を考慮し、環境保全の基本的方針を定める「盛岡市環境基本計画（第三次)」（盛岡市、令和 3 年）を改定した。また、令和 6 年 3 月には、環境に関する個別計画との整合性を図るため、一部の指標の見直しを行った。

計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とし、めざす将来像である「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」を達成するため、表 3.2-35 のとおり施策を展開している。

表 3.2-35　施策の体系

施策分野	基本方針	施策の方向
協働・継承	基本方針 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり	各主体との協働の推進
		環境保全活動を担う人材の育成
		環境に配慮した行動の促進
気候変動	基本方針 2 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり	再生可能エネルギー等の普及促進
		エネルギーの効率的な利用の促進
		低炭素型のまちづくりの推進
		二酸化炭素吸収源の確保
		気候変動への適応
循環型社会	基本方針 3 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成	3R の推進
		廃棄物の適正処理の推進
		不法投棄の防止と環境美化の推進
自然環境	基本方針 4 生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成	森林・農地・水辺の保全
		野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生
		緑や自然とのふれあいの促進
生活環境	基本方針 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保	安全・安心な生活環境の保全
		魅力的な景観の保全・形成

〔「盛岡市環境基本計画（第三次)」（盛岡市、令和 3 年、令和 6 年改訂）より作成〕

⑤ 宮古市環境基本計画

宮古市では、「宮古市環境の保全及び創造に関する条例」（平成 18 年宮古市条例第 20 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 20 年に「宮古市環境基本計画」を策定し、その後 2 度の改定を行った。世界的な取り組みや宮古市を取り巻く状況を踏まえ、環境課題の解決を目指すため、「宮古市環境基本計画」（宮古市、令和 7 年）を策定した。

計画期間は令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間とし、環境の将来像である「恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成」の実現を目指し、表 3.2-36 のとおり基本方針と、基本施策を展開している。

表 3.2-36　基本方針と基本施策

将来像	基本方針	基本施策
恵み豊かな自然の維持と、循環を基調とした持続可能な社会の形成	①自然環境の保全	生態系の保全、野生生物の保護と生息数の適正管理
		森林の整備
	②地球温暖化対策	温室効果ガスの削減
		気候変動への適応
	③循環型社会の構築	ごみの減量化と資源化
		ごみの適正処理
	④生活環境の保全	環境リスクの管理
		良好な景観の形成
	⑤環境意識の向上	環境教育・環境学習の普及
		環境に配慮した行動の推進
	⑥環境施策を推進する体制と人材の確保	環境情報の共有、連携体制の構築
		環境活動に取り組む人材や団体の確保と育成

〔「宮古市環境基本計画」（宮古市、令和 7 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「県立自然公園条例」（昭和 33 年岩手県条例第 53 号）に基づく自然公園はない。

② 自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づく保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）及び「岩手県自然環境保全条例」（昭和 48 年岩手県条例第 62 号）に基づく自然環境保全地域は表 3.2-37 及び図 3.2-15 のとおりである。優れた自然環境を有した、学術的価値や希少性等の観点から保全することが必要な地域として、対象事業実施区域及びその周囲に岩手県指定の「区界高原自然環境保全地域」がある。

区界高原には、残丘（モナドノック）である兜明神岳（1,005m）を中心に、シラカバ林やシバ草原、高層湿原など、豊かな植物相および希少な湿原性昆虫類・野鳥が生息する自然環境が形成されており、昭和 49 年（1974 年）、岩手県は「自然環境保全条例」に基づき、盛岡市と旧川井村にまたがる約 550ha を「区界高原自然環境保全地域」として指定した。

表 3.2-37　自然環境保全地域の状況

名称	面積	自然環境の特質	指定年月日
区界高原自然環境保全地域	550ha	高原、残丘とシラカバ等の樹林・草原	昭和 49 年 1 月 23 日

〔「令和 7 年版環境報告書」（岩手県、令和 8 年）より作成〕

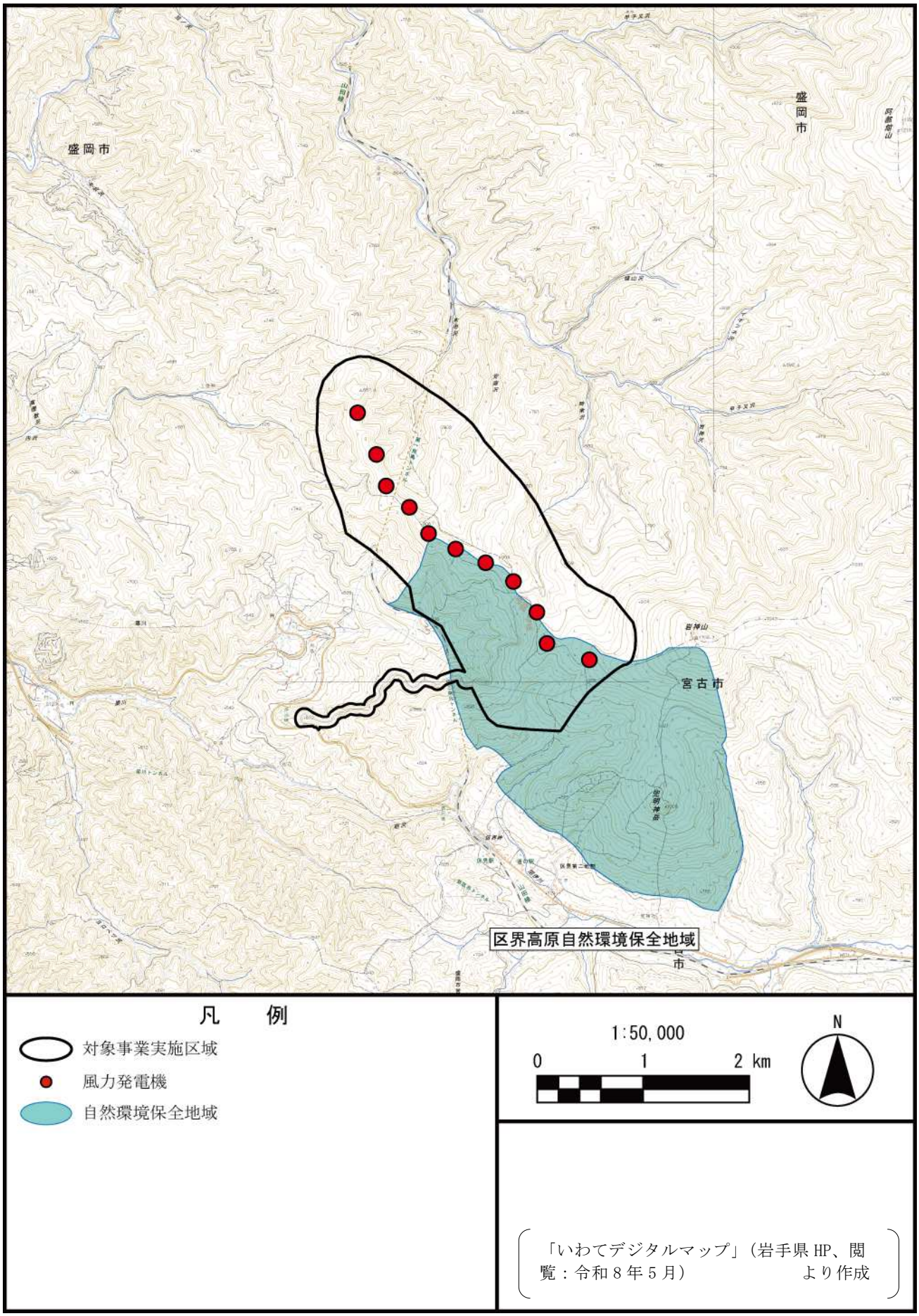


図 3.2-15　自然環境保全地域の状況

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-38 及び図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に鳥獣保護区がある。

表 3.2-38　鳥獣保護区の指定状況

名　称	指定区分	面積（ha） （　）は特別保護地区の面積	期　限
盛岡市小貝沢鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	2,323 (101)	令和 10 年 10 月 31 日
盛岡市高森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	769	令和 15 年 10 月 31 日
宮古市区界高原鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	449	令和 15 年 10 月 31 日

〔「令和 7 年度岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 8 年 5 月 22 日）に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づくラムサール条約湿地はない。

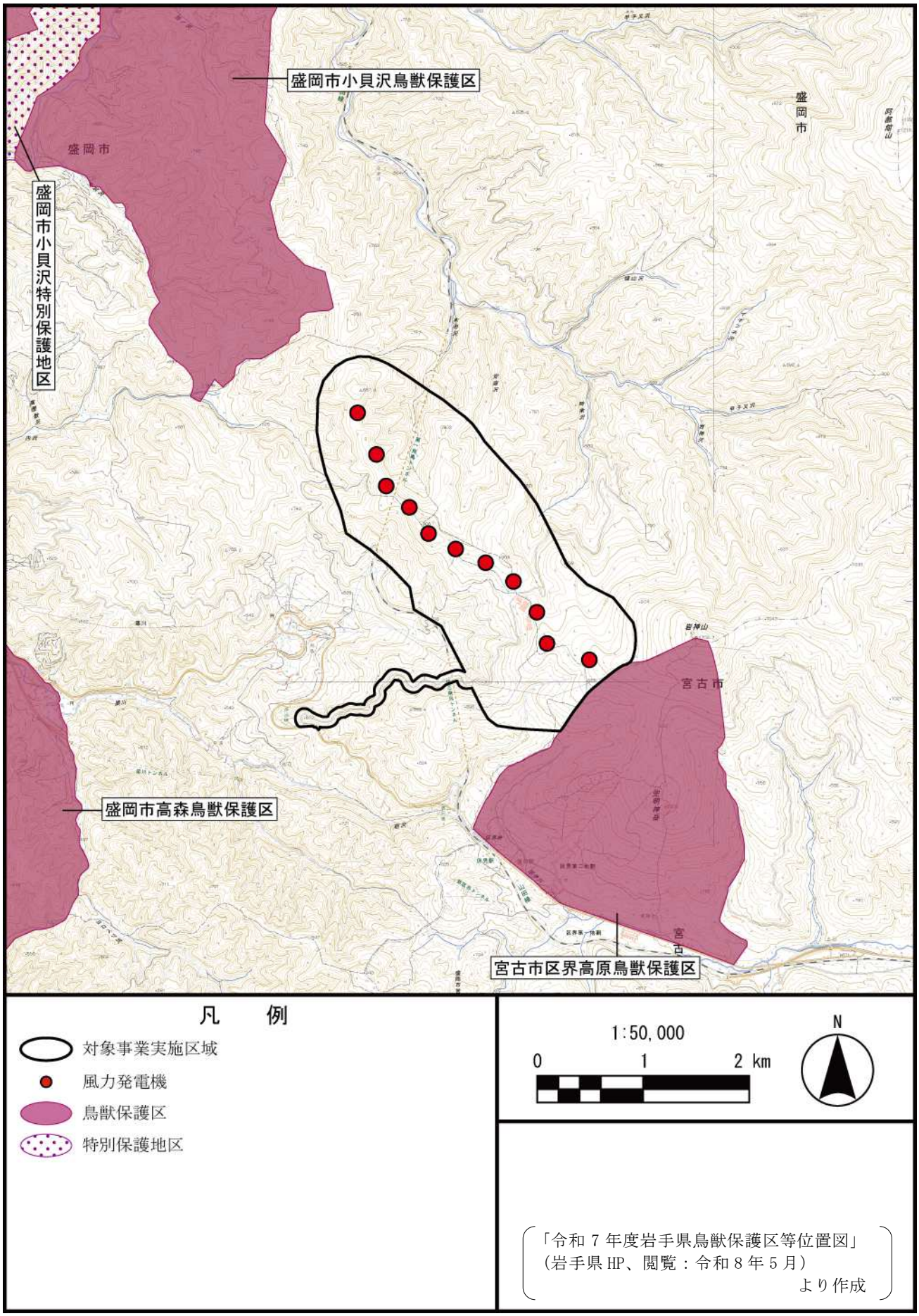


図 3.2-16　鳥獣保護区の指定状況

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)、「岩手県文化財保護条例」(昭和 51 年岩手県条例第 44 号)、「盛岡市文化財保護条例」(昭和 53 年盛岡市条例第 21 号)、及び「宮古市文化財保護条例」(平成 17 年宮古市条例第 202 号) に基づく史跡・天然記念物の状況は、表 3.2-39 及び図 3.2-17 のとおりである。

表 3.2-39　史跡・天然記念物

区　分	種　類	名　称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	県下一円（特に区域を定めず）
	天然記念物	ヤマネ、イヌワシ	地域を定めず
盛岡市	史跡	簗川一里塚　2 基	盛岡市簗川 1 地割 4-5 地内、12 地内

（「岩手県文化財保存活用大綱」(岩手県、令和 3 年)
「盛岡市指定文化財」(盛岡市 HP、閲覧：令和 8 年 5 月) より作成）

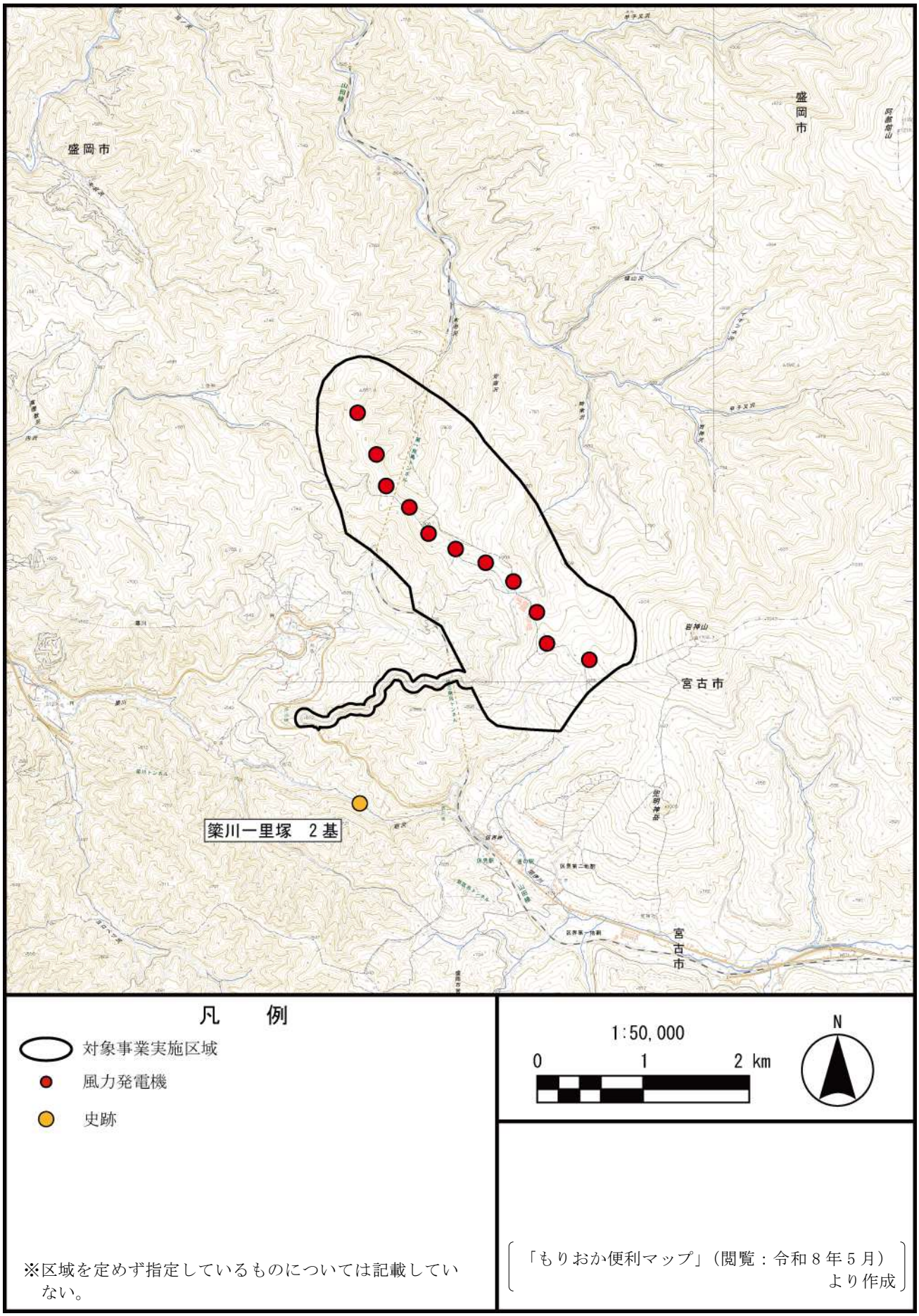

盛岡市
盛岡市
宮古市
宮古市
築川一里塚　2基
凡　例
対象事業実施区域
風力発電機
史跡
1:50,000
0
1
2 km
N
※区域を定めず指定しているものについては記載していない。
「もりおか便利マップ」（閲覧：令和８年５月）より作成

図 3.2-17　史跡の状況

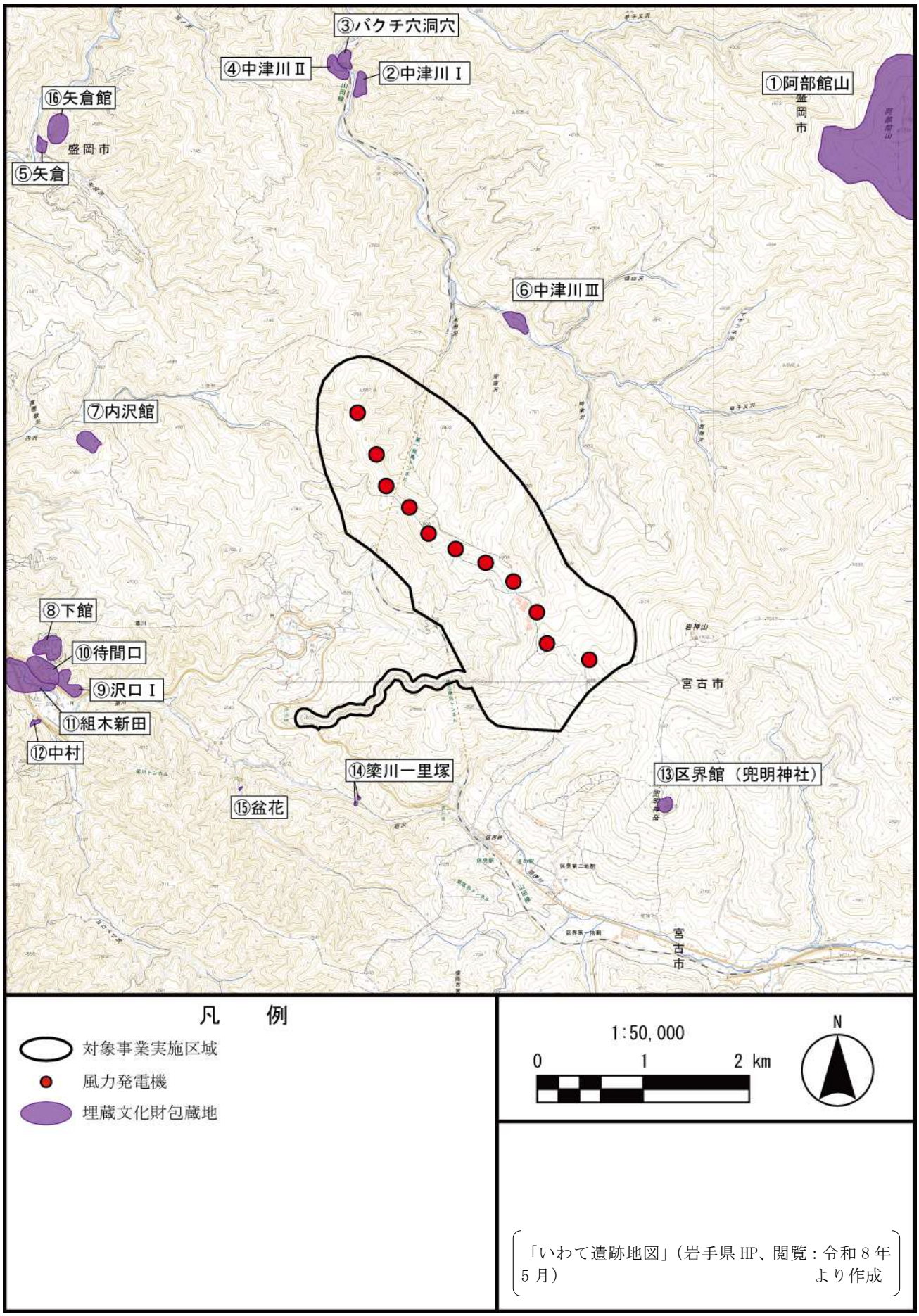
② 周知の埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：4 年 6 月 17 日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に存在が確認されている。

表 3.2-40　周知の埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡名	時　代	種　別	所在地
①	阿部館山	縄文、中世	散布地、城館跡	盛岡市新庄字中津川
②	中津川Ⅰ	縄文	散布地	盛岡市新庄字中津川
③	バクチ穴洞穴	縄文	洞穴	盛岡市新庄字中津川
④	中津川Ⅱ	縄文	散布地	盛岡市新庄字中津川
⑤	矢倉	縄文	散布地	盛岡市新庄字小貝沢
⑥	中津川Ⅲ	縄文	散布地	盛岡市新庄字中津川
⑦	内沢館	中世	城館跡	盛岡市簗川 6
⑧	下館	中世	城館跡	盛岡市簗川 5
⑨	沢口Ⅰ	縄文	散布地	盛岡市簗川 5
⑩	待間口	縄文	散布地	盛岡市簗川字待間口
⑪	組木新田	縄文	散布地	盛岡市簗川 5
⑫	中村	縄文	散布地	盛岡市簗川第 4 地割
⑬	区界館（兜明神社）	中世	城館跡	宮古市区界第 2 地割
⑭	簗川一里塚	近世	一里塚	盛岡市簗川第 1 地割 4-5、12
⑮	盆花	縄文	集落	盛岡市簗川第 3 地割・第 4 地割
⑯	矢倉館	中世	城館跡	盛岡市新庄字中津川、小貝沢

〔「いわて遺跡地図」（岩手県 HP、閲覧：令和 8 年 5 月）より作成〕



「いわて遺跡地図」（岩手県 HP、閲覧：令和８年５月）より作成

図 3.2-18　周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3)景観保全関係

① 景観法に基づく景観計画区域

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）に基づく「岩手県景観計画」（岩手県、平成 22 年）とともに、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成 5 年岩手県条例第 35 号）により、岩手県内全域（中核市である盛岡市及び景観行政団体となった市町村の区域を除く。）を景観計画区域と定めており、宮古市は全域が岩手県の景観計画区域に指定されている。盛岡市は「盛岡市景観計画」（盛岡市、平成 30 年）により市内全域を景観計画区域に指定している。対象事業実施区域及びその周囲の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、盛岡市の範囲は山地景観地域に類型区分され、宮古市は一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に区分されている。

② 都市計画法に基づく風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 8 年 5 月 27 日）により指定された風致地区はない。

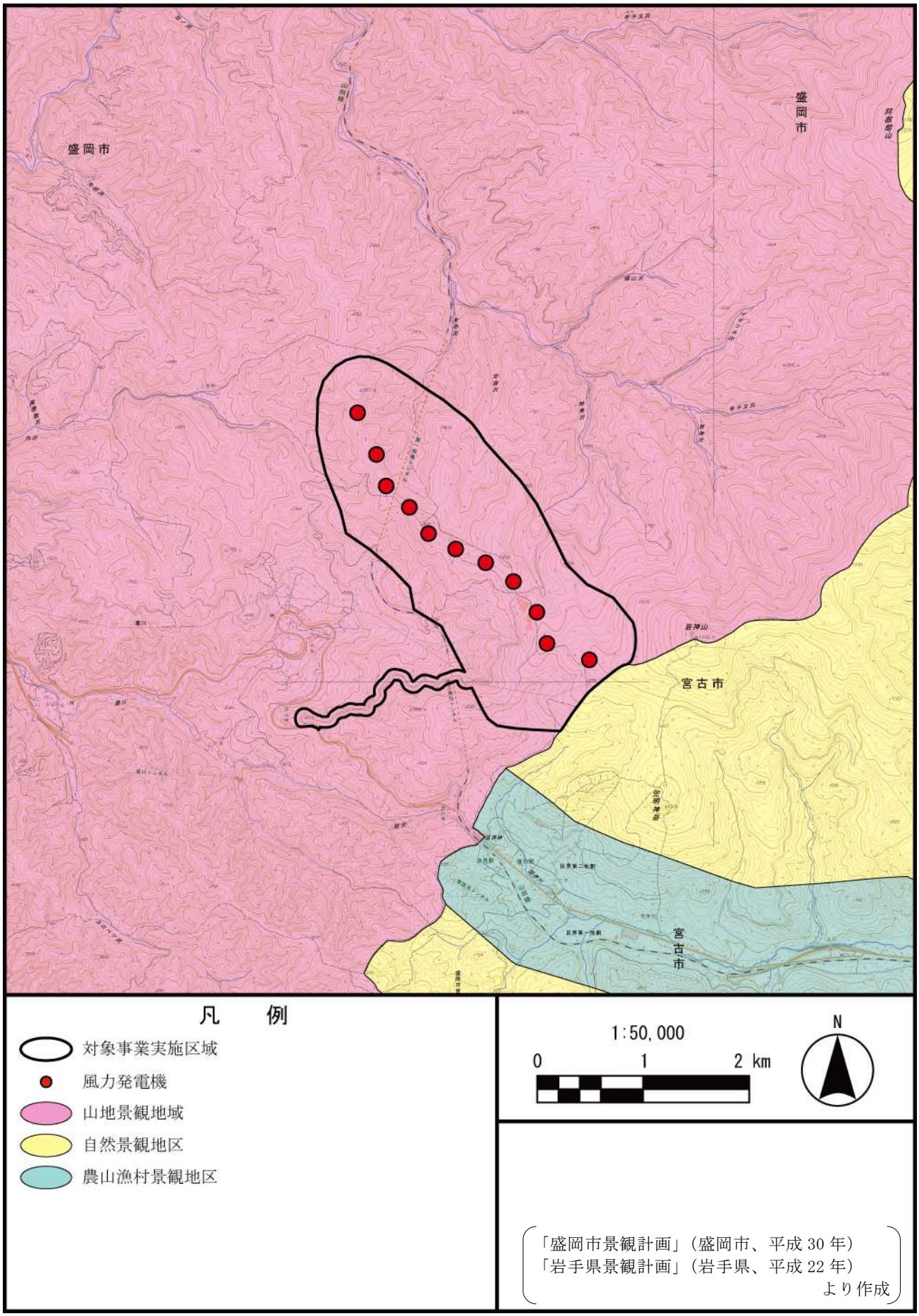


図 3.2-19　景観計画区域の指定状況

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 7 年 5 月 30 日）に基づく保安林の指定状況は、図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林があり、対象事業実施区域内は水源かん養保安林※が分布している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地はない。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域はない。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-21 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区は図 3.2-22 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に山地災害危険地区がある。

⑦ 国土防災まとめ

対象事業実施区域及びその周囲における流域界の状況及び「②砂防法に基づく砂防指定地」から「⑥山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区」の分布状況は図 3.2-23 のとおりである。

※ 水源涵養保安林の機能は、洪水緩和機能、渇水緩和機能、水質浄化機能、地下水涵養機能である。この機能維持のため「水源涵養保安林」に指定し、立木の伐採の制限、場合により伐採後の植栽の義務付け、土地の形質変更の規制、指定目的に反する森林の改変の抑制を図ることとされている。

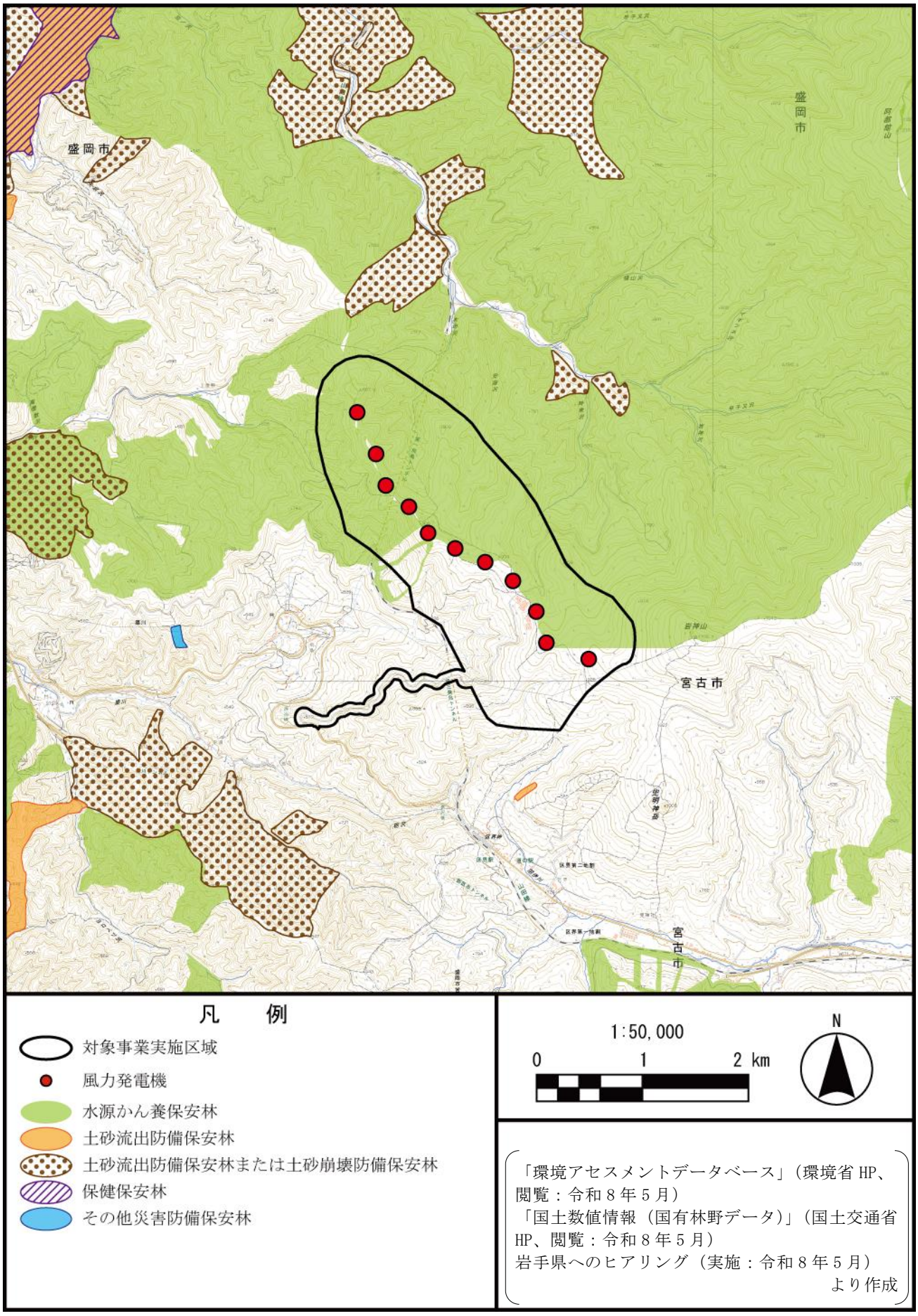


図 3.2-20　保安林の指定状況

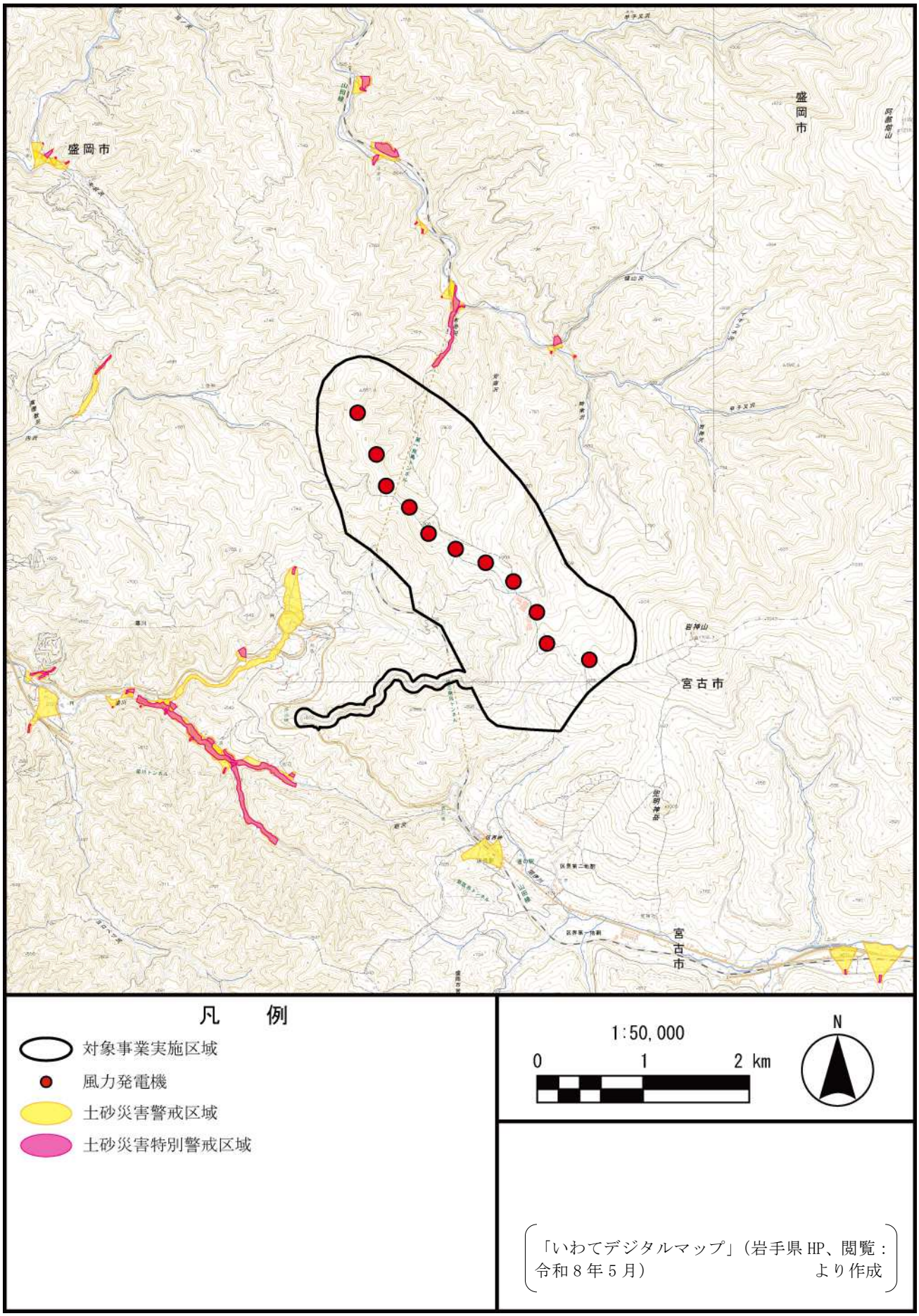
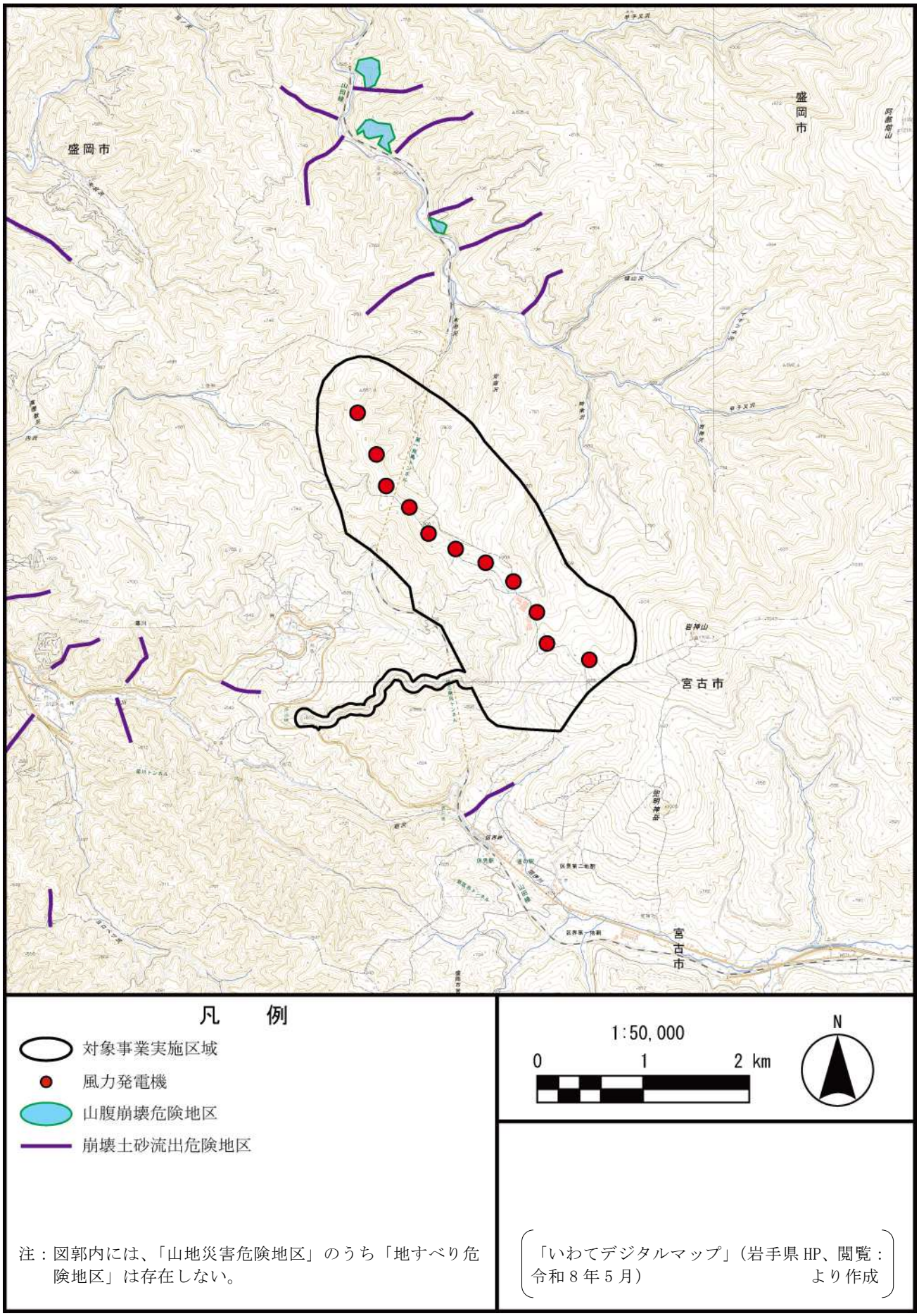


図 3.2-21　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



注：図郭内には、「山地災害危険地区」のうち「地すべり危険地区」は存在しない。

「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和８年５月）　より作成

図 3.2-22　山地災害危険地区

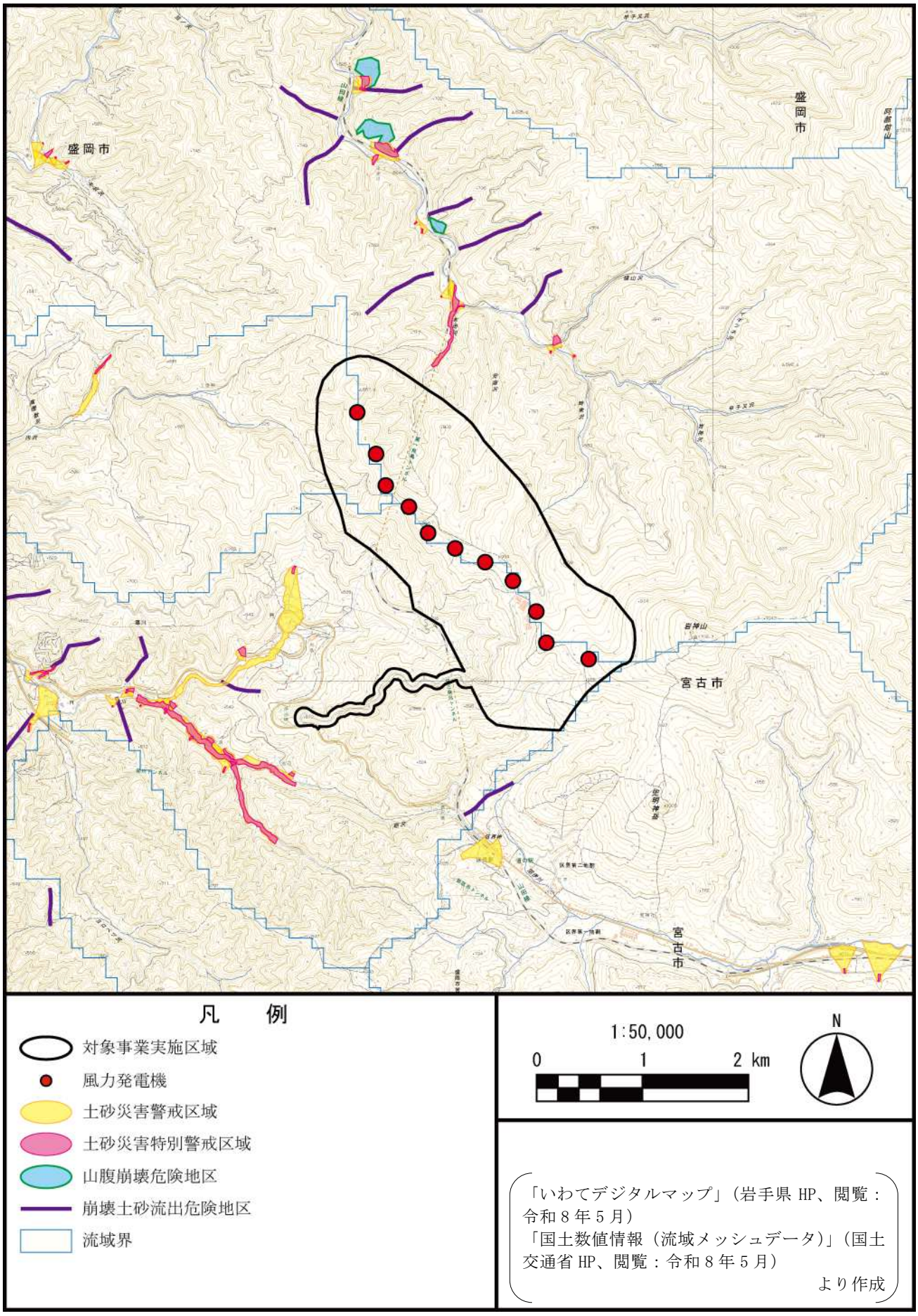


図 3.2-23　国土防災関係の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-41 のとおりである。

表 3.2-41　関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			盛岡市	宮古市	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×
公害防止	環境基本法	水質類型指定	○	○	○	×
		騒音類型指定	○	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	○	×	×
	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	地下水採取の規制地域	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	○	×	×
		国定公園	×	○	×	×
	県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	○	×	×
	岩手県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	○	○	○	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約湿地	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○※	○※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	○	○	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	×

注：1. 「○」は指定等あり、「×」は指定等なしを示す。
2. 「○※」は、所在地が区域を定めず指定した天然記念物の種のみの指定があることを示す。